

第百十六回
参議院内閣委員会會議録第四号

平成元年十二月五日(火曜日)
午前十時開会

委員の異動

十一月二十九日

辞任

木暮 山人君
高木健太郎君

補欠選任

後藤 正夫君
中川 嘉美君

十一月三十日

辞任

十二月四日

辞任

十二月五日

辞任

穂山 篤君

補欠選任

穂山 篤君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

板垣 正君

委員

大島 友治君

岡田 広君

田村 秀昭君

穂山 篤君

正敏君

角田 義一君

野田 哲君

三石 久江君

衆議院議員

修正案提出者

國務大臣

大藏 大臣

國務 大臣

(内閣官房長官)

國務 大臣

(防衛庁長官)

政府委員

内閣官房内閣内

政審議室長

兼内閣総理大臣

官房内政審議室

長

人事院事務総局

任用局長

人事院事務総局

職員局長

総務庁人事局次

長

兼内閣審議官

北海道開発庁計

画監理官

防衛庁長官官房

長

防衛庁教育訓練

局長

防衛庁人事局長

部長

防衛施設庁事務

長

大蔵大臣官房審

議官

大蔵省主計局次

長

事務局側

中川 嘉美君

星川 保松君

田淵 哲也君

中村正三郎君

橋本龍太郎君

森山 眞弓君

松本 十郎君

公文 宏君

森園 幸男君

大城 二郎君

服藤 収君

竹中 勝好君

児玉 良雄君

米山 市郎君

畠山 蕃君

竹下 昭君

石坂 匡身君

小村 武君

原 度君

参考人

厚生省年金局長
阿部 正俊君
厚生省年金局長
松本 省藏君
社会保険庁社会
宮島 彰君
保険業務センタ
丸山 博君
1総務部長
有鉄道改革推進
部長
長
労働省婦人局婦
堀内 光子君
人福祉課長
建設大臣官房官
石岡 征也君
庁宮繕部宮繕計
画課長
日本国有鉄道清
算事業団理事
杉田 昌久君
日本国有鉄道清
算事業団共済事
務局長
長野 倬士君

本日の會議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法

律案(第百十四回国会内閣提出、第百十六回国

会衆議院送付)

○委員長(板垣正君) ただいまから内閣委員会を
開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。
去る十一月二十九日、木暮山人君及び高木健太
郎君が委員を辞任され、その補欠として後藤正夫
君及び中川嘉美君が選任されました。
また、去る十一月三十日、吉岡吉典君が委員を
辞任され、その補欠として立木洋君が選任されま
した。
また、昨日、八百板正君が委員を辞任され、

その補欠として穂山篤君が選任されました。

○委員長(板垣正君) 次に、参考人の出席要求に
関する件についてお諮りいたします。
国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法
律案の審査のため、本日の委員会に日本国有鉄道
清算事業団の役員を参考人として出席を求める
ことに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(板垣正君) 御異議ないと認め、さよう
決定いたします。

○委員長(板垣正君) 国家公務員等共済組合法等
の一部を改正する法律案を議題といたします。
まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。橋
本大蔵大臣。

○國務大臣(橋本龍太郎君) ただいま議題となり
ました国家公務員等共済組合法等の一部を改正す
る法律案につきまして、提案の理由及びその内容
を御説明申し上げます。

国家公務員等共済組合法の年金につきまして
は、さきの昭和六十一年四月より実施されました
年金制度の改正におきまして、公的年金一元化を
展望し、年金給付の設計等が厚生年金と基本的に
同様のものとされたところであります。

このたび、政府は、厚生年金につきまして、財
政再計算に伴い年金給付の改善等の措置を講ずる
とともに、平成元年度の特例として年金額の改定
を行うことを内容とする法律案を別途提出してお
り、国家公務員等共済組合法の年金につきまして
も、厚生年金と同様、年金給付の改善等所要の措
置を講ずる必要があります。

また、日本鉄道共済組合の年金につきまして
は、御承知のとおり、このままでは平成二年度以

降毎年三千億円に上る赤字の発生が見込まれるという大変厳しい財政事情にあります。政府は、別途、被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法案を提出し、平成二年度より被用者年金制度間の負担調整措置を実施することを提案しているところであり、この問題に対応するためには、まず、鉄道共済自身の最大限の自助努力が必要となっております。

さらに、日本たばこ共済組合の年金につきましても、その厳しい財政事情に対応するため、年金給付の見直しを含めました自助努力が必要になっております。

このような事情から、本法律案を提出した次第であります。

以上がこの法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(板垣正君) 次に、本案の衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員中村正三郎君から説明を聴取いたします。中村正三郎君。

○衆議院議員(中村正三郎君) ただいま議題となりました国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案に対する衆議院における修正部分につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

この修正は、まず、政府原案におきましては、年金額の改善を平成元年十月一日から実施することとしておりますが、年金受給者の生活実態等を考慮いたしまして、本修正では、その実施時期を平成元年四月一日に繰り上げることにしたものであります。

次に、在職中に支給する退職共済年金等の支給割合の区分が政府原案におきましては、五区分になっておりますのを、本修正では、その区分を七区分に改善することといたしました。

また、政府原案におきましては、施行期日が「平成元年十月一日」と定められておりましたが、既にこれを経過しているため、施行期日を「公布の日」と改めるほか、所要の規定の整理を行ったものであります。

以上が、衆議院における修正部分の趣旨であります。

第一は、国家公務員等共済組合法による年金につきまして、厚生年金と同様、平成元年十月分より年金額の引き上げを行うとともに、支給回数等の増加等を行うほか、年金額の改定の仕組みを完全自動物価スライド方式にすることとしております。また、短期給付につきまして、財源の拡充等所要の措置を講ずることとしております。

第二は、国家公務員等共済組合法による年金につきまして、平成元年度の特例として、平成元年四月分より、昭和六十三年の消費者物価上昇率を基準として年金額の改定を行うこととしております。

第三は、鉄道共済組合の年金につきまして、その厳しい財政事情に対応するための自助努力の一環として、平成二年四月より年金給付の見直しを行うとともに、旅客鉄道会社等の特別負担及び清算事業団の特別負担についての規定を設けることとしております。

第四は、たばこ共済組合の年金につきまして、その厳しい財政事情に対応するため、平成二年四月より、年金給付の見直しを行うとともに、たばこ会社の特別負担についての規定を設けることとしております。

済組合法にしろあるいはその他各種共済組合法の改正を審議するに当たりましては、その基本になつておりますのが国民年金あるいは厚生年金となつていくわけでありまして、これからの当委員会の審議の参考のために国民年金法それから厚生年金法並びに通称財政調整法と言われております三つのものについて、総括的に修正の部分の説明をいたしたいと思います。

○説明員(阿部正俊君) お尋ねいただきました年金改正関係法案につきまして衆議院で修正が行われておりますので、その修正点の主なポイントについて御説明申し上げます。

法律としては二本でございます。一つは国民年金法等の一部を改正する法律案ということで、これは内容としては国民年金制度及び厚生年金制度の制度改正を内容とするものでございます。もう一本の法律案は通称制度間調整法と称されているものでございまして、被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法案でございます。両法あわせて修正が行われておりますので、通して御説明申し上げます。

まず年金額の改善につきましては、政府原案では当初十月から改善するということになっておりましたが、本年四月にさかのぼって実施するということがございまして、第二点は、厚生年金の保険料率につきまして上げ幅をいまいしょうか、は政府原案では二・二％ということを予定しておったものでございますが、これを平成二年一月から一・九％、平成三年一月以降は二・一％ということの引き上げということになってございます。

それから、厚生年金の支給開始年齢の引き上げに関する点でございますが、これにつきましても支給開始年齢の引き上げに関する将来のスケジュールを明示しておいたわけでございますが、そういったふうな関係規定は削除することにいたしました。別に見直し規定を置くということになっております。見直し規定をちゃんと読ましていただきますと、老齢厚生年金の特例支給、この特例支給といひますのは六十歳から六十五歳までの間に支給される老齢厚生年金のことでございますが、この特例支給につきましては、次期再計算の際に、財政の将来見通し、高齢者の就業機会の確保等の措置の状況等を総合的に勘案して見直しをするということと、これに基づく所要の措置を別に法律をもって定めるというふうな旨の規定を置くというところでございます。

それから、制度間調整につきましては、平成二年度から平成四年度までの鉄道共済の自助努力の額を各年度千八百五十億円ということにいたしました。一方、制度間調整による被用者年金各制度の拠出金はその総額は千五百五十億円というふうにするということでございます。あわせて、国家公務員共済組合連合会の負担についても減額措置を講ずるということ。このために必要な財源については清算事業団の特別負担の増加、JRの特別負担の追加及び積立金の取り崩しにより対応するということ。また政府は、平成四年度末までに制度間調整について公的年金一元化を展望しつつ、その運用状況等を勘案して見直しを行う、附則にその旨の規定を置くということでございます。

あわせて、制度間調整の見直しを行うに当たっては、被保険者、事業主、学識経験者から成る検討の場を設けるということでございます。

以上が主なポイントでございますが、二、三つけ加えさせていただきますと、厚生年金の在職老齢年金の支給割合について五段階を七段階にするとか、あるいは支給の上限について引き上げを図るとか、国民年金基金の運用受託機関に全国共済農協連及び全国共済水産業協連を加えるとか、沖縄の厚生年金について格差是正のための特別措置を講ずる等の内容であり、あわせて施行期日等につきまして所要の修正を行うというものでございます。

以上でございます。

○鶴山篤君 今それぞれ修正の内容が明らかにされましたが、これは衆議院で院の意思として決めたわけですから、それはそれなりの背景というものを持っているのは当然だと思ふんです。政府の

給される老齢厚生年金のことでございますが、この特例支給につきましては、次期再計算の際に、財政の将来見通し、高齢者の就業機会の確保等の措置の状況等を総合的に勘案して見直しをするということと、これに基づく所要の措置を別に法律をもって定めるというふうな旨の規定を置くというところでございます。

立場からいえば、政府の原案を可能な限り成立させてもらいたい、そういう意思であらうと思ひますが、相当各分野できめの細かい修正が行われたわけですが、これについてどういふ御感想をお持ちでしょうか。厚生省並びに大蔵大臣にお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 今回の衆議院におきまして各党のお話し合いをいわざわざから拝見する役回りでありまして、私はこういう問題について、ゼロか一〇〇かという議論ではなく、いわざわざ話し合いによる問題の処理というのが定着してきたことに對して非常に深い感慨を覚えております。

と申しますのは、私も初めて当選をいたしましたから、例えば健康保険法でも、いわゆる健康保険会と言われまして臨時国会を含め何回かの騒動騒ぎに至るような混乱の状況を記憶いたしております。厚生年金保険法を初めていたします年金改正につきましても、いわばゼロか一〇〇かという議論の行われた結果、徹夜の審議等が繰り返された、非常にある意味では反省しなければならぬ国会も記憶をいたしております。

そういう意味では、昭和四十年代の半ばぐらいから、殊に衆議院の例で申し上げますならば、社会労働委員会におきまして年金とか医療保険制度についての議論というものが、それぞれの党の主張を背景に背負いながら、むしろ何とかお互いに妥協点を見出すことはできないかという話し合いを求める空気が盛り上がり、随分長い間そういう状況が続いてまいりました。そういう意味では、その混乱の中からいわざわざ話し合い路線とでも申しましようか、委員会運営の変つてきた中で、社会労働委員会に長くおりました立場からいたしますところとした空気が定着することを求めておりましたし、何回か私自身がその責任者として折衝の場に当たったこともございます。

政府の立場から申しますならば、政府原案が至上最善のものと信じて提出をしておるわけでありまして、これが一切変更なく通過、成立すること

とを求めるのが当然でありますけれども、そうした意思とは別に、院における議論というものが不毛の結果を生まなくなつたということについては私はそれなりの評価をすべきものと、そのように考えております。

○磯山篤君 今大蔵大臣が言われるような状況も当然であつたと思ふんです。審議する側の立場からいいますと、六十一年から七十年度、平成七年までの一元化の問題についてまだまだ将来方向が明確ではない、十分その点についての議論が深まつていないというお互いの気持ちの問題も一つあると思ひます。

それから二つ目の問題は、年金受給者の立場からいいますと、片方では四月一日から恩給法が改正になつて実施になつてゐる。上げ幅について非常に格差がある。これも今回だけでなくして去年もおとしもそういうものを繰り返してきたわけですから、したがつて、そういうものについての、何といひますか、補強をどうしたらできるだろうかという意味も二つ目にはあつたと思ふんです。

それから三つ目には、御案内のとおり参議院選挙の前、後を通しまして、国民の声あるいは選挙の結果というものが具体的に政治の地図を変えたわけですから、そういう状況を踏まえて、国会側もあるいは政府側も年金制度に対する充実強化を言わざるを得なくなつた、そういう背景が三つ目にあるだろうと思ふわけです。

それから四つ目の問題は、どうしても避けて通れない鉄道共済組合の財政の安定の問題だろうと思ふんです。来年度から三千億円不足をしてくるであろうと思われる鉄道共済年金についての財政安定について、政府並びに関係者の気持ちと受給を受ける既裁定者あるいは現職の諸君の気持ちというものが十分に融和をしないまま、自助努力という名前で片方は解決をし、片方がお互いの連帯ということと何とか糊塗しようとした問題が、障害になつたと言ひまされけれども、相当大きな内容になつたというふうに私は受けとるわけでありまして、院の側が修正したわけですから、行政の

方に一々それぞれについて申し上げることはないと思ひますけれども、若干の問題について少しお伺ひをしたいと思ひます。

昭和五十九年度に國家公務員等共済組合法の統合がありました。あのときは當然鉄道共済年金の財政上の問題が大きく原因をして統合という事態が発生したわけですが、あのときも言葉の端々に将来の年金制度の一元化という言葉が出てまいりました。

それから、昭和六十一年度年金制度全体の改正が行われましたが、あのときには年金制度の一元化を踏まえ何々をするというふうな提案理由の中にほつきりしておつたわけです。あの当時の斎藤厚生大臣の説明によりますと、これから十年間かけて年金制度の一元化を図るわけけれども、まず第一に仕組みを変える。一階建て、二階建て、三階建てというふうな仕組みを変える。一階建て、二階建てについては、考え方としては共通の部分である。従来それぞれまちまちに計算をしておりました基礎給金というものを標準報酬月額というものに統一をして、可能な限り一元化の方向をとろうとしたわけでありまして。

一たん、昭和六十一年のときにスタートをしましたが、そのときの連合審査の際に、私は次のようなことを質問しました。第一段階が仕組みの改正、計算方式の改正というものであることは承知をするけれども、第二段、第三段の一元化の方向は何かと、こう申し上げた。そのときの答弁は、第二段階としては負担と給付の調整を図ることを目標にしたいと。言いかえてみれば、それは一本化ではありませんよというふうなその際逆の念を押されたわけでありまして。

したがつて、本来ならば、今回の改正といひますのは、第二段になりまして負担と給付のアンバランスになつてゐるものを可能な限り調整するといふ作業にまず目標が置かれなければならない、こう思ふわけですが、今回の政府の提案あるいはこの修正の考え方からいいますと、必ずしも負担と給付のアンバランスを調整するところから力

点が置かれていないような感じがしてならないわけですから、そのことをどのように意識されているのかどうかということをお伺ひしたいと思います。

○説明員(阿部正俊君) 今回の、制度間調整法と略称をさせていただきますが、制度間調整法の考え方、その基本的なねらいをいたしますのは、ただいま先生御指摘ございましたように、被用者年金制度の一元化といひましようか、結局は給付及び負担の均衡をどう図るかというふうなねらいを持ちまして、そういったふうな方向をにらみながら、その中間地点である今回の財政再計算時において最大限関係者の合意のできる範囲でその方向に向かつて一定の範囲についての調整をするということとでございますので、今回の制度間調整法についての修正等々はそれなりの修正は行われなければならない、その基本的なねらいなり考え方については特段の変更はないものと考えております。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 今厚生省の方からも御答弁がありましたけれども、私も制度間調整法を政府として御提案申し上げ、御審議をお願いしたわけには、今まさに厚生省の方から御答弁がありましたとおりでありまして、従前御説明をしてまいりました方向と背馳するものではないと心得ております。

院の御意思によりまして修正を加えられました部分は、これは院の御意思の表明でありますから、これを政府として云々を申し上げるべきことではございません。政府としては従前の考え方の延長線上のものとして何ら背馳するものではないと心得ております。

○磯山篤君 通称財政調整法にはその意味が十分に込められてゐると、こういうお話がありました。仮の話です、厚生年金あるいは國家公務員あるいは地方公務員その他を通して積立金が仮に十分ではないという仮定に立つた場合に、この制度間調整という話は非常に薄くなる、積極性を

失うというふうには私は思いません。それをもし基礎に給付と負担のアンバランスを調整するということになればどういう方法をおとになりますか、研究したことがありませんか、伺いますか、伺います。

○説明員(阿部正俊君) 給付と負担、特に負担面についてどんなふうな調整をするかということについて検討するに当たりまして、これまでの積立金というものをどういうふうな評価するかということについては大変難しい問題を含んでおります。つまり、年金制度といいますが、一方は積立金という期間における財政の運営が、一方は給付の多寡にも影響するといふふうな極めて長い時期を通じての給付と負担の均衡ということを検討しなきゃならぬということになるわけでございます。

その際に積立金というものは果たしてどう評価すべきなのか。例えて言えば、過去のこれまでの人たちの持ち物なのか、あるいは将来に備えた財源なのかというふうな意見があるところでごさいます。本来制度間の一元化という場合にはそういうふうな積立金をどう評価するべきかということにつきましては、今回の制度間調整に当たりましては、そうしたかなり難しい、かつまた評価が分かれる点については別の先の問題として位置づけまして、当面する現在の負担面についてのみ着目いたしまして、一定の共通する給付について共通に負担するというふうな基本的な考え方について、その範囲内での所要の負担の調整を行ったことについてはいわば直接評価の対象にしたわけではないというふうに御理解いただきたいと思っております。

○磯山篤君 またもう一度後で伺いたいと思っております。それから、負担と給付のアンバランスを調整するのが第二段階であると。そういう作業を行って、最終的に六十一年度から見れば十年後には公

的年金制度の一元化に入るつもりだ、こういうふうな言われてきておりますし、今回の決議案の頭にもそういう文言が入っております。そこで、衆議院の附帯決議を見ますと、速やかに一元化の全体像を示せ、こうなっているわけですが、ざっくりばらんに言いましたら、みんな同床異夢ではないかという感じがしてならないわけです。

それで、今まで私どももいろんな委員会で質疑応答をしましたが、将来の一元化の姿というものの片りんを明らかにしてももらった経験がないんですが、現在考えております一元化の最終的な姿というものはどういふものでしょうか。

○説明員(阿部正俊君) 公的年金の一元化の最終的な姿というお尋ねでございますが、結論から申し上げますと、これは今後各制度間を通じてさまざまな検討を重ねながら構築していくべきものだと思います。現在までのところそういういった政府としてのものは持ち合わせはございません。

ただ、私どもの関係しております年金審議会では今回の制度間調整法を審議するに当たりまして、年金審議会としての一つの方向づけといえましょうか、というものはこんなものではないかというふうな意見書として出ておりますので、それを御紹介させていただきますというわけでござい

ます。年金審議会では、被用者年金制度の一元化に当たりましては、被用者年金各制度ごとの歴史、沿革、先ほど先生からお話ございました積立金なんかもその一つだと思っております。そういったさまざまな条件を異にしておりまして、こうした被用者年金制度は制度としては存続させるというふうな前提に立った上で、一階部分の一元化、つまり基礎年金制度でございますが、基礎年金制度との整合性にも十分配慮しつつ、同一給付・同一保険料率による新たな単一の被用者年金制度を創設すべきであるというふうな意見書をちょうだいしておるところでございます。

この考え方を若干敷衍させていただきますならば、基礎年金制度も基本的にそうでござい

が、いわばほかの制度、被用者年金なり国民年金なりに加入し、かつ基礎年金制度の対象にもなる、いわば二重加入といえましょうか、というふうな仕掛けになっているわけでございまして、二階部分についての各制度を全部廃止して一本化するとかというのではなくて、各制度の歴史、沿革があるわけですから、それを基本的に制度として残したままに負担と給付面について公平な形に持っていくためにいわば基礎年金と同じような趣旨による二階部分の基礎年金といえましょうか、というふうなものを共通の給付について制度化したし、それに各制度がいわば二重加入をすることによって制度間の共通の部分についての負担と給付の公平化を図るというふうな考え方に立った一つの提案ではなからうか、こんなふうに考えております。

私ども厚生省としてはそういうふうな審議会の意見も十分念頭に置きながら、これから関係審議会の審議なりあるいは今回御提案さしていただいております制度間調整法による調整措置の実施状況なりというふうなものの成果を十分見ながら、具体案の策定を図っていくべきものというふうな考え方を次第でござい

ます。○磯山篤君 厚生省には次に聞きますが、将来一元化の全体像が示された場合の国家公務員等共済組合の性格の問題をまず大蔵省に伺います。

国家公務員等共済組合法というのは公務員制度の一環として存在をする、そういう認識のもとに我々はずっと来たわけですが、今厚生省の話があらりましたように、将来基礎年金部分について充実強化といいますが、それなりの仕組みを強化する。二階建てについても共通の部分として、仕組みはそんなに変わらないで、負担と給付のアンバランスを調整した段階には一元化の方向が出るわけですね。そうしますと、今まで私どもは公務員制度の一環としてこの国家公務員等共済組合法を認識してきたわけですが、その一元化ができるようになるならば公務員制度の一環という話は、性格はなくなるのであるのかないのか、その点、大蔵省はどうでしょうか。

○政府委員(小村武君) 厚生省から来る御説明がありまして、公的年金の一元化というのは、国家公務員共済組合が社会保険方式をとっている限り、やはりこれと歩調を合わせて平成七年の一元化に向けて十分協議をしていかなければならないと思っております。

片や、委員御指摘のとおり、国家公務員制度との関連をどう位置づけるかという問題が次の問題として出てまいらると思っております。私どもはその点も十分認識をしております。ただ、今は何よりもまず一元化に向けて各制度が協力をしていく。今回の制度間調整法も一元化に向けて費用負担面での地ならしという位置づけで審議をお願いしているわけでござい

踏まえてなお一元化の方向については時間をかけて勉強していくのか、そういう方向に議論が分かれますと思うんです。厚生省としてはどういう道をとろうとされているんでしょうか。

○説明員(阿部正俊君) 先生の御質問は大変難しい質問でございます。的確なお答えになるかどうか若干心もなない感じもするわけでございますけれども、私どもとしては、公的年金制度の一元化という場合の目標の年次といたしまして、従来はいわゆる七十年、平成で言えば平成七年というものを一つの目標にしておるということについては政府の閣議決定をした方針でございますので、私どももそれに沿って対応すべきものというふうと考えておるところでございます。

なお、制度間調整事業につきましては、これはその性格として、今回の法律案の第一条に書き添えていただいておりますけれども、「被用者年金制度間の給付と負担の両面にわたる調整を図るための被用者年金制度全体の見直しの措置が完了するまでの間」における特別措置だと。つまり、これを平たく言えば、いわゆる一元化までの暫定の措置だ、こういうことでございまして、そういう性格を持つものでございます。

ただ、そのねらいとする方向はあくまでも給付と特に負担についての調整ということでございまして、一元化というものの目指す給付と負担と両面にわたる均衡を図るという面に即したものでなければならぬというふうに考えておりますし、そうした考え方の点については、今回の修正による例えば三年後に、平成四年度末に見直すというふうな点も、これはあくまでも制度間調整事業についての見直しでございまして、基本理念そのものについては、今回、当初御提案したとおり趣旨を踏まえてやっていくべきことについての特段の障害になるようなものではないというふうな私どもは考えておるところでございます。

○磯山篤君 それでは、簡単に申し上げましょう。仕組みはすべて一階建て、二階建て、三階建てになっていますね。一階建ての者は国民年金の

みに加入をしている者である。厚生年金、共済組合は一階と二階と三階が共通だけれども、鉄道共済年金については三階建ては適用にはなっていない。この仕組みはみんな同じですね。それから、その次の計算方式は、かつては違いましたが、現在標準報酬月額を基礎にして計算するわけですね。属人からいうならば報酬比例部分の何等級に該当をしているか、あるいは勤続年数、加入期間が何年であったかという違いだけが最終的には残るわけですね。あるいは、多少の問題はありますが、厚生年金であるが、各種共済組合であるが、支払いの条件が同じになる。こうなりますと、一階建て、二階建ての部分は共通をするわけです。

そうしますと、あと負担と給付のバランスがとれるようになれば、なればというの、かなり面倒なことが途中にあると思えますけれども、それが完了すればいいと思いますか、それを乗り越えれば最終的には共通する部分についての年金制度というの一本に形式的にはできる、こういうふうな理屈に進むと思うんですが、その点どうでしょう。

○説明員(阿部正俊君) 現段階で最終的な一元化の姿に関するような点について余り言及するのは私としてはいかかと思えますけれども、先生の御尋ねに即してお答えさせていただきますとすれば、一言で言いますと、同じような仕事をし、かつ同じような年数の勤務期間を持ち、同じような給与を得た方については、その所属する集団がたとえ違っても、結果として同じような給付に結びつくというのが一元化の一つの理想的な姿ではないか、こんなふうに考えるわけでございます。

ただ、その場合、各制度ごとに、例えば国家公務員で申し上げますと、国家公務員制度とかかわりその他の点で、制度的には三階部分まで含めて完全にそれを実現するというのはなかなかやばり難しい面もあるし、そうすることがかえって不合理を生むということにもなる面も否定できない

のではないかと思いますので、いわば三階部分は別にして二階部分については、共通の部分についてまでは私が最初に申し上げたような結果になるような形に持っていくようにするというの、一つの考え方なのではなからうかというふうに思われます。

○磯山篤君 これは今後相当議論をした上で全体像を詰めてもらうと。その場合に当然気になりますのは、それぞれの被用者年金制度というのには歴史もありますし、もともと生臭い話で言えば感情も残っているわけです。したがって、そう機械的に統合するというのにはいろいろな政策を加味しなければできない、こう思うわけでありまして、その問題はそこまですべておきたいと思っております。

それから、前に戻りまして、負担と給付のアンバランスを調整するという意味を片方に持ちながら、片方では鉄道共済年金の財政の問題を考えなければならぬというところから通称財政調整法が出てきたというふうに思います。

そこで、二つのことをとりあえずお伺いしたいと思うんですが、国民の皆さんの中には、それぞれの年金に加入している人の中には、鉄道共済年金の財政上の問題については主として政策の問題、過去の運輸政策なり交通運輸事情の構造的な問題があるんだから、これはその問題として十分政府が責任を持って解決を図るべきだ、こういう意見といたしまして、当たり前のことですか、そういう意見が一つあるわけですね。まずそれについてどう考えるのか。

それから二つ目は、今私が申し上げましたように、財政調整というのにも含むけれども、給付と負担のバランスを将来の一元化に向けてどうとするとすれば、現状は何か幾つかの割合でお互いに協力をして合っていかなければならぬ、こういう後段の道を政府はとられたわけですが、まず最初に、鉄道共済年金の財政上の問題については国が責任を持って財政処理をすべきではないか、こういう意見があることについての政府の認識といた

ますか、考え方を伺いしておきたいと思えます。

○国務大臣(橋本龍太郎君) ちょうど昭和四十年代の後半になりますと、内閣総理大臣の諮問機関であります社会保障制度審議会、これには御承知のとおり院を代表する委員が何名かずつ入っております。当時私は衆議院から社会保障制度審議会の委員を拝名いたしておりましたけれども、当時の国鉄共済につきまして将来に対する懸念というものはその時点から私どもの中では表明をいたしておりました。

その当時たしか国家公務員共済が直近三年をとっておったと私は記憶をいたしております。中途それが直近一年に変わりましたが、国鉄共済のみが退職時給与をベースに制度を組み立てておられたというように、またその資産運用等につきましていろいろな角度から問題が提起をされ、たしか私の記憶では、社会党を代表して大原亨先生がおられたような気がいたします。国会側の委員が党派を超えて国鉄共済に対しての資料要求を繰り返した時期がございました。しかしその当時、他の共済制度の資料は社会保障制度審議会に非常に速やかに提出をされましたけれども、実は国鉄共済の資料提供だけはなかなか十分に行われず、社会保障制度審議会として抗議の意を表明するために、たしかある年のときは他の共済制度に対する答申を出しましてから一週間程度おくれで国鉄共済についての答申をまとめたことがございます。

そして、そのころから実は現在の鉄道共済の状況に至る不安というものは一部において心配をされながら、その問題として指摘をされました点につきましてなかなか改善の道がとられませんでした。今申し上げました退職時給与も一つの例であります。そしてそれが、これは組合員の責めに帰すべきではないけれども、当時の国鉄の管理者側の労務政策に利用されたといったような面もマル生問題の当時には指摘をされたこともございました。

さまざまな問題がありましたただけではなく、退職時特昇が年金額に反映をいたしませんこと、あるいは保険料の引き上げ不足など鉄道共済自身の制度あるいは運営に起因する面がありましたことは委員がよく御承知のとおりであります。また一方は、モータリゼーションの進行など産業構造の変化、人口構造の高齢化に起因をいたします面等々もございました。こうした面は必ずしも私は国の責めに帰すべき面だとは考えておりません。しかし、かつての原因がどうこうということを今申し上げるよりも、鉄道共済年金への今回の対応策というものは、こうしたことすべての原因を勘案しながら取りよめをいたしたわけでございます。

委員御承知のように、たまたま私は運輸大臣の際に国鉄の分割・民営という一つの歴史の変革の責任をとる状態になりましたが、その時点におきましても鉄道共済について心配でありました。政府の中におきましても鉄道共済についての関係の懇談の場を設けると同時に、有識者の方々にお集まりをいただき、労働組合の方々あるいは学識経験者、いろいろな方々にお集まりをいただいて鉄道共済問題についての御意見も拝聴してまいりました。今回の考え方の中にはそうしたものがすべてが生かされておると考えております。

一方では、先ほどから厚生省の方で御説明がおりますように、今回平成七年の公的年金一元化に向けてまして制度間調整というものが動き始めるに至りました。たまたまこの制度間調整をスタートさせる段階におきまして、いわば助けを求める側に立ちました共済は鉄道共済とたばこ共済の二者でありまして、結果として他制度から御協力をいただく羽目になったわけであります。これは各年金制度を通じる共通給付部分につきまして負担の調整を行おうとするものでありますから、公的年金制度における先ほど来委員が御指摘になつております給付と負担の一元化という観点からは極めて合理的な仕組みが組み上げられたと考えております。

よくありますのは、国の責任だと、だから国の

負担でという御議論がありますが、それは結局は国民の税金をもってこれを補てんしろということでありまして、現在、ようやく明年度何となく赤字国債依存体質から脱却をしたいと願っております。そのような厳しい財政状態の続く中で、自助努力を行っていただく、また各公的年金制度全体を通じて基礎年金の三分の一に集中して国庫負担を行っております状況の中で、鉄道共済にのみ国の特別な負担を行うということは公平の観点から見ましても不適当な方法であると考えております。

また、今回一連の対策の中で清算事業団に特別の負担を求めようわけでありますが、清算事業団の経理内容も委員よく御承知のとおりでありまして、この負担というものが最終的に国において処理する債務等の増加になっておることを考えますと、国もこうした形でその役割を担っているということも申し上げたいと存じます。

閉山がずっと続いてきたわけですが、国鉄の場合について言えば、予算総則の中で人件費を毎年毎年減らされる、国鉄の立場からいえば所要員というものを毎年減らしていく、そのために肩もたたいが早くやめてほしいと。そうなりますと、退職者がふえてくるのは技術的に言えば当然だと思ふ。その結果が二十万の現職に対して既裁定者が四十七万人にもなった。これは単に物理的な結果というよりも、人為的な要素が非常に多かったというふうにも私は思ふわけです。したがって、少なくとも政府原案を提案した際に、国の責任、あるいは今日では清算事業団というスタイルになっておられますが、国並びに清算事業団の負担を合理的にしていこうということが当然だろうと思ふんです。

○磯山篤君 ざっくりばらん話ですけども、厚生年金にしろあるいは他の国家公務員、地共済、そういう方々の意見を聞きますと、それぞれみんな苦勞して積立金も持っておるし、運用についても知恵を働かしている。そういう中でなぜ制度間調整という名によっておれたちの財産をつぎ込まなければならぬのかと、その話をしてみてもなかなか皆さんは納得しないわけですね。

ところが、政府の当初原案でいきますと、各鉄道共済が負担をしますのは千五百五十億円になっている。片方の他の制度の拠出分が千四百五十億円というふうに、客観的に言えらうが千四百五十億円は出しておられますけれども、もともと国の果たすべき責任が具体的に財政の分野で明らかにしてもいいのではないかとというのが他の制度、一般の方の厳しい意見になっておるわけです。これは単に感情的なものを言うわけではなくして、過去の国鉄の再建計画、今日の状況を踏まえて、もともと国は責任ある態度を示すべきではないかということが言われるのは当然だと思ふんです。大蔵大臣の答弁だけではなかなか全体は承服できないだろうというふうにも思ふんです。

は裏腹に、鉄道共済の関係者の方々からは、自分たちの自助努力というものに負わされるものが余りに多過ぎるという御意見があることも御承知のとおりであります。同時に、清算事業団に負担を求めたことに對しては、世論の中には、清算事業団が負うということは結局国が負担をする、国が負担をするというのは国民が支払うことじゃないか、むしろ国鉄関係者がもっと払うべきだというふうな声もございます。

振返してみれば、旧国鉄というのは国の機関であつたし、それから今も大蔵大臣言われますように、昭和四十年代から構造変化が起きました。過去の国鉄再建計画を見ましても、昭和四十四年度から五十三年度までの当初計画があつて、実際は四十七年度で終わりましたけれども、財政再建基本方針というものができると、昭和四十八年にも同様に財政再建の対策というものができると。以下毎回毎回、毎年度出てまいりまして、最終的に分割・民営になったわけでありまして、これは、共済組合の分野からいえば、単純な話で恐縮ですが、分母と分子の話になるわけですね。民間の炭鉱の場合には、エネルギーの変革が起きて石炭から石油に変わった、そういうことで

その意味で、少し嫌らしい質問ですけども、千五百五十億円対千四百五十億円というのはどういう発想から出てきたんでしょうか。どうも合理的な説明というのはいかなかなかできづらいような感じがしますが、いかがですか。

数字につきましては主計局の方から御説明を申し上げます。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 積算の根拠等につきましては、という分配の結果につきましましては主計局の方から御説明を申し上げさせていただきますけれども、委員が今御指摘になりましたような御意見と

○政府委員(小村武君) 大臣から趣旨等の御説明がありましたが、六十三年十月七日の鉄道共済年金問題懇談会報告書に記載されておりますように、この鉄道共済問題は、「旧国鉄共済時代の制度・運営等に起因する側面」、たゞいま大臣の御答弁のあったとおりであります。あるいは「産業構造の変化、人口高齢化等に起因する側面」と二つの側面があるという指摘をされた上、さらにこの問題については、「本来、鉄道共済自身の問題であることから、まず最大限の自助努力を行うことが最も肝要である」という基本的な考え方が示されたわけでございまして。

今回、私も各制度間で調整いたしました結果の自助努力といえますのは、三千億円の赤字のうち千五百五十億円を自助努力でやっていたところ、そ

の中で年金受給者の方、あるいは現在の被保険者の方、あるいは現在被保険者の事業主であるJR、それから清算事業団、さらにこれまでも同じ財政調整の仲間入りでございました国家公務員共済組合その他を含めましてこの千五百五十億円を負担しているというところに相なったわけでございまして、いわば各当事者が最大限の努力をした結果でございます。

残る千四百五十億円は、先ほど来厚生省からも御答弁がありましたように、平成七年の年金制度の一元化の地ならしとして、六十年改正では給付の大半につきまして給付水準等々の調整が行われ、大体同じような水準に達してきた、それでは次の段階として年金一元化に向けて負担の調整をしよう、平成七年の地ならしとして今回制度間調整をしよう、その結果千四百五十億円というのが各制度間調整で鉄道共済の財源として出てきた、これをもって今回のスキームを決定したという次第でございます。

○磯山篤君 鉄道共済組合が、自分の共済制度ですら、自立をする努力をなさなければならないのは、赤字、黒字にかかわらず本来やらなければならないことだと思っております。しかし、この三千億の金額というのは非常に膨大であります。そのことも十分に認識をいたします。

しかし、例えば他の制度では余り例を見ない追加費用というようなものが鉄道共済にはずっとついて回っているわけです。この金額は非常に大きいんです。数字は一々申し上げませんが、少なくとも鉄道共済が収入として得る六千億円なり七千億円の金の半分は追加費用を清算事業団が負担しなければならないという特殊事情があるわけですね。これも、こういう追加費用をかつて当時の政府が負担しておれば、この部分についての過度の負担というのは少なくなっていたらと思うんです。そういう意味では、この鉄道共済の財政については私は相当考慮すべき点はあるというふうに考えるわけでありまして。

さて、そこで自助努力が基本であると。それに

他の制度からの援助、制度間調整で協力を願うという気持ちについては私も否定はしませんけれども、昭和五十九年度の改正、国家公務員等共済組合の統合でもそのことが主張され、またそれに基づいた改正も行われたわけです。昭和六十一年度の年金制度全体の改正の場面でも国鉄側の自助努力というものが主張されて、それでまた改正になった部分も多いわけでありまして。その上になおかつ今回自助努力をしるということになりますと、三重、四重の自助努力が長年続いてきた、こういうふうには言わざるを得ないのではないかな、そういうふうには私は思うわけでありまして。

したがって、私の素直な気持ちを申し上げますと、この際政策的な面やあるいは構造上の問題などを考えてみた場合に、国がもっと積極的な責任において財政上の負担を負ってしかるべきだ。他の厚生年金その他の被用者年金からの拠出分というものはこの際可能な限り少なくする方向をとることがいいのではないかと私は強く主張し、また希望もしておきたいと思っております。この点は社労委員会の方でも議論をされておることだろうと思っておりますので、十分にそれらの議論を踏まえて最終的には決断をせざるを得ないと思っておりますが、この際私どもの気持ちを率直に申し上げておきたいと思うんです。

それからその次は、鉄道共済組合の年金給付の見直しという問題が提案をされておりますが、ちょっと簡潔的に説明をしてもいいと思っております。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 今の最後の御指摘に対して事務方から答弁をさせていただきます前に、追加費用についてだけは、誤解が生ずるといけませんので、委員御承知のとおり、臨時国会におけるやりとりを踏まえ一言申し上げておきたいと存じます。

確かに追加費用の問題は鉄道共済、当時の国鉄共済に大変な問題でありました。そして、国鉄分割・民営というものが論議をされました時点におきまして、当時の金額にいたしたたし四兆五、

六千億ではなかったかと思っておりますが……

○磯山篤君 四兆八千億です。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 四兆八千億でしたか、これは清算事業団の中に全部組み込みましたわけでありまして、現時点における鉄道共済の運営にこれが影響を及ぼしておるものではないですね。この点だけは誤解のないようにもう一度確認をさせていただきますまして、以下事務方から補足させていただきます。

○政府委員(小村武君) 年金給付の今回の見直しでございますが、まず第一点は、既裁定年金につきまして退職時特異分、この部分について削減をすることにいたしております。

第二は、六十歳未満の退職金支給の新規発生の原則の廃止ということでございます。これも厚生年金並みにしていただくということで、今回新規裁定は六十歳未満の発生を廃止することになったところであります。

それから第三番目が、報酬比例部分の再評価の繰り延べをやらしていただいております。他の公的年金制度につきましては、今度衆議院修正によりまして平成元年四月より実施を予定しております再評価部分につきましては、鉄道共済について五年間実施を延期する、こういう内容でございます。

○磯山篤君 逐次指摘をしたいと思っておりますが、既裁定年金者の退職時の特異分、これは国家公務員との格差一〇〇というスライド停止の問題とかかわっているわけでありまして、私の方からちょっと問題を指摘しておきたいと思っております。

昭和四十九年の十一月二十六日、この日は大蔵大臣寛宏が来日したと思っておりますが、田中角栄元総理大臣が辞意を表明した日なんです、政治的に言いますと、その日は公労委の兼子あつせん委員から当時の国鉄の退職年齢の引き上げ等に関するあつせんが出た日になっていくわけです。私がなぜこれをよく覚えておるかといふと、当時私もこれに多少かかわっておったわけでありまして。昭和四十八年、九年というのは、国鉄の内部で

はその当時の再建計画に基づいて合理化が非常に行われておりました。組合側は退職の年齢を引き上げてもらいたい、経営者側の方では退職の年齢を下げる、あるいは若年でもやめてもらいたいという意味で争いが続きまして、十一月に公労委にあつせん申請が行われたものでありまして、まあ平たく言えばこのあつせん案というのは退職の年齢は五十七歳であります。しかし、五十五歳以内で退職する者については退職の発令日を四月一日にいたしました。五十六歳、五十七歳につきましては三月三十一日に発令をいたしました。その三月三十一日に発令すること及び四月一日に発令することによって退職時の基本給に変化が起きるわけです。そういう条件があつてあつせんが提示をされたわけです。

当時私も公労協の役員をしておったわけですが、公労協にもこれを示しまして、受諾をしたものだろうかどうだろうかという議論の結果、公労協の戦術委員会あるいは給与対策委員会は満場一致オーケーをしたわけです。それから、公労協に対応します公経協というものがあつたわけですが、三公社五現業でまとめたわけですが、当時この問題について受諾をするか否かについては政府の窓口は運輸省になっていたわけですが、公経協に対してはよろうと、そういう見解が述べられましたので、労使双方がこれを受諾をしまして、昭和四十九年度の退職からでありますので、具体的に言えば昭和五十年三月三十一日に退職の発令をする者と昭和五十年四月一日に発令する者に分かれたわけなんです。自來、昭和五十九年の国家公務員等共済組合法の統合までこれがほぼ十年間続いたいきさつがあるわけです。

当時の退職をする組合員、あるいは退職しないまでも将来退職をする組合員はこのあつせん案に基づいて労使協定というものをある意味では契約として考えてずっときたわけなんです。その事実関係については、これはお認めになつてもらえらるでしょうか。いや、そんなものは知らなかったというお話でしょうか。

○説明員(丸山博君) ただいま先生の御指摘になりました退職時特昇につきましては、昭和四十九年の十一月二十六日、公労委員長のあつせん案として示された内容に基づくものでございまして、このあつせん案を労使双方が受け入れた結果、制度化されたというふうに承知しております。

○磯山篤君 言ってみますと、労働協約が結ばれたわけですから、組合員にしてもあるいは経営者側にしても、これは雇用上的あるいは退職条件についての契約であると私どもは認識をするわけですから、十年間それを続けてきた。五十九年のときに統合がありましたので、国会もいろいろ議論はありましたけれども、統合の際に、一〇%まではスライドいたしませんよ、こういう厳しい条件が提示をされて、不承不承従ったといういきさつがあるわけですから、その段階では退職時の基本給を基礎にして計算した計算が、退職時過去一年間の平均基本給で計算のし直しをするということによって調整をしたわけですね。なおかつ昭和六十一年度からは標準報酬月額方式にならしたわけですね。そういう努力を積み重ねてきたわけですね。

その上に、今回既裁定者の特昇分の頭の出ている分はカットしますよということになれば、これは過去の経緯からいえば二重、三重の改悪にならざるを得ない。まあ理屈的に言えば、法のもとに平等という憲法の精神からいふならばかなり問題のある点ではないかなというふうに言わざるを得ないと思うんですが、その点どうでしょう。

○政府委員(小村武君) 先生御指摘のように、鉄道共済、国鉄共済につきましては統合法の時代、これは国家公務員の水準に合わせていただくとかいふような御努力をこれまでお願いしてまいりました。今回さらに自助努力を求め、各関係者からも協力をいただくという場合におきまして、やはり他の公的年金よりも有利な部分につきましては見直しをさせていただく、それが関係者へのまた理解にもつながるということで御協力を願った次第でございます。

でございます。

なお、この退職時の特昇部分につきましては、一般職員、二百三十万円以下の年金の方々には影響を及ぼさないということでございます。主として管理職以上の方々の年金について見直しをさせていただく、こういう配慮をしております。四十七万人の年金受給者の方のうち約六万人がこの対象になるということでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

○磯山篤君 協力をしてもらいたい、我慢をしてもらいたいというその気持ちはわからないわけでもありませんけれども、当時の状況からいえば、契約を途中で変えられてしまった、そういう話に通ずるわけですね。これは私も承服はいたしかねる点です。感情的には、助けてもらうんだから何とか自助努力をしたまえという気持ちばかりあります。しかし、その当事者にしてみますと、契約をしたものが法律の改正のためにどんどん悪くなってしまうたんだでは、今回は鉄道共済年金でありますけれども、将来これは他の制度についてもあり得る話になるわけですね。したがって、そういう意味では共済年金に対する信用の問題にも発展をするのではないかと、私には指摘をしておきたいと思うんです。

それから二つ目は、支給開始年齢を六十歳に引き上げるとともに繰り上げ支給は原則廃止、こうなっているわけですが、この原則廃止の意味はどのようなことでしょうか、具体的にお願いします。

○政府委員(小村武君) 今回の改正で六十歳未満の退職年金支給の新規発生の原則廃止ということをお説明いたしました。平成二年四月以降の退職者については支給開始年齢を五十八歳から六十歳に引き上げるとともに、退職共済年金の繰り上げ支給を原則廃止するというところでございまして、激変緩和のため繰り上げ支給については二年間、五十八歳または五十九歳からの繰り上げ支給を認めるとの調整をさせていただいているということでございます。

○磯山篤君 従来、国鉄あるいは最近のJRでもそうだけれども、可能な限り五十五歳以内で肩をたたいてやめてもらう、合理化に協力をしてくれ、そういうことで長年続いてきたわけですね。管理職はかつて五十二、三ぐらいで退職の意欲を受けたわけですね。そして、さくばらんに言えば第二の職場を考え、若年で減額支給を受けるといふのが慣例になったと言えは語弊がありますけれども、そういう習慣を続けていたわけですね。これは合理化のこともありますが、あるいは第二の人生を――目いっぱい働いた場合にはあとの職場がなくなってしまうというふうなこともありまして、そういう慣習が続いてきたわけですね。

さて、そこで今度の制度改正を踏まえて、六十歳支給開始になりますよ。五十八歳、五十九歳の者については今お話がありましたような適用になりますけれども、現実には今JRの職場で五十五歳以上という人はごくまれになってきました。これは橋本大蔵大臣が運輸大臣の当時、改革法では五十五歳以上の人はやめていただきたい、そういう立場に立つて、ほとんど五十五歳以上の者はJRの職場にはいない。

したがって、五十五歳以内の人が現在いるわけですね。従来の慣例、習慣というものを考えまして、国鉄関連企業などに転出をして多少の減額支給ならば若年でもらいたいという気持ちがあるわけですね。ところが、現実の制度は三階建てが適用になっていない、減額率も高いということによりまして、従来の計算からいいますと、若年でもらう減額支給というのは非常に少なくなっているわけですね。そのことについて来年の三月三十一日にやめようとしていたJRの諸君たちも気をもんでいるわけですね。何らかの適当な方法がないであらうかというのがJRの五十五歳以内の人たちの意見であります。この方々の意見にこたえる意味で何らかの方法があるんじゃないかというふうなうか。清算事業団あるいは大蔵省からお話をいただきたいと思います。

○参考人(長野伸士君) お答えいたします。

委員御承知のように、今回の改正によりまして四月一日以降鉄道共済の受給者の支給開始年齢が六十歳というふうになります。もちろん現在は七月一日以降各共済は五十八歳というふうになっておりますので、二年延びることになるわけでございます。職員が気をもんでおられることは事実でございますが、こんな言い方をするとおかしいのかもしれませんが、もし五十八で年金をもらいたいというものであれば、本年度内に退職をすれば五十八歳の支給開始で現在の法律の適用を受けるということになります。来年度以降でありましたら新しい法律の適用ということになるかと思っております。

○磯山篤君 技術的にはそうなるだろうと思いますが、五十五歳以内で、今、年末ですから肩をたたかれています。この法律が通れば来年四月以降に六十歳になるわけですね。したがって、来年三月三十一日にやめたんだけれども何か便法がないんだらうか、こういう職場の意見があるわけですね。法律上なかなかできませんよという冷たい返事をせざるを得ないと思うんです。この点について衆議院の方でも随分議論をされたというふう聞いておりますけれども、問題意識だけを申し上げておきたいと思えます。

それから三つ目は、定額部分、一階部分についてはことしの四月にさかのぼってアップを行う。ところがスライドの部分、報酬比例部分のスライドについては今後五年間あきらめてください、というふうな法律は提案をされているわけですが、ここでもスライドを我慢する。最初、最終の基本給で計算をしたのを国家公務員と同じにならした。その意味で言うとなかなか改悪になったんだけれども、やむを得ない措置として皆了承をした。それから、スライドについては公務員との差一〇%というもので一つの壁ができた。そこで足どめをされたわけですね。今回三つ目として、また二階建てについてはスライドを五年間遠慮しろと。これは非常に酷なやり方ではないかと思うんです。

す。理屈を言うつもりはありませんけれども、法のもとに平等という精神からいふならば、これでもかこれでもかと自助努力を求めているわけですから。この点について私は非常に不満であります。法のもとにおける平等という精神からその点はどうかというふうにお考えになるでしょうか。

それから、五年間の措置というふうにも今回の法律は出ているわけですが、将来はどういうふうにかこの部分についてのスライドを考へるのか、あるいは三階建ての問題については将来一元化とかかわり合ひではどういふふうに変化をしていくのか。そういうものについて検討されていると思いますので、まとめてひとつお答えをいただきますか。

○政府委員(小村武君) 今回自助努力の一つとして報酬比例部分の再評価の繰り延べを五年間させていたことになっております。私どもとしては、現在の給付そのものをカットするのではなく、将来に向けてこの程度の自助努力はどうしても他の公的年金からの支援を受けるといった際にはやはり御協力を願いたいということにとつた措置でございます。定額部分につきましてもスライドはそのままさせていただきますということでございます。

それから、将来の三階建ての問題でございますが、これはもう各制度によって非常にその財政力等々がまちまちでございます。三階建てを構築でき得る制度とそうでない制度等々がございます。最も基幹であります厚生年金につきましても、一階建て、二階建てという基本的な仕組みがとられていて、その厚生年金が今回最大の出し手であるという状況を考へますと、鉄道共済が今後どういふ財政状況の推移をたどるかかわりませんが、やはり厳しい状況であるとするならば、三階建てという制度をそろそろには構築するのは無理ではないかというふうにお考えをしております。

○磯山篤君 考え方はわかりましたが、あとは意見になりますからその点は控えておきたいと思っております。しかし、いずれにしてみても年金給

付の見直しという部分について割り切れないものを持っているという意見を申し上げておきたいと思ふんです。

さてそこで、修正によりまして、JR各社の特別負担が二百二十億になった模様であります。このJR各社の特別負担の性格の問題をまずお伺いしておきたいと思ふます。

年金制度というのは保険の原則あるいは相互扶助、扶養の原則というものが理念的にはあって、使用者側の負担割合が一、それから従業員が一、これが従来のものであります。しかし、諸外国には必ずしも一対一でないところも相当見受けられます。今回の特別負担というのはいくつ一対一プラスアルファという考え方であるのか、一対一プラス別のアルファといふんですか、ベータといふんですか、どちらの性格になるんでしょうか。

○政府委員(小村武君) 今回JRにつきましても特別の負担をお願いしているわけでございますが、先ほどの追加費用につきましても、国鉄を引き継いだ清算事業団に四兆七千億の債務が承継されているというところでございまして、これからの鉄道共済の制度を運営していくに当たりまして、JR各社は鉄道共済年金の一方の当事者でございます。鉄道共済年金の安定がその従業員の福祉に重大な影響があるという観点からやはり相応の御負担をお願いする、支援をしていただくという関係でございます。保険料として特別の保険料を徴収する、いわば強制的にそれを徴収するという関係ではございませんで、あくまでも任意の、主体的な判断に基づいてこれを前掲とした特別の拠出金というふうにお考え願いたいと思ふます。

○磯山篤君 特別負担というものは法律上鉄道共済組合は本体の会社の方に要請することができ、こういうことになっているわけですから、一対一という基本理念は同じで、変わらないで、別に負担をしてもよろしい。

先月、私も日本社会党が政府に対しまして、国民年金の基礎年金部分についての負担のあり方の問題と二階建ての負担のあり方の問題について

申し入れを行っております。その中には、一対一ということではあるけれども、一対一プラスアルファという思想があつてもいいのではないかと、またそれを取り入れるべきであるという申し入れをしていただいております。これは将来の制度上の問題にもかかわるわけですが、社会党の提案についてはどういふふうにお考えでしょうか。

○説明員(阿部正俊君) 先生のお話が年金制度一般の改正に絡んだお話ですので、私から一般論としてお答えさせていただきます。

確かに被用者年金の保険料の負担につきましても、必要な保険料につきましても労使折半で御負担願うというのが現在の仕組みでございます。先ほど先生が例示されましたように、国によりましては必ずしもそういったふうな折半原則ではなく、使用者の負担割合を増加している国もあるというところも確かでございます。ただ、最近の傾向といたしまして、諸外国におきましてもイギリス等の例を見ますと、従来の負担割合が例えば七対三なり六対四なり事業主の負担の方が重くなつておつたわけでございますけれども、ここ五、六年の間に折半負担に徐々に近づきつつあるというふうな制度改正が逐次積み重ねられてきているというところも確かでございます。

我が国における社会保険、医療保険について、年金保険についても同様の問題かと思ふますけれども、これを折半負担を崩しまして事業主負担をふやせという点につきましても、これは特に中小企業等の負担の問題があるというふうな点、あるいは年金制度だけではなくて、雇用とか医療保険とかという社会保険全体への波及という問題もあります。あと、先ほどの諸外国の動向等を考へますと、いわば国際的な環境の中における一つの競争条件というふうな観点から考へましても、これを変更することについては私どもとしては現時点では妥当なものではないというふうには考へざるを得ないということを申し上げざるを得ないと思っております。

○磯山篤君 さて、衆議院で二十億円上積みをする

れて二百二十億円になったわけですが、これは会計処理上は税引き前の経費といふんですか、で処理されるわけですね。したがって、最近のJRの経営の状況からいへば適当な金額だとは考へますけれども、この点についての大蔵大臣の感想はどうでしょうか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) JRがそれぞれに発足をいたしますとき、私どもは、本州三社につきましても、それなりに将来の経営を考へましても、過去の国鉄の債務をそれぞれの経営規模に応じて負担をしていただけただけの能力ありと判断をいたしました。しかし、北海道、四国、九州の三社につきましても、御承知のとおり基金を設けてその果実をもつて補てんしなければ経営は安定しないという判断をいたしましたわけでありまして、さらに、もう一つその時点で私どもにとりまして心配の種でありましたのは、計算をいたしました適正規模よりも各社にはば二割ずつ余分な要員を抱えて発足をしてもらつたわけでありまして、これらは関連事業の開発等により逐次吸収をされることを前提にしたが、発足当初には経営上の不安点として私どもは意識をいたしておりました。幸いに、貨物会社までも含めまして七社は非常に努力を積み重ねて、それぞれに我々が予測をした以上の業績を上げてくださっております。これは経営陣ばかりではなく職員全体が全力を挙げて再建のためにとらいますか、レールを守るためにという活動を続けてくれておる結果である、こう考へております。

そうした中でJR各社にこの特別の負担を設けること自身、運輸大臣としてJR各社の発足を見送る羽目になりました私としては心の重いものがございます。しかし、鉄道共済の財政状況を考へ、さらに他制度からの支援を求めるに当たりまして他の制度の関係の方々、これは非常に幅の広い方々でありますけれども、そうしたところから出てまいります御意見というものが非常に鉄道共済を通じて旧国鉄に対し厳しい風当たりのものでありまして御協力をいただきますためには、J

R各社からも特別の負担を願わなければ到底納得がいただけないという判断に立ち選択をしたものでありまして、私自身としてはある意味では心の痛む思いで決断をした問題点であります。党におきましてこの相談にあずかりましたとき、非常に私は複雑な気持ちでこの案を了承いたしました。

○鶴山篤君 次に、清算事業団の特別負担が八百億プラス二百億ですが、一千億になりましたね。膨大な金ではあるというふうに思いますが、一面では、ざっくりばらんに申し上げまして、来年の三月三十一日までで原則的に要員の問題は解決するはずになっているわけですね。それから、本来はもっと資産の処分とか土地の売却というものが円滑に進んでいなければならなかったはずですが、六十二年、六十三年、今年度を見ましても当初予算案よりも半分も実績が上がっていない。そういう意味では、土地の高騰というやむを得ない事情があったにいたしまして、清算事業団の事業が円滑に進んでいないと思うんです。円滑にこの種の部分の仕事が進んでおったとするならば、清算事業団の土地の処分あるいは資産の処分、借金の返済というものはもっとスムーズにいったんと思っています。財政的に言えばもっと弾力性がある問題だと思ふ。

最近ようやく土地の売却などの問題について政府の方針あるいは清算事業団のきめの細かい方針が立てられるようでありまして、今後は期待を持てると思うんです。そういう立場からいいますと、清算事業団の特別負担というものをもっとふやしてもいいのではないかと、そういう意見が他の年金共済組合の方々からも非常に強く指摘をされているわけですね。そういう点について清算事業団側の考え方及び大蔵省の考え方、両方伺いたしたいと思います。

○参考人 杉田昌久君 先生御指摘のように、事業団は現在二十七兆円に上ります膨大な長期債務を抱えております。その上に特別負担といたしまして政府原案で八百億、衆議院の修正案ですと一千億というものが毎年加わりますことは大変負担

になるわけですが、私ども鉄道共済が他の制度の援助に依存するというような状況にかんがみまして、やはり自助努力の一環といたしまして清算事業団といたしましてこれを受け入れざるを得ないというふうに考えております。

なお、先生御指摘のように、私どもとしましては現在まで土地処分につきまして地価高騰対策のため公開競争入札が制約を受けるというような難しい事情がございまして、将来は土地の売却、地価を顕在化させない方法等も含めまして真剣に取り組んでまいりたいと思ひますし、近い将来にはJR株式の処分というようなものに対してはできるだけ事業団としては精いっぱい国民負担の軽減に役立つように頑張つてまいりたいと思つております。よろしく願ひします。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 先ほどの委員の御質問を伺いながら、率直に申して私は大変複雑な気持ちで伺つております。恐らく委員も同様のお気持ちがおありのように拝察いたしますけれども、国鉄国会における立場こそ異なれ、百十余年の歴史を持つ日本国有鉄道の幕を引く、その役割をそれぞれに分担させていただきました中で、その時点におきましても過去の国鉄の栄光に対する評価、そしてその栄光を築いてきた職員の方々に對する思いというものはそれなりに党派を超えて皆が心を一にいたしておりました。

そして、そうした中で今日鉄道共済の財政問題を論議いたします中で、既に受給権の発生しておられる方々に対してより以上の御負担を願う、あるいは新たに受給権の発生する方々に対して一時御遠慮を願う、こうした措置をとらなければならぬということはお互い大変複雑な思いのすることでありまして。

しかし同時に、清算事業団に理由なく負担を積み増すことはできません。これは現在の清算事業団の経営状態のいかんを問わず、仮に予定どおり用地の売却等が進み、清算事業団の財政状況が好転をしておつたとしてもこの点は同様であります。

今回、清算事業団に特別負担を行わせることに決しましたのは、旧国鉄時代の事業主としての負担が十分でなかった部分に対して、これを事業主の立場を承継した清算事業団、そういう立場の清算事業団に負担をしていただくことにしたのであります。ありまして、それなりに理由のある金額を清算事業団に御負担を願うことにしたのであります。

衆議院における各党のお話し合いの中でその負担は院としての御意思の表明であり、私どもは素直にこれに従うのは当然のことです。

しかし、よく巷間、今も委員も御紹介をいただきましたように、他の制度の関係の方々等から清算事業団で全部かぶれという御指摘がありまして、清算事業団がゆえなく特別の負担をする事由というものはないわけでありまして、この点についてはやはり御審議を通じて世の中に御理解を賜らなければならぬ問題点の一つである、そのように理解をいたしております。

○鶴山篤君 清算事業団の財政を考へる場合は、仮に特別負担なり借金を考へてみた場合に、清算事業団そのものが責任を持って処理しなければならぬ財政と、それを飛び越えたものについては一般会計を保持している国が責任を財政的に負わなければならない、そういう理屈になるだろうと私は思ふんです。改革法の審議の際に、宮澤大蔵大臣の見解によれば、要員問題が一定のめどがついた場合には借金の返済計画も明示をしなければならぬ、こういうふうに答弁をされているわけですね。

新たに今回一千億程度の特別負担が出たわけでありまして、それを合せて清算事業団が責任を持って返済をしなければならぬ財政と、あるいは清算事業団の責任を超える部分について政府が何らかの財政的な処置をしなければならぬ、そういう部分が出るだろうと思ふんです。

その場合に何といひましても、清算事業団は部分的に保有機構からの金もありますけれども、原則的に言えば土地の処分あるいは資産の処分、そ

れが中心になるわけですね。それを思い切つて、平たい言葉で言えば高い値段で処理をして返済していくというのが理屈でしょうが、高い土地で売却することも許されたい。そういう意味では非常に清算事業団としてはジレンマがあるわけですね。

しかし、それは清算事業団の責任ではないと思ふんです。ずっと過去百年とは言いませぬけれども、昭和四十年代から続いてまいりました国鉄の経営上の問題なりあるいは構造上の変化に十分に対応できなかった政策のゆがみというものがついて回つてきているわけですね。その意味では、国を含めて国民全体が感情論を抜きにして物事を考えなければならぬ段階に今来たのではないかなというふうに私は思ひますが、理由のある範囲の間では私は積極的に清算事業団が負担をしてもしかるべきではないか、こういうふうに考へます。

これ以上申し上げますとこれは議論になると思ひますけれども、そのことは十分にひとつ念頭に置いてもらいたいと思ふんです。あえて私が二度三度この点を申し上げましたのは、財政調整についてとりあえず三年間やってみよう、三者によるテーブルを設けて勉強もしましよ、見直しをしましよという話は最終的にここに係る部分も多分出てくるであろうというふうに思ふからです。そういう意味では、私の指摘をしている真意を十分に御理解をいただきまして、政治的な判断を十分適切にいただきたいということを申し上げておきたいと思ひます。

最後に、消費税の見直しの議論をするつもりはありませぬけれども、あれが思い切つた見直しとは言いがたいと思ひますし、矛盾も不合理も非常に大きいと思ひます。

来年度予算編成を行う場合に、当然廃止の法案の処理いかんにもかかわるだろうし、あるいは消費税の見直しによりまして税収がどういふことになるかは定かではありませぬが、見直しの中に可能な限り福祉政策に十分配慮をした財源の配分を目指しなさいと、こういう表現がなされているわけです。

その意味でいいますと、年金制度で言えば何と
いいたしても基礎年金部分の充実ということがも
う最大の問題意識だろうというふうに私は思いま
す。とりあえず現行では三分の一が援助してい
るわけですが、社会党の提案は将来に向かっては
三分の二、当面は二分の一。考え方として、四十
年間払って五万五千五百円で六十五歳以上の人が
生活をしていくのは大変だと、もっとゆとりのあ
る最低保障の生活ができるように金額を充実すべ
きだ、こういうふうな今回の消費税廃止に関する
法案の議論でも申し上げているわけです。金額、
割合のことを直ちに数量で申し上げることは難し
いと思いますが、私も社会党が提案をしており
ます思想についてはどういうふうな大蔵大臣は
考えでしょうか。また、年金担当であります厚生
省としては、その点についての考え方はいかがで
しょう。それをお伺いして質問を終わりたいと思
います。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 今大蔵省の事務方が
わざわざ紙をくれましたけれども、せっかくのお
尋ねでありますから私なりの考え方、これはあ
くまでも個人としての考えということをお断り申
し上げた上で私の感じを申し上げたい、こう存じ
ます。

自由民主党が提示されました消費税の見直しの
評価についてはさまざまな角度からさまざまな御
意見があるかと思ひます。政府としてはこれを
受け取り、政府税制調査会の御審議を踏まえ適切
な案を最終的に取りまとめる責任を負うているわ
けであります。予算編成に向けて私どもはこの
作業に着手しつつあるところであります。

そして、その中において福祉関係に手厚くとい
う御意見があることもそのとおりであります。た
だ私は、その場合に、その福祉関係に手厚くとい
うのが直ちに年金に連動するとは考えておりませ
ん。むしろ、将来を考えます場合、実は私はこれ
を発言いたしまして大変な誤解を生みましたけれ
ども、日本の社会福祉というものを考えます場合
に、我が国の家族構成は将来どう変わるんだらう

か、そしてそれは核家族化の方向に動くんだらう
か、世代間同居の方向に動くんだらうかという問
いかけをいたしました。そして、私自身は実は世
代間同居が望ましいと考えているということも申
しました。ところが、これは大変たくさんお手紙
や電話で抗議をいただきました。それは妻や娘や
あるいは母親といった家庭の婦人に対して重荷を
押しつけるものであって、安上がりな福祉を考え
るものだという御指摘を受けたわけでありました。
大変私は心外でありました。

私が申し上げたかったことは、仮に核家族化が
どんどん進み、世代間の扶養というものが少なく
なっていくとするならば、我々は将来を本当に年
金に重点を置いた社会保障制度、福祉行政を組
み立てなければならぬと思います。それは同時に
独居老人の問題等に対するための老人ホームで
ありますとか、こうしたものの整備にも運動をい
たします。

仮に世代間同居が今後ともある程度以上のウ
エートで残っていくとした場合には、年金
はもちろん大事でありますけれども、より以上に
税制の面で同居をしやすい環境をつくること、あ
るいはお年寄りでありますとかどうしても病気をし
がちでありますから、それが家計に著しい圧迫を
加えないような医療の部分に対する配慮をより手
厚くすること、さらに、むしろ家庭における介護
を完全に行える状態をつくり出すためには、ホー
ムヘルパーでありますとか訪問看護の体制であり
ますとか、あるいは家庭におけるリハビリがどう
すれば可能になるかといった仕組みの問題、さら
には同居を可能とする住宅建設などを含めての問
題がありまして、むしろ安上がりの福祉にはなら
ないといふ私は考えております。その上で、私は
実は世代間同居の方が将来ともに望ましいといふ個
人的には考えておりました。

その場合には、実は年金よりもまず日本の場合
に整備すべきは公共福祉サービスではなからう
か。そして、在宅における老人の生活を可能なら
しめる、またそれが家族に著しい負担をかけない
で済む仕組みをつくること、そこにまず私は重点
が行くべきではないか、個人的にはそのように考
えております。

○説明員(阿部正俊君) 大臣の御答弁にさらにつ
け加えるものは特にないわけですが、念
のため申し上げさせていただきますと、現在の
基礎年金に対する三分の一の国庫負担というもの
は、昭和六十一年の年金の大幅な改正の際に国庫負
担を全額国民共済の、政府として負担いたしました
基礎年金に集中してできるだけ公平な負担にす
るという趣旨で現在の制度が組み立てられたわけ
でございます。その意味からしますと、やはり軽
軽にこれを変更するというふうなことはいかがな
ものかと考えます。

現実問題としても現在の三分の一の国庫負担で
も、これからの年金給付費の増というものが急激
な勢いでふえてまいりますので、現在の制度のま
までも国庫負担も相当増高するといふふうな状況
を考えますと、今後とも国の財政状況は相当厳し
いといふふうな予測される中でこれを引き上げる
というのは大変難しいといふふうな考えておりま
す。

○委員長(板垣正君) 午後一時十分に再開するこ
ととし、休憩いたします。
午後零時八分休憩

午後一時十分開会
○委員長(板垣正君) ただいまから内閣委員会を
再開いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。
本日、稚山篤君が委員を辞任され、その補欠と
して八百板正君が選任されました。

○委員長(板垣正君) 休憩前に引き続き、国家公
務員等共済組合法等の一部を改正する法律案を議
題とし、質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言願います。

○山口哲夫君 共済組合の問題に入ります前に、
官房長官に質問いたします。

きのう三時から記者会見を行って、アイヌの問
題の窓口をお決めになった、そういう発表がござ
いました。その概要について御報告をいただき
たいと思います。

○国務大臣(森山眞弓君) アイヌの問題につきま
しては内容がさまざまな多岐にわたっておりま
して、またいろいろ難しい問題が含まれておりま
すので、慎重かつ十分な検討が必要であると、かね
て先生からもたびたび御指摘をいただいていたと
ころでございます。このため、既に設置されてお
ります北海道ウタリ対策関係省庁連絡会議とい
うのがございしますが、このもとに内閣内政審議室長
を議長といたします検討委員会を設けることとい
たいと考えております。

○山口哲夫君 この問題は私も社会党の北海道
国会議員会といたしまして三年間にわたって要請
を続けてまいりました。官房長官もあなたで三人
目でございます。三人目にしてようやく実現をさ
せていただきました。森山官房長官の御努力に対
しまして感謝を申し上げます。本当にありがとうございます。
問題については質問をいたしたいと思ひますの
で、ぜひこれから新法制定に向けて一層御努力を
いただこうをお願いをしておきます。

ただ、一言苦言をちょっと呈させていただきます
い。それは官房長官にはありません、総務庁の
首脳と言われる方に、きょうはいらしているかと
うかわかりませんが、きょうはいらしているかと
きょうの北海道新聞の夕刊にこういう記事が載
っております。「アイヌ新法」検討会「設置決
め」という見出しであります。その中に、前文省
略いたしますけれども、

三十日の道代議士会は、道ウタリ協会の「陳情」
の形をとっているが、実は直前に代議士会側が
ウタリ協会に「上京して陳情してほしい」と要請
して実現した経緯があるからだ。しかも、代議

士会の前には、「アイヌ新法問題は国会で社会党ばかりが取り上げてゐる。この辺で北海道の自民党のメンツも立ててやらなさいといけない」(総務庁首脳)といった声もあった。

衆院選挙を目前に控え、与党である自民党に對する配慮が政府内に働き、それが北会長の前向き回答につながったのが実態のようだ。

という新聞であります。行政を預かるいわば役人と言われの方々が余りこういう問題について小手先の政治的な対策をしない方がいんではないか、そんなふうに思つて私は一言苦言を申し上げておきたいと思ひます。

さて、国家公務員共済組合法の一部改正についてです。

今度の改正によりまして保険料が、財政再計算の結果、千分の百十四が千分の百五十二になるわけであり、千分の三十八のアップであります。これは組合員の負担は二分の一ですから千分の十九ということになります。平均給与を仮に三十万といはしますと、その千分の十九、月額にいたしますと五千七百円程度のアップになるわけですが、これは年間にいたしますと実に六万八千四百円という相当莫大な負担を伴つてまいるわけであります。

それで、この中に、先ほど稲山議員の方からいろいろと質問がありました。鉄道共済分、旧国鉄共済の負担金が一万五千四百八十円も入るわけであり、先ほど大蔵大臣は、これはやはりお互い共済組合同士で協力をしていかなければならぬ、こういうふうにおっしゃつておりましたけれども、これを国の負担とするべきではないのか、こういう質問に對しまして大蔵大臣は、結局国が責任を持つということになると、これは国民の税金で賄つていかなければならぬ、こんな答弁をさつされておりました。

ただ、私考えますのに、これは国家公務員だけではありませぬけれども、なぜ特に国家公務員の共済組合の加入者がいふば政府の責任で行つたこの赤字分を毎年一万五千円も負担をしなければなら

らないのか、これは私はどうしても理解できないわけであり、これは国の政策として行つてきた国鉄の民営化の問題ですから当然やはり政府も何らかの形でこれに對処するべきでありまして、同じ国家公務員という名のもとにだけ、その理由だけで国家公務員にこれだけの負担を強いるというところは私は理解できない、そう思うんです。いかがでしょうか、もう一度お答えいただきたいと思ひます。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 大変失礼であります。委員何か誤解をしておられるように思ひます。と申しますのは、私は国家公務員共済との相互の云々といった御答弁を申し上げておりませんし、先ほど稲山委員からそういう趣旨での御質問もなかったと理解をいたしております。国家公務員共済と鉄道共済との間、旧国鉄共済との間における関係と申しますものは、むしろ昭和六十年以降、本法を考案をいたすまでの間、共済相互間のいわば助け合いといったものがあつたことは承知をいたしておりますけれども、これについては稲山委員から御質問はございませんでしたし、私は御答弁も申し上げておりません。

ただ、先ほど御議論がありましたのは、鉄道共済問題についての御意見と同時に、制度間調整法につきまして厚生省にも御質問があり、また私の方にも御質問をいただきましたけれども、公的年金制度一元化に向けての、稲山委員の御指摘はたしか段階という言葉をお使いになつたと思ひますけれども、その段階としての制度間調整、この制度間調整が発足をする時期にたまたま鉄道共済及びたばこ共済がいわば受け手になつた、恩恵を受ける立場にあつた、そういう趣旨の御答弁は申し上げましたが、国家公務員共済との調整問題というものは御議論がなかつたことと記憶をいたしております。

○山口哲夫君 直接、国家公務員共済が負担をすることに對して云々という質問はしておりませんでしたと思ひます。ただ、当然これは国鉄という国家事業の問題であるだけに国の責任としてこれ

は解消していくべきではないのかというような質問に對しまして、國が責任を負つていくということになれば、それは国民全体が責任を負わなければならぬ、結局国民の負担において行わなければならぬ、こういう答弁をしたと私の方にもメモしてあるんですけれども、それは国全体として鉄道共済の赤字を埋めるといふことになりまして国民の負担ということになると思ひますけれども、私はそれはそれとしてやつていかなければならぬ、私にはそれと云ふ政府の政策の変更を行うとか、そういう形の中でこの負担を行うべきであつて、同じ国家公務員であるがゆゑにまず国家公務員の共済組合に對して負担を今まで強いてきた、そういう形というものは私はとるべきではないだらうというふうに思ひます。そういう点についてお尋ねしておきます。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 大変恐縮であります。が、今回制度間調整法の対象になりますのは公的年金全体でありまして、そういう御趣旨でありますならば、最大の提出者に当たるものは厚生年金であります。

また、国家公務員共済と国鉄共済との助け合いの関係と申しますものは、国鉄国会におきましても委員も御質問になられたような記憶がございますけれども、六十年代からスタートをいたしておりますので、その時点における御議論が私はいかなるものであつたかは存じませんけれども、院において御了承を得て制度として施行されたものと私は理解をいたしております。

そして、今制度間調整法として御議論をいたしておりますものは、平成七年度を目途に公的年金制度の一元化に向けてのステップの中で、負担と給付の公平という、その目標に向けてのステップの中で今回その制度が議論をされてゐる。その中においてたまたま鉄道共済とたばこ共済が受け手の立場にお立ちになつた。先ほど来の御議論もそういうふうには私は申し上げてきたつもりであります。

また、それが他の公的年金制度とは全く問題を

別にして鉄道共済にのみ特別な国庫負担をしるという御指示であるとするならば、それについては私は遺憾ながら同意はできません。それは稲山委員の御議論にもございましたけれども、旧国鉄時代からのさまざまな要因の中で鉄道共済は今日の状況を迎えているわけでありまして、これは旧国鉄に責めを負ふことのできない事由ももちろんございます。しかし同時に、制度面におきましてあるいはその運営におきまして旧国鉄共済というものが持つておりました問題点がそのまま拡大し、状況を悪化させたものがあることも御承知のとおりであります。そうした中で、今回御議論をいただきます以前に、かつての使用主としての国鉄が負担すべきものにつきましては、国鉄の分割・民営、JR各社の新たな発足という事態に立ち至ります過程において、清算事業団に四兆七千億の枠が用意をされたということでありまして、これは清算事業団における今後解消すべき債務の一つの大きな部分になっております。

また、今回の改正法の中におきましても、衆議院におきまして与野党のお話し合いの上で修正をいただきましたけれども、政府の原案として清算事業団に八百億の負担を求めておりましたのは、かつての使用主としての旧国鉄のその時期における負担の十分でなかつた部分について着目をして、今回の負担をいただいたわけでありまして、それなりに私どもは対応してきたつもりであります。

そして、特例の拠出を鉄道共済にのみ國が負担をするということにつきましては、これはもう委員よく御承知のとおり、この鉄道共済に對しての援助措置を確定するまでの各界の御議論を御想起いただきまして、特別の負担を鉄道共済にのみ入れることを世の中が求めになるという雰囲気になつたことも御承知のとおりであります。

○山口哲夫君 たまたま今当委員会が国家公務員共済組合法の改正問題が議題になつておりましたので国家公務員の負担の問題に触れたわけですが、けれども、今大臣がおっしゃる通りに確かに厚生年金に一番負担を強いておりますし、また地方公務

員の共済組合そのほかいろいろな各共済組合がみんな負担をしているわけですね。ですから、いろいろとそういう議論があります。で、しょうけれども、国の責任において国鉄の分割・民営化を行った、そういう政治的な背景を考えた場合に、同じ共済組合という名のもとに他の共済組合にそういう負担を強いるということはこれは一体どういうものなんだろう、そういうふうな考えられているわけでありまして、当然これは国が国の大きな政策の中で、その政策の変更の中からこういった赤字分というものを埋めていくのが妥当ではないだろうか、そういうふうな私は考えているわけでありまして、国家公務員が毎年この鉄道共済の分だけでも一万五千円を超える負担をしていかなければならぬ。これは大変なことでありまして。

その問題は全く見解の相違がございますからこれ以上申しませんけれども、例えば今度の共済の改正によりまして千分の三十八つに五年間ごととに財政調整を行って負担を強いていくということになりますと、これは最終的には千分の三百四という数字になるわけでありまして、組合員の負担だけでも千分の百五十二、これは大変な負担になるわけですね。恐らく現在の共済組合員の負担にしている掛金の二・七倍くらいの負担になるのではないだろうか。これはもう公務員としての負担能力を超えるものでありまして、こんな大きな負担を強いるということになりますと、将来の生活設計においても大きな不安を持つてはいないだろうか。

そういうことで今後こういった大幅な財政調整というものを一体続けていっていいのだろうか、こういうことについてどうお考えでしょうか。

○政府委員(小村武吉) 今回の措置は、平成七年度に年金制度の一元化、その地ならしとして制度間調整をひとつやっていたら、片方で、先ほど来大臣の御答弁がありましたように、鉄道共済の問題につきましてはその制度そのものあるいはその制度の運用について問題があったこと、ある

いはモータリゼーション等経済構造の変化等々があったこと、この二つの側面があり、まずこういった側面の分析を通じて本来鉄道共済自身の自助努力が最大限要求されるということで、自助努力を中心に千五百五十億円の自助努力、それに制度間調整法の年金の一元化というものを展望しながら各公的年金の御協力をいただいたということできたものでございます。

先生おっしゃる通りに、これまでは国家公務員共済組合あるいはNTT、たばこといった共済グループでの五十九年改正に基づく財政調整事業というのがございました。その際、特別の保険料を徴収しておりましたんですが、今回のこの制度の結果、平成二年度からはその国鉄救済分についての特別の保険料というのは国家公務員共済組合等においては繰り込んでいないということでございます。

○山口哲夫君 年金の一元化の問題はありますけれども、いざにしても国家公務員共済組合の掛金率というものが今の状態で上がっていくことだけは、これは否めない事実だと思っております。そういうことになりましたと、相当の負担増加というものが見込まれるのではないだろうか。だから、将来こういった大幅な負担増加ということに対して大蔵省として一体どう考えるのか。もし二・七倍の負担ということになりますと、これはやっぱり生活設計にも大きな影響が出てくるわけでありまして、当然これは一元化に向けてやっていこうというんでしようけれども、せめて基礎年金分くらいは国庫負担の負担率というものをちょっと上げていくべきではないだろうか。そういう形をとらなければ、この二・七倍の負担というものはどうしても消すことができないことになるだろうと思っております。そういう点についてどうでしょうか。

○政府委員(小村武吉) 将来の保険料負担、これがどの程度になるかというのはやはりその給付体系をどう持っていくかという問題であらうかと思っております。支給開始年齢の問題あるいは給付水準の問題等々についてさらにこれから検討を加えられ

るものと存じますが、いずれにいたしましても年金制度そのものは一元化の方向に向かって、各年金とも高齢化社会に向かつてやはり負担の増加は避けられない。

その際、社会保険料負担で求めるのか、税負担で求めるのかという問題がございますが、私どもはやはり社会保険方式によって給付と負担の関係を明確にしながらこの制度を維持していくというのが望ましいと思っております。究極的には社会保険料及び租税負担の合わせたものが国民所得に対してどの程度の負担が許されるかという議論がいろいろございますが、先般の臨調答申等ではやはり国民所得に対して負担率が五〇%を下回る水準が望ましいというような指摘がございます。さらに、どちらかといえば社会保険料負担によってそれは高齢化社会に対して対応していくべきであるという答申がございます。

○山口哲夫君 社会保険料の負担増ということになりますと、先ほど来心配しているようなこのままの状態ではいけば最終的には負担が二・七倍くらいに上がる、そういう心配は当然出てくるわけですね。それは生活設計をもう超えるものだから、これだけ負担を公務員にさせるということはやっぱり問題があるだろう。

ですから、当然それは国庫が負担をするべきであって、その国庫負担によつて少しでもやはり掛金のアップを抑えていくということを考えるべきではないのか、そういうふうに思うわけですね。国庫負担が基礎年金について今三分の一ですか、それが二分の一度に仮にふえたとした場合、その時点ではもう一度財政再計算をして、そしてこの掛金率というものを下げる、そういうことは当然考えられてしかるべきだと思ふんですけれども、その点についてはいかがですか。

○政府委員(小村武吉) 先ほど来御答弁申し上げておりますように、現在年金に対する国庫負担は基礎年金の三分の一、各制度共通でセツトをさしていたいております。これにつきましては、私ども年金につきまし

て、受益と負担の関係が明確になる社会保険方式が望ましい、あるいはこのままの、今のままの国庫負担率においても高齢化社会に向かつて大変な負担の増加になる。その上に、高齢化社会は医療や福祉の面でますますその財政需要がふえていく。こういった中で社会保険の分野においても、年金保障あるいは医療保障、福祉等々の分野でバランスのとれた社会保障制度を構築していくにはどうすればいいかという観点に立つてみまして、やはり現行の基礎年金に対する三分の一の国庫負担というのが適当ではないかというふうに考えております。

○山口哲夫君 それでは結局は公務員の掛金というものはそれこそどこまでを知らないくらいいにこれから伸びていく。そして最終的には、先ほど来申し上げているように、現在の負担の二・七倍くらいにまでは上がっていくだろう、こういうことを考えたときに、これはやっぱり国の負担というものは何らかの形で私は考えるべきだと思ふんです。

保険料率というのは労使折半を改めて事業主の負担というものをとつてふやすべきだという意見が随分これまであったと思ひます。今全くの折半でございますけれども、これを例えば六、四にするとか、七、三にするとか、事業主の負担というものをもう少しふやすべきだという意見が今日まで随分なされてきたんですけれども、そういうことについていかがでしょうか、検討したことがございますか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) まず委員に申し上げたいのは、国家公務員の負担を減らすために、一般国民の税金を国家公務員の共済掛金の引き下げのために投入するというのが果たして国民の合意が得られるかどうかといえ、私は到底それは得られるものではないと思ひます。

また、今その労使折半の原則というものを崩していれば使用者側の、事業主側の保険料負担を多くしろという声についてのお尋ねであります。これは中小あるいは零細事業の事業主を考えますと

きに到底負担にたえられないものではないと考えておりますし、またその能力のある人だけがそれをするというのでは、これを実施するというのは国民の中に不公平を生ずることであることも間違いないが、むしろ、労使折半原則というものは今後ともやはり継続していくべきものであると、その仕組み全体が長もちをしてくいために制度調整の考え方を取り入れて御審議をお願いしている、そのように理解をいたしてあります。

○山口哲夫君 誤解を招いてはいけませんので申し上げておきますけれども、国家公務員の共済組合だけを七、三で、もっと事業主が負担せよ、私はこう言っているのではありません。たまたま今国家公務員の共済組合法の審議を行っており、その例として申し上げているんですけれども、保険制度そのものが、共済組合事業そのものがすべての各組合において労使の折半というものは基本的に改めるべきだろう、そんなふうには私は思っています。これは単なる民間の保険と違うわけでありまして、当然これは社会福祉制度の一環だというふうに考えた場合に、やはりもっと国がこういったものに対する、年金制度に対する国家負担というものは今後増強していくべきだ、そういうふうには私は考えておりますので、必ずしも折半というものが正しいというふうには私は考えないわけでありまして。

次の問題ですけれども、消費税が随分国民の生活を脅かしているわけでありまして、日本生活協同組合の調査によりますと、これはことしの十一月八日の新聞に発表されておりましたけれども、負担金額が半年間で大体四万八千五百一円、一世帯の平均ですけれども、そのくらい負担になっているようでありまして、それで平均家族が三・七人、こういうことでございます。それから、それを六カ月で割りますと大体月八千五百一円になるんではないかと、三・七人家族平均ですから、大体一人当たりになりますと約二千二百円

くらいの消費税による負担がなされているわけでありまして。

それで、今度のこの公務員の共済、いわゆる年金のアップ率というのは実質三・六％、こういうことですね。そうしますと、平均的な年金の金額にこの三・六％を掛けてみますと大体約七万八千円くらいだろと思うんです。そうすると、月額六千五百円くらいしかアップしてないんでないだろうか。消費税で約二千二百円くらい差引きしますと、実際に上がる年金額というのは四千二、三百円くらいにしかならないんじゃないだろうか、こんなふうには思っています。ですから、せっかく年金がアップしたとしても、消費税の負担分を差引きしますとそれほどのアップになっていないというのが実態なわけなんです。

それで、前の竹下総理大臣は、こういった方々に対しては、いわゆる国の歳出面で協力をしていきたい、こんなようなことをおっしゃっていただと思うんです。いわば低年金者と申しましょうか、そういう人たちにに対する一体福祉対策というのはどういうふうになっているのか、その辺についてお聞きしたいんです。

○政府委員(小村武君) 消費税の導入に伴います歳出面の措置といたしましては、まず六十三年度補正予算におきまして臨時福祉特別給付金の支給を約七百万人の方々に七百四十五億円の給付をいたしました。これは消費税の導入の影響等の緩和措置といたしまして、この影響等でございます。対象者は高齢者、障害者、母子家庭、その他生活保護あるいは原爆被爆者等々の方でございます。

こういった措置のほか、社会福祉・医療事業団に対して百億円の出資をいたしまして、いわゆる在宅看護のための三本柱と申しておりますものの緊急整備を補完するものとして資金の手当てを行いました。そのほか、元年度予算におきましては、これは生活保護者につきましては消費税の影響等を盛り込みまして標準世帯で四・二％の扶助基準の引き上げを行ったり、あるいは公的年金に

つきまして、ただいま御審議いただいておりますように、十月実施の年金制度の財政再計算に伴う年金額の引き上げにつきまして四月から実施するとか等の措置を講じてまいった次第でございます。

○山口哲夫君 そうしますと、低年金者に対してはもういった今説明されたような福祉対策というものは実際に行われているというふうに理解してよろしいんでしょうか。

○政府委員(小村武君) 六十三年度を実施いたしました臨時福祉特別給付金の対象者には、老齢福祉年金の受給者あるいは障害福祉年金受給者、特別障害者手当受給者、特別児童扶養手当受給者等の方々が含まれておりまして、したがって、激変緩和措置として直ちに措置をしないといけない人たちにつきましてはこの一時金をもって対処されているものと理解しております。

○山口哲夫君 ということは、いわゆる低年金者、生活保護世帯よりもちょっと上程度でしようか、そういう方々にそういう制度が行き渡っているというふうに理解していいんですか。

○政府委員(小村武君) 今般のこの共済年金の改正法をお認めいただきますと、完全物価スライド制が導入されております。消費税の導入に伴います消費者物価が上昇いたしますとその分は年金額に自動的に反映できるというシステムが組み立てられているのでございます。

○山口哲夫君 何かちょっと答弁が違ふところについているようなので、竹下元総理が、いわゆる消費税による負担増加というものは減税効果のないような低年金者とか低所得者に対しては国の政策の中で歳出でもって面倒を見るんだ、こう言ったわけですね。ですから、そういう今あなたが答えになったようなところが本当に低年金者に対してきちっと行き渡っているんですかというところなんです。物価の問題なんというのは別の問題なんです。

○政府委員(小村武君) 我が国の社会保障制度は、高齢者であるとか障害者であるとか、あるいは

は生活保護、特定のハンディキャップに着目していろんな制度が構築されております。こういった制度の充実を通じて先生御指摘のような措置が講じられているという趣旨でございます。

○山口哲夫君 極めて抽象的なもので、要するに減税効果が行き渡っていない年金生活者は消費税分だけは負担増になっているんですよね。だから、その負担増になっているものを何らかの手当てをしていきますかということなんです。実際にはしていないということだと思っております。

それで、今物価スライドの問題が出ましたので、それじゃ物価の問題についてちょっと触れておきたいと思うんですけれども、物価スライドということになりますと、年金生活者の生活レベルというのは一つは向上しないわけですね。春闘で賃金が大体こしもって五・一七％くらい上がっています。そうしますと、その中で物価の面というのは〇・七％くらいということになります。うか。ですから、四％以上という賃金のアップのものはこれはすべて生活レベルのアップにつながってくるわけなんです。

ところが、年金生活者というのは物価のスライドだけしか面倒を見てもらえないわけですから生活レベルというのは一つは向上しないということにつながってくるわけなんです。だから、現役のサラリーマンと年金生活者となんか差をつけていいんだらうか。こういうことを考えたときに、やはり年金生活者も少しでも生活レベルをアップさせようというふうには考えるならば、これは物価スライドでなくて賃金スライドに切りかえてもう一度改めていくべきだという考え方を持っているんですけれども、どうでしょう。

○説明員(阿部正俊君) 年金制度全般に共通する問題だと思っておりますので、私が現在の仕組みを申し上げてみたいと思っております。

公的年金制度、共済組合関係も含めまして、厚生年金もそうでございますが、毎年の物価の上昇に対応いたしましてその上昇分をそのまま翌年の年金水準として新しく物価スライド分だけ必ず引

き上げるといふような仕組みになっておりますし、特に今回の法律改正におきましてはそういったこれまでとてきました政策を完全に自動的に行う、完全に物価スライドを行うという仕組みを組み込んでおくとすることは一つ申し上げておきたいと思ひます。そういうことで毎年の物価の維持という意味では、確実に公的年金は物価の上昇に應じまして物価の維持が図られるというのがまず第一の公的年金の一つの使命かと存じておりますのでございませう。

それから、それだけではございせん、年金の仕組みの中では五年に一度が通例でございませうが、財政再計算というものを仕組むにございませう。その中におきましては、例えば厚生年金で申し上げさせていただきますと、五年前と現在の間の年金水準の伸びに合わせまして御本人の持つておられます過去の年金水準もその上昇率に合わせて伸ばしまして、それを前提にして年金額の計算をする仕組みにしてございませう。

したがしまして、五年に一度というふうな一つのラグはございませうけれども、制度的には生活水準なり年金水準なりの上昇に応じて、既裁定年金も含めまして、年金の額が改定されるというふうな仕組みにしてございませう。今御指摘のような意味では、毎年毎年の分については賃金スライドではございませうが、制度全体としては賃金水準の上昇に応じて確実に年金額が保障されていくというふうな仕掛けになっておることを御理解願ひたいと思ひます。

○山口哲夫君 五年に一回は確かにそういった財政再計算で賃金の面も加味されるということばかりですけれども、それはあくまでも五年に一遍の話であつて、それじゃその四年間というものはどうなのかといふ物価のスライドにしか合せてないわけですね。ですから、その間においてはサラリーマンといふのはほとんどベースアップがされていく、しかも今はベースアップが昔の物価スライドと違ひまして生活レベルの向上の方に相当厚くされているわけですね。アップされているわけ

です。だから、現役のサラリーマンと年金生活者の生活水準というのとはだんだん差がついていくというのが今の状態だと思ひます。

ですから、私は五年に一遍なんということではなくして毎年やっぱ賃金スライドというものをきちつと行つていくべきではないだらうか、それなればその四年間だけは差がついてもいいんだということになると思ひますので、これはぜひ賃金スライドで今後やっぱ考えてほしいということなわけでありませう。

それで、年金生活者といふのは物すごく生活水準が低いという実態について、これは国家公務員ではないんですけれども、ある地方都市の都市共済の年間生活費の比較をしたのがあるんですけれども、例えば世帯主が七十三歳で妻が七十一歳。生活保護世帯で年間生活費といふのが百九十四万一千九百円という数字が出ています。これに對しまして年金受給世帯、この方の共済年金の受給額といふのは約二百二十万円なんです。これは平均よりどうなんですか、大体平均くらいでしょうか、ちょっと低いでしょうか。この方が、国民健康保険税といふのが物すごく高いですね、十万七千五百円、固定資産税をちつと持つておるので五万七千円、それでも道市民税はゼロなんですけれども、それだけを差引きましても百九十三万五千五百円。もうこれは生活保護世帯よりも低いという実態があるわけですね。これは地方都市の都市共済の一例ですけれども、恐らく国家公務員でも同じようなことが言えるんじゃないでしょうか。

ですから、今まで何十年も一生懸命働いて国家のために尽くしてきた、そういう年金生活者の中にも依然として生活保護世帯よりも低い年金で暮らさなければならぬ、そういう実態があるというところについてどうお考えでしょうか。

○政府委員(小村武君) 年金は老後生活を支える主な柱でございませうが、これのみで生活を設計するといふことではないと思ひます。各自老後の設計について個人によつていろいろな生活の設計がございませうが、強制保険たる公的年金につきまして

は老後生活の主たる柱になるその水準を設定してあるといふことを御理解願ひたいと思ひます。

○山口哲夫君 社会福祉国家と言われる、それを標榜している日本で、老後の生活が年金だけで支えられるものではないといふことを、政府の高官がそういう基本的な考え方を持つておられるといふのはこれはもう心外ですね。そんなことで日本が社会福祉国家なんといふことを標榜してあるなんて私は言えないと思ひます。

日銀の調査を見ますと、「貯蓄に関する世論調査」といふのがございませう。十月、ついでこの間発表したんですけれども、これを見ますと、貯蓄の目的といふのは一位が病氣、災害に備へてといふのが八〇・五%、その次が老後の生活資金に充てるといふのが五一・五%。この二つは国の一番大切な社会福祉の政策の中に入らるものではないかと私は思ひます。だから、例えば先進諸国で社会福祉が非常に進んでおる国家のこういう同じような統計なんか見たことがございませうけれども、老後の生活に備へてとか、病氣、災害に備へて貯蓄しているなんていふのは余り聞いたことがないですね。

私は、ある国の人と話合つたら、日本はこういう実態ですと言つたら、何のために社会福祉がされておるんですか、年金は出ないんですか、なんていう反論をされたことがございませうけれども、やっぱり国の政策そのものが行き渡つていないからやむなく貯蓄をしていかなければならぬといふのが今の日本人の現状だと思ひます。少なくとも社会福祉を標榜する国であるならば、やっぱりもつとつと国が責任を持つて、老後は年金で安心して暮らせるような、私はそういう形をとるべきではないだらうかといふように思ひます。

昭和六十二年七月二十三日に企業年金等研究会というものが斎藤厚生大臣に「厚生年金基金の育成普及方策のあり方について」といふ報告を出しているわけですね。これを見ますと、「安定した老後生活を送るためには、平均的な被用者の退職前年所得の少なくとも六割以上を厚生年金給付と厚

生年金基金給付とで賄ひうるようにすることが望ましい。」、こう書いておるわけですね。これは厚生年金のことですけれども、ほかの共済年金も同じだと思ひます。国家公務員の場合には、六割以上の共済組合での負担をしていふところが多いと思ひますけれども、まだ六割を切つておる人だつてあるわけですね。

ですから、今あなたがおっしゃる通りに決して共済組合年金だけで老後の生活ができるものではないと言ふのは、これは私は当たらないと思ひます。こういった報告書を見てもそういう精神にはならないだらうといふふうに思ひますので、そんな考え方をぜひ改めていただいて、今後少なくとも年金で十分国民が生活できるような対策といふものを一元化に向けて考えていただきたいものだといふふうに思ひます。

防衛庁長官がいらつしやいましたので、年金問題一時中断いたしました「なだしお」の問題、この間質問をしておりましたので、その後の問題についてちつとお聞きをしておきたいと思ひます。もし時間が余ればまた年金問題に入りたいと思ひます。

前の委員会からもう半月くらいたつておるわけですが、改ざんされたいではないかといふような問題について幾つかの疑問点を私は提起いたしました。この点について検討してみたいでしょうか、いかがでしょうか。

○国務大臣(松本十郎君) 防衛庁といたしましては事後調査早い時期に調査をしまして、整理、清書といひましようか、書き直しの事実があったことはわかつたわけですが、その後も機会あることに事故防止という観点からいろいろ調査も行つておられますし、前回の当委員会における山口委員の御質問にもこたえまして、つい最近もいろいろ事情を聞いたいたしました、御承知のように関係書類は海難審判庁の方にございまして、そこにおのずから限度があるといふことですが、しかし調査しました結果は前に答弁

したことを変わりはないということでございます。

○山口哲夫君 改ざんはしていないということですか。

○国務大臣(松本十郎君) 書き直したことは事実でございますが、改ざんという言葉は当たらないと考へております。

○山口哲夫君 その書き直しの内容が実際と合っていないということについてはお認めになりませんか。

○政府委員(米山市郎君) 衝突時刻が今問題になっていてございしますが、衝突時刻につきましては海難審判の第一審におきまして十五時三十九分少し前ということで、これは海上保安庁からお答えをいただくべき筋合いのことでございますが、航泊日誌だけではなしにいろいろな状況を総合的に勘案して十五時三十九分少し前ということに御認定をいただいております。そういう意味では四十分と三十八分、両方とも三十九分少し前というものとすればでございます。

○山口哲夫君 いずれにしても、四十分というのは航泊日誌には出ておりますけれども、間違いないということですか。

○政府委員(米山市郎君) 前回も御答弁申し上げましたが、三十八分と四十分という二つの数字が記録にあったわけでございます。そのうち、より正確なものはどちらであるかということ、艦長の判断のもとで四十分にしたと、その時点ではそういう判断をしたということでございます。

○山口哲夫君 山下艦長が、速力通信受信簿は速力通信機がコンピュータ化されているので機械が書くから航泊日誌の方が正しい、こう言ったことがあるんですね。ところが、航泊日誌と通信簿を見ますと、これは手書きになっているんですね。コンピュータ化しているから、それは機械が書くんだから正確だと言っているんですけれども、何も機械が書いてない、全部手で書いています。それで不審に思いますのは、十五時三十八分

Z、これは機関停止という意味でしょう。同じく三十八分B、これはバックワン。これはよくわかりませんけれども、船をバックするための何か、ワンというのはどういう意味かわかりませんが、それからBフルと書いてあるんですけれども、これはバック、後進いっぱいということのようですね。その次に、四十分としてZ、これは機関停止の意味でしょうね。同じく四十分衝突警報と書いてある。どういうわけかこれは矢印で入れ違ひにしているんです。衝突警報が四十分で鳴ったというところは、警報が鳴る前に衝突するはずがないので、警報が鳴ってから衝突したというふうに当然解釈できるわけですね。そうしますと、これはどうしてもつじつまが合わないんです。

だから、あえて通信簿の方も改ざんしたんでないだろうか。通信簿に合せて航泊日誌を書いたと言っただけでも、両方とも一緒に改ざんをしたというふうにししか私どもとしては考えられない。これは、もし二分間違っていることになりなすね、艦長としての責任というのは非常に大きいので、違ひますね。三十八分というのと四十分、二分間のずれがあるということはそれだけ余裕を持っていたということにもなるわけですね、その二分間の間にやっただけでも衝突せざるを得なかったということになるんで、これは艦長としての責任問題には大変影響してくるわけですね。そういうことから言って、どうもこの通信簿そのものが改ざんされていたというふうには考えられないんですけれども、どうでしょうか。

○政府委員(米山市郎君) 私どもが関係者から事情を聞いた中では、通信簿につきましては書きかえをした事実はないというふうに承知をいたしております。

○山口哲夫君 そして、小林訓練課長はこれのことについてこう言っているんですね。専門の要員が常に時刻を確かめて記録していた速力通信受信簿の方を採用したと、航泊日誌を後で訂正する整理は比較的良好であることだと、こういうふうに新聞で言われているんです。

しかし、速力通信簿というのはあくまでいわば脇役ですよ。主役になるのはこの航泊日誌の方でしょう。だから、航泊日誌については訂正するときは二本線を引いてきちっと直しなさい、決して一ページ削除するようになつてはならない、物すごく厳しく書いてある。主役だからです。しかも、これは裁判では非常に大きな影響力を持つ航泊日誌です。税務関係で言えば元帳に当たるものです。非常に重要なものなんです。ですから、そういうことから申しますとやっぱり主役はこちらの方、航泊日誌であつて、速力通信簿というものはこれはあくまでも脇役だというふうに思うわけです。

そこで、もう一つ問題を進めますと、「なだしお」が横浜の海上通信隊へ第一報を送りました。それは三十八分衝突というふうに打電しております。これは間違いないですか。

○政府委員(米山市郎君) そのように承知をいたしております。

○山口哲夫君 それからもう一つは、審判では三十九分少し前衝突というふうに言われております。それに對しても山下艦長は認めております。この点いかがでしょうか。

○政府委員(米山市郎君) 衝突時刻につきましては、先ほど御答弁申し上げましたように、三十九分少し前ということで、防衛庁関係者も何らそれに争いを差し挟んでいないものではございません。そのような認定として受けとめてございます。

○山口哲夫君 時間がないんで先へ急ぎますけれども、第一報で三十八分衝突と打電していることは、これは衝突直後のことですからこの打電は正しかつたと思うんです。そして、審判で三十九分少し前ということと艦長が認めたものこれは正しいと思う。ところが、実際には四十分衝突というようにこれを改めているというところに非常になぞが秘められていたと思うわけです。これはさっき言ったように明らかに艦長が責任を回避するためにこういう形をとらざるを得なかったんだらう、そういうふうに思うわけでありまして。

この真相については、ちようどきようも審判が行われていたようでありまして、これから続くでしょうから、そちらの方に任せるといたしまして、非常に多くの疑問を持っている内容であります。こういう点については防衛庁長官といたしましてももう少しやはり真剣に、克明にお調べになった方がよろしいのではないだろうか、こういうことを私は申し上げておきたいと思ひます。

そこで、二、三ちよつと問題提起をしたんですけれども、一体なぜこんなことが起きたのかというところなんですか。これはよく言われているように、山下艦長がまさに陸上であれば無免許で車を運転していたと同じだと、こう言われているんです。一般の船長は船舶職員法に基づいて当然海技免状というものを取らなければならぬ。ところが、海上自衛隊の場合にはこういうものは取らなくてもいいわけですね。海上自衛隊の中でそういう許可を出しているわけです。少なくとも浦賀水道というの是一般の船舶が物すごく往来しているわけですね。そういう中で普通の免許も与えないで、自衛隊の中だけで許可を与えるような免許制度というものは私はやっぱり改めるべきじゃないかというふうに思ひます。

○政府委員(島山善君) ただいま委員御指摘になりましたように、自衛隊の資格につきましては自衛隊法の百十条において船舶職員法の適用を除外しております。百十一条の中で自衛隊の独自の基準で定める形になっております。

その趣旨は、もちろん海上交通の関連法規あるいは航法等に關しまして要求される知識等につきましては、共通なものとして民間の場合と同様でございますが、それだけではない、それに加えて自衛艦の場合の操艦の特殊性ないし構造の特殊性がございしますので、それに見合ったものを付加しているということからきています。

民間と共通に要求される部分につきましては、防衛庁における海技試験におきましても、民間に

おいて必要とされる知識、技能の部分につきましては、運輸大臣の行います海技従事者試験の内容、基準を利用することによりまして民間の船舶職員の知識のレベルをそこに確保するという形にいたすとともに、実際の運用におきまして、試験におきまして、海技試験を実施する組織として設けられております中央海技審査委員会あるいは地方海技審査委員会の委員に運輸省の海技試験官を委嘱するなどいたしてございまして、その辺の試験の厳正さ、公正さの保持は確保しているつもりでございます。したがって、そのようなことから我々我々としたしましては現在の制度を変える必要はないというふうに考えておる次第でございます。

○山口哲夫君 商船の船長なんかから今度の事件につぎまして——今あなたがおっしゃっていたように、自衛隊の中で免許を与えている、だから同格のものを持っているんだという趣旨の発言をしておりましたけれども、山下艦長のあの判断というのは普通の船員では考えられないということをよく言っていますね。例えばこちらの左の方からヨットが来た、潜水艦がヨットをよけようとした。これは常識で考えたって、私はヨットをやっていないからわからないけれども、ヨットというのは一メートル前でもばつとどこでも方向転換できるんだそうですね。だから、そのヨットをよけようとするようなそんな甘い判断をするような艦長というのは一体ちゃんとした免許を持っているんだらうかという疑問さえ持たれているわけであって、こういうことについては一度やっぱり私は検討をしておいた方がいいんじゃないかなと思うんです。

それから、海難救助についてももう少しやっぱり海上自衛隊に少なくとも義務づけをするようなことをした方がいいと思うんです。

最後に、時間がありませんで防衛庁長官にちょっとお聞きしたい。

この小林海難審判庁長官といふと裁判所で言え裁判所の長官になると思うんですけど、その方がこの事件が起きた後に記者クラブに

あらわれまして、「なだしお」が一方的に悪いとは言えない、船員定務だ、これはモラルの問題だというわけですね。だから、両方ともモラルをきちっとしていれば起きなかったことだというふうに言ったのであります。これは事故の直後でありまして、まだ取り調べも行っていない中で、少なくとも今後どういふふうにかこれを審査していかなければならないかというその審判庁の長官たる方がこういう発言をしたということは、これは裁判に對する一つの介入だろと思うんです。こんなことはいまだかつてなかったことでありまして、これはもう異例なことだと言われているわけですね。記者の方々に、こういうことは言わなかったことにしてもらいたいということを防衛庁の役人が回って歩いたということをおっしゃっています。こういう事実を一体どうお考えになるでしょうか。

一連のこの事件というものは、海上自衛隊というものが極めて閉鎖的な、そういう中から起きた問題だということに私は思うわけでありまして。ぜひシビリアンコントロールの精神をひとつ防衛庁長官として発揮されまして、制服組の言うことだけが正しいんだというふうにお考えになったのではシビリアンコントロールというのは一体どこへ行っちゃうのかかわったものではありませんで、もっと海上自衛隊そのものを開かれたものにするように御努力をいただきたいと思うんですけれども、この小林海難審判庁長官のこういった発言の問題についてどうお考えでしょうか。

○國務大臣(松本十郎君) 海難審判庁の長官という方ですか、言われた言葉についてはその場で私は聞いておりませんで、正確にどういふワーズイングが使われたのかつまびらかにいたしませんし、それは不適当だと判断された委員御指摘でありますので、そのとおりに承って、これについてコメントする立場には防衛庁長官はございませんで。

ただ、一言申し上げたいのは、この書き直しは大変国民の皆様誤解を与えましたので遺憾に存

じ、申しわけなく思っておりますが、ある予断を持っていろんな角度から悪い悪いと言われることがどういふことかという感じがするわけでありまして、これは第三者機関であります海難審判庁あるいは検察庁で公正に最終的には何が事実だったかということに判断されるわけでありまして、それまではもう少し何といひますか、オープンな立場で、余り一定の予断を持って悪い悪いと言われる前にしばらくその時間を待ってくださいと私は申し上げておきます。

○山口哲夫君 それじゃ最後に一言だけお聞きしておきますけれども、審判庁においてこれが明らかに改ざんであったという事実が明らかになったときには、当然防衛庁長官として責任をおとりになりますね。

○國務大臣(松本十郎君) 海難審判庁内でそれがどういふ判断が出るか、出た上のごときでございます。仮定の御質問にはお答えすることはできません。

○大城眞順君 私は、問題を一点に絞りました、厚生省のみに御質疑を申し上げたいと思っております。沖繩は御案内のとおり復帰してから十七年を経過いたしましたけれども、なおかつ戦後処理として復帰処理まで山積しているような状態でありまして。そういう中で、当然本土と同一であるべき諸制度の中にもいろいろな格差が生じております。その最たるものは厚生年金の格差であります。沖繩の厚生年金受給者の年金額は本土と比較いたしましたら大幅な格差が生じておることは御承知のとおりであります。その根本的な原因は、沖繩が戦後二十七年にわたり本土より行政分離されたがために、年金制度の発足がはるかに遅れたことにより加入期間が短いこととあります。

そこで、復帰の際に本土の制度に包括継承されたいわけでございますけれども、その特別措置は、沖繩の旧厚生年金加入日である昭和四十五年一月一日から起算いたしまして満六十歳に達するまでの加入期間が二十年未満の者に對して、年齢別に加入期間を短縮いたしましたして受給資格を与えたに

とどまっておるわけでありまして。これはあくまでも受給資格でありまして、同等の額の受給額まではいっておりません。公務員共済年金及び国民年金の加入者の加入時期がそれぞれ昭和二十一年と昭和三十六年への適及適用の特別措置によつて本土並みに正されたにもかかわらず、厚生年金制度の施行が昭和四十五年に固定されておることは、年金制度の施行がまさに他の年金との整合性においてあるいは公平性において欠けておるところがあらうかと思ひます。これはやはり法のものとの平等あるいは無差別性をうたう憲法十四条の精神にも反する気がいたすわけでありまして。

それでは、ちなみにどれほどの格差があるかと申しますと、これは政府の算定によりましてけれども、昭和六十三年モデル年金額を勤務年数あるいは報酬月額額の同一条件におきまして比較してまいりますと、本土の年金額約二百二十二万、これは月額十八万五千円になりますけれども、これに對しまして沖繩の加入者はわずか百三十二万、月額にして十一万で、その格差は実に九十万、いわゆる四〇・五%も格差があるわけでありまして。これは平成元年の政府査定による生活扶助基準、先ほどもこの問題が他の分野において取り上げられましたけれども、この生活扶助基準が月額十三万六千四百四十四円であるのに対して、それより二万五千円余り下回る状態でありまして、国としても私は恥ずかしい限りだと思ふ次第であります。

こういったことで八十歳まで長寿するといった場合、ふだん六十歳から十五歳長寿するとして七十五歳の計算をやりますけれども、沖繩の場合は御案内のとおり日本一の長寿県でありまして八十歳までは優に生きるどころであります。そういう意味で、八十歳まで長寿いたした場合には一人当たって約二十万円の損失となります。

また、昭和六十二年度において代表的な老齢年金受給者、全体の四七%に相当すると思ひますけれども、これに支給された平均年金額は、全国が百五十五万円に對しまして沖繩県は九十八万円

で、五十七万円、三六・七％の格差であります。これに受給者人数を乗じて得た格差の総額はまさに六十億円にも達しまして、以後十五カ年、今度は七十五歳までとりまされけれども、十五年間受給が続きといたしますとその額は実に九百四十億円余りになりまして、大変な損失であり、八十歳まで計算しますと一千億を超すんじゃないか、このように考えられるわけでありまして。

このことは社会正義の上からも到底容認できないゆゆしき問題だと私は思います。他の事業予算ならば来年度まで待て、再来年度まで待てと言えども、年金は権利であります。年金は権利であります。復帰後十七カ年経過した今日、なおかつこのような格差のままで推移したということは、どうしても私は合点がいかないわけでございます。

そこで質問いたしますけれども、なぜこのような格差を許してきたのか、あるいはわかつておつて何かの事情でそうなったのか、他の年金同様、復帰時点でもっと本土同様の額まで持ってきたのか、あるいはそれを目標しての措置がでなかったのか、その理由をまずお聞きしたいと思っております。

○説明員(松本省蔵君) お答えを申し上げます。ただいま沖繩の厚生年金の格差につきまして大城先生の方から具体的な数字をお示しになられました。御説明があったわけでございますが、一つの仮定に基づいた数字だと思っておりますけれども、私どももいたしまして、現実に本土の方々が受給している厚生年金の額と沖縄県民の方が現時点で受給している厚生年金の額、この間に格差があるということは十分承知をいたしております。

また、その原因について考えてみますと、年金の額と申しますのは加入期間、そしてまた標準報酬と申しますか、働いておられるときの賃金の高い低い、こういうようなものに左右されるものですから、そう簡単に割り切れないところはございます。厚生年金の額が低いという原因の大きな一つといたしまして、先生今おっしゃられましたように沖繩が米国施政権下に二十数

年間置かれまして、沖繩における厚生年金の制度が昭和四十五年一月一日からスタートした、こういうように立ち上がり遅かったということが沖繩の厚生年金格差が生じている主要な原因の一つであるということは十分承知しているところでございます。

それから、復帰の際に一体どうしたのか、こういうことになるわけでございますが、昭和四十七年の五月に沖繩が復帰いたしました際に、厚生年金の制度の中で実は復帰の特例の措置をとっているわけでございます。そのときのことを申し上げますと、これはまた現時点でもなかなか解決しづらい問題なのでございますが、厚生年金の制度と申しますのは、釈迦に説法でございます。恐縮なんですけれども、基本的には社会保険の仕組みをとっております。厚生年金保険の制度に加入をしていただまして、保険料を納入していただく、そしてその保険料の納入、納付に見合った形で給付がなされている、これが年金の一番の基本になっているわけでございます。

厚生年金の場合には基本的にサラリーマンの制度でございますので、まず事業所に雇われているかどうか、いつの時点からいつの時点まで雇われているかどうか、こういう実績がまず厚生年金に加入する前提になるわけでございます。そしてまた、さらに申しますと、その時点その時点でどれだけの賃金が支払われていたか、そういうようなことがわからなければならぬ、こういうことになるわけでございます。したがって、これは本土の場合、厚生年金は昭和十七年からできていますのでございますが、基本的に制度が逐次拡大してきている間を見ましても、そういう雇用の詳細な実績について過去にさかのぼって把握をするということが実際上非常に難しいという制約がございまして、一言で申しますと制度がきつた以前にさかのぼって年金を適用していくという手法が非常にとらづらという限界があるわけでございます。

そういう意味で厚生年金の場合には、むしろ制度

度ができた後に、例えば既に御高齢の方については加入期間が非常に短くなってしまふものですが、その制度の中でできるだけ期間を短縮して厚生年金の受給をできるようにする、こういう期間短縮措置をとっているわけでございます。そして、沖繩の場合におきましても、四十七年の五月に復帰になった際に、四十五年一月一日時点で四十歳を超えておられる方々につきましては、本土の場合ですともとの原則は二十年で厚生年金が受給できるんですが、四十を超えておられますと十五年間で厚生年金が受給できるという特例の扱いになっております。それを沖繩県の場合にはさらに短縮をいたしまして、生年月日別に最長で四年、最長で十四年、そういう短い期間で厚生年金の受給ができるような措置を講じました。

厚生年金の場合には定額部分と報酬比例部分という二種類の要素があるのでございますが、定額部分につきましては、四年で厚生年金の受給権を得た場合でも二十年で……

○大城眞順君 時間がないから簡略にやっております。

○説明員(松本省蔵君) というような措置をとってきたというところでございます。よろしく願います。

○大城眞順君 今長々と内容についてお聞かせいただきましたけれども、いざにしまして、今のお話からしますと関係者間の要求であるいわゆる年金の性格、国民平等の立場からいたしまして、復帰の時点で措置しておけば昭和二十九年までさかのぼることができたんです。これはできない理由はないと思っております。

は特別の定めをすることができるとなっております。これは明らかに遡及適用も可能であるということと解釈しなければならぬと思っております。しかし、それがいわゆる先ほど申し上げましたように短縮期間の措置で措置されておるわけでございますけれども、このことについてはどうお考えですか。

それと第二番目に、歴代内閣も沖繩県と本土との格差は絶対に是正するということは言うてきておるし、これは明確に公約として約束をされてきているわけでありまして。

そういった中でやはり実態として勤務年数とか、あるいはその時点における給料額の差とかいうことで実態が把握できないというふうな節のこともおっしゃっておりますけれども、私は実態は把握できると思っております。関係者の話によりまして、やはりその時点でやっておけばよかったとばかり言われても、復帰から十七年経過いたしました。しかし、今でも明確かつ具体的に把握可能な被保険者というのにはわからない者よりもずっと多いんじゃないかと我々は考えております。だから、その困難さというものをから逃げて、法的根拠もなくしてただ難しんだというふうな形でこれが処理されたんでは、私は沖繩の差別というのには未来永劫に続くんだと非常に憂えておるものでございます。

それで、お伺いいたしますけれども、最近こういった格差の是正に対して新しい措置を講じた、こういうことを聞いておりますけれども、その内容について簡単にわかりやすくお聞かせ願えれば幸いだと思います。

○説明員(松本省蔵君) お答えを申し上げます。沖繩の厚生年金の格差問題につきましては、今御質問のございました大城先生からの強い要請もございましたし、また県の知事様あるいは経営者の関係の団体あるいは逆に労働組合の方々、沖繩県の方々の関係者の方々からその格差是正についての要望が従前からございました。大城先生初めとしてそういう強い御要請を踏まえまして、厚

生省としていろいろと現実的にどういうふうな解決できるかということを検討してきたわけですが、つい先般基本的な考え方をまとめ、整理をし、方針として発表させていただいたわけでございます。

具体的に申しますと、本土と沖縄の厚生年金の格差は正を認めるという見地から、本土に復帰時の受給資格期間短縮の特例の対象となつた人たちは、先ほど私が申しましたように四年から十四年で厚生年金が受給できるという措置の対象となつた方について、その短縮された期間分の年金額をこれから保険料で特例納付をしていただく、それによって本土の年金額と同様の額を保障する、こういう措置を講じたいと考えているわけでございます。

もう少し具体的に申しますと、復帰時の資格期間短縮の特例措置の対象となつた方々で当該特例措置による老齢年金の受給資格期間を満たしている方々、これはもう少し具体的に申しますと、復帰時に四十歳を超える方々でございまして、平成二年四月時点では六十一歳以上の方々になると思ひます。現実の沖縄の厚生年金の老齢年金の受給者の方あるいは受給権者の方々と基本的にオーバーラップをするというふうに御理解いただきたいと思ひます。こういう方々につきましては年金額が定額部分については二十年既に保障されておりまして、報酬比例部分については加入期間分だけしか保障されていないわけでございます。本土並みに十五年分を保障するという措置を保険料の特例納付を行うことによつて認めているということでございます。

さらに、それでは幾ら保険料を納めていただくかということでございますが、沖縄の厚生年金ができました四十五年一月におきます標準報酬月額、これに当時の本土の保険料率六・二%でございますが、このうちの事業主負担分を除きまして、本人負担分のみ三・一%という料率を乗じた額、これを年利五・五%の現在価格換算をいたしましたものを保険料としてお納めいただく。そして、保険

料の特例納付期間は平成二年四月から五年間の間に納めていただく。分割で納めていただいても結構ですということでございます。

そして、今度は支給する年金額の方でございますが、同じように四十五年一月におきます標準報酬月額を再評価、現在価格に評価をし直すわけでございます。それに保険料の納付月額と一定の料率を掛け、これを新たな年金額として加算をしていく、こういう措置を講じさせていただきたいと考えているところでございまして。

○大城眞順君 先ほどいろいろと申し上げましたけれども、沖縄の厚生年金の格差の是正に對しまして厚生省として一歩踏み込んだということで大変評価をいたしております。しかしながら、我々の計算では、この改正によりましてもお七・一%までしかたどり着いてないというふうなことでございまして。

例えば従来の沖縄の基本年金受給額を見ますと、報酬比例の部分が二十四万四千六百八十円、定額部分が五十九万七千八百四十円、八十四万二千五百二十円になるわけでありまして、今回の改正によりまして基本年金受給額が、報酬比例部分が三十六万七千二百円、定額部分が五十九万七千八百四十円、計九十六万四千八百四十円、月に直しますと八万四千五百円。これが今回の改正後というふうになりまして、本土と沖縄の年金格差は、先ほど本土と同様の額を保障するということをおっしゃっていただきましたけれども、保障されていない。報酬比例の部分を十五カ年の中であつたといふだけでございます。この格差はなお、本土百三十五万九千円に對しまして沖縄九十六万四千八百六十円、一・四倍であります。格差が三十九万四千四百四十円。そういうふうにして先ほどの四〇・五%から七・一%までようやくたどり着いた、あと三〇%がまだ残されております。

この新しい改正によつて、なおかつその損失は、七十五歳まで長寿するといつたしましても五百九十一万六千六百円の格差がまだ出てきます。八十歳まで生きるとするとまだまだこの数字は大きな

くなるばかりでございます。これはやはり週及すべきである。週及しないです。そういう形、今御答弁があつたように現行の年金加入日である昭和四十五年一月一日に固定したまま、復帰特別措置の沖縄特例による受給資格年数四年から十四年を十五年になるまでの年数を十一年から一年を積み上げたにすぎない、こういうふうな受け取っております。だから、沖縄特例の受給者だけに限定されております。厚生省の方針によると、大正十三年四月一日生まれから大正十三年四月一日以前に生まれた方は年分に應じて一年から十一年の加入年数を加算されているだけなんです。そうしますと、大正十三年四月二日から昭和三年までに生まれた人は全然適用されてない。どうしますか。これについてどうお考えですか。簡単に。

○説明員(松本省藏君) お答えを申し上げます。ちょっと事実の問題で恐縮でございますが、細かいことで恐縮でございますが、今回の特例措置によりまして加入対象可能年数でございますが、昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの生まれの方、この方々が一年間の追納を認められる方々、それから昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの生まれの方は追納可能が二年というところで、以下ずっと十一年までさかのぼつてまいりました。先生のおっしゃるような趣旨から申しますと、昭和四年四月二日以降生まれた方々は今回の特例措置の対象にはならないではないかということだろうと思ひます。

その点については、結論から申しますと、御指摘のとおりというふうにお答えをせざるを得ないわけでございます。それは、今回私も予定をいたしましたとおりです。特例措置が、沖縄が昭和四十七年の五月に復帰いたしました際にとりまして特例措置、その部分をさらに補充した形で特例をしていこうということにいたしている関係で、前回の特例措置にのつてない方々に実はなるわけでございます。そういう方々は今回の措置には実ははらないというところでございまして。

○大城眞順君 昭和四年以降はやっぱりもう同じ

ようです。別に特例でやる必要はないわけですね。何も特例を適用する必要はないわけですね。だから、今申し上げました大正十三年から昭和三年までが一応私が指摘したとおりでありますという答弁をいただきましたが、そこがやはり問題として残るんじゃないかということを指摘しておきます。

それから、昭和四十五年一月から昭和五十九年十二月、十五カ年ということですが、まだに被保険者であつて昭和六十年以降に満六十歳で老齢年金を受給している人は、復帰の特例措置の該当者であつても今回の特例では何のメリットもないんじゃないかということなんですけれども、これについてはいかがでしょうか。

○説明員(松本省藏君) 基本的には先ほどお答えいたしましたのと同様なお答えになると思ひます。でございますが、今回の特例措置が、昭和四十七年五月に復帰いたしました際に行われました沖縄の厚生年金特例という措置にさらに補充をする、補充をするという形です。ことにいたしたものでございまして、その対象にならなかつた方々については今回の特例措置には残念ながらのらないということになるかと思ひます。

○大城眞順君 時間が参りましたんで結びますけれども、今までお聞きしたところによりますと、なおかつ格差があるというところは歴然であります。したがって、このたびの改正によつて政府としてはすべて解決したとお考えになっておられるのかどうか、これについてお聞きしたい。

○説明員(松本省藏君) 現実には沖縄県民の方々が厚生年金を受給している額、そしてまた本土の方が現実には厚生年金を受給している額、ここに格差があつて、今回の措置によつてその格差が完全に解消してしまふという形にはならないかと思ひます。それは事実であらうかと思ひます。したが、ただ、御理解をいただきたいと思ひますのは、厚生年金制度の体系の中で私どもとしてはできるだけの工夫をいたしまして措置を講じたものだということについては何とぞ御理解を賜りたい

と思つてゐる次第でございます。

○大城眞順君 時間が参りましたので終わりますけれども、完全に本土並みになつてはいないけれども大変に努力をなさつたんだと、それは認めます。先ほども私が申し上げたように、心から感謝をしそして評価もいたすわけでございますけれども、年金という性格は平等でなくちゃならない、それが年金なんです。同じ国民の中で年金の受け取る額が差があつては困るんです。もちろん、私は平均的なあれを言つてゐるんであつて、個人の年金額は違ひますよ、勤務年数から、あるいはいろいろな報酬比例の部分を含めた場合。ただ、制度そのものの中で物差しが違ふということ、これは年金にならないんじゃないか、こういうふうに私は考へておるわけです。

それで、今はこれは非常に沖繩の世論の中で沸騰しておるんですよ。将来いゝゆる考へ直す余地はあるのかないのか、それだけ聞いて終わります。

○説明員(松本省蔵君) 重ねての答弁になるわけでございますが、現行の制度体系の中でできる限りの工夫を凝らしたということについて御理解を賜りたいと思ひます。

○大城眞順君 終わります。

○吉川春子君 まず大蔵大臣にお伺ひいたします。

大臣は参議院選挙後の八月、九月、十月に一般紙十数紙を、一回一億円とも言われていますが、お金で大きなスペースを買い取つて政府広報で消費税の必要性を力説しておられます。その中で、現在はお手五・九人で一人のお年寄りを支へてゐるが、三十年後には二・三人で一人のお年寄りを支へなきゃならなくなるから消費税は必要である、こういうふうにおっしゃつておられるわけですね。この問題については、私どもの党は不破委員長、正森委員など何回も反論してまいりました。

私はここに十月十二日付の日経の切り抜きを持っています。『高齢化社会に扶養地獄なし』

と、こういう見出しがついています。記事の中で中公新書『高齢化社会の設計』の著者、国立大阪病院院長古川俊之氏の論が紹介されています。

氏は、扶養問題を単に老人と生産人口の対比で考へるのは間違ひではないか、生産年齢人口は老人を支へると同時に十四歳以下の子供たちも養育している、いわば全人口が生産年齢人口の働き手で食つてゐる、そうした観点から総人口に占める生産人口をはじき出してゐます。総人口に占める就労人口の比は、一九二〇年が四・二％、八〇年が四七・七％、二〇二五年の推定値も四七・七％、今とそう変わらないといひます。

また、都留文科大教授の川上則道氏の共著『高齢化社会は本当に危機か』を引用して、一九八五年、日本の生産力の中心を担う二十五から六十五歳の世代は全所得を一〇〇とすると八九を稼ぎ出し、うち八を六十五歳以上の高齢者に割り振り、六四を自分で消費し、残り一七を二十四歳以下の若い世代の養育費に充てたと。二〇二五年はどうかといひますと、二十五から六十四歳の世代は全所得の八四を稼ぎ出し、高齢者に一六渡し、五六を自己消費し、若い世代には一三使うという構図になる。この数字から読み取れるのは、高齢者への負担がふえても二十五から六十四歳の世代の持ち分はそう減らない、二〇二五年までの四十年間に一四・五％ほど経済成長があれば現状の生活水準は維持できる、こういうふうにしてゐるんですね。

最後にこの記事は、「とかく不安や危機感ばかりが先立ち、本来なら喜ぶべき長寿社会がかすんでしまふ面もある。少し頭を冷やし、こうした楽観論も含め高齢化社会の実像をじっくり検討してみようのではなからうか。」というふうに見解をつけてどうお考えですか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) その新聞記事は私も読みました。また、最初はその衆議院の予算委員会における不破委員の御質問からであつたと思ひますけれども、同様の趣旨の御質問を何回かち

やうだいたしてあります。

そこで、正確を期すためにきちんと書いたものを讀み上げてまいりたいと思ひますけれども、結論からまいりますと、私は必ずしも今の御議論に簡単に賛成をする意思はございません。そして、従属人口と生産人口の対比について、私はその数字を否定もいたしていません。それでも現在よりふえていくという事実は御否定にならないはずであります。

そこで、総人口に占めます就業者の割合といふのは二〇一〇年まではほぼ一定に推移すると試算をされております。また他方、我が国の人口の年齢構成比の変化に伴ひまして扶養される人口の内訳では確かに二十歳未満の年少人口が減少し、六十五歳以上の老人人口が大きく増加していくと見込まれております。そして、かかる被扶養者人口の年齢構成比の変化及び財政需要との観点を見ますと、従来からの実績を考へてみましても実は年少人口が減少いたしましたも財政需要は減少いたしません反面で、老年人口の増加に伴う社会保障関係費の増加によつての財政需要は大きく膨らむという事になります。さらに、厚生年金あるいは国民年金等になりました場合、六十五歳以上になりますと就労しておられても老齢年金が支給されるわけでありまして、医療費の面でも老人の医療費は非老人に比べて高額であるなど、就業しているかどうかにかかわらず老人に対する社会保障給付は高まることも考へますと、今後高齢化の進展に伴ひ働き手一人当たりの負担は増大するものと思われまふ。

税制改革の広報用のパンフレット等で用ひました二十歳から六十四歳までの人口に対する六十五歳以上の人口の比率の推移、一九八五年五・九分の一、二〇〇三年三・七分の一、二〇一〇年二・八分の一、二〇二〇年二・三分の一。これはこうした人口の高齢化の進展に伴ひ働き手の負担が増大するといふ事実を人口構成比の変化という側面から象徴的にわかりやすく示すものであります。なお、敷衍して申し上げますと、一九六〇年度

から現在までの間、総人口に占める年少人口の割合は四〇・〇％から二七・二％にまで減少いたしました。その間に例へば文教費あるいは科学技術振興費のGNPに占める比率というものは、この間の政策水準の向上また進学率の上昇等によりまして一九八九年におきまして一・三％、大体一九六〇年度と同水準になつております。これは、私自身が敗戦直後に小学生でありましたけれども、当時は別といたしまして、私どもの弟たちの時代から考へてみれば小学校、中学校ともに教室における児童一人当たりのスペースは広がつておりますし、また施設整備等々も進んでおることを考へれば、この数字はそれとおりであります。

他方、同じ期間におきまして、老年人口が総人口に占める割合は五・七％から一一・五％へと高まりました。社会保障の政策水準の向上によりまして、社会保障関係費の対GNP比は一九六〇年度の二・二％から一九八九年の二・八％、非常に大きく上昇をいたしております。

このように被扶養者の割合が一定でありましても、その構成の変化によりまして社会保障関係及び文教、科学技術振興の財政負担は著しく上昇していることがわかるわけであります。不破委員あるいは正森委員にも同様の内容で御答弁を申し上げたところであります。

○吉川春子君 新聞の広報よりも大変詳しく御答弁いただきましたが、私は雑誌でアフリカのギニア出身のタレントさんのこういう言葉を見ました。ギニアではお年寄り一人が死ぬことは図書館一つなくなるのと同じ、ギニアでは子供たちがおじいさんの昔話を大変楽しみにしてゐる、お年寄りは大変物知りなので図書館一つ分には当たるんだと、こういうふうな言つて大変お年寄りを大切にする気持ちというのを述べておられるわけなんです。

この夏、私は地下鉄で日本には百歳以上のお年寄りが何人いるかという大きなポスターを見ました。政府広報だつたと思ひます。この広報を見

て、お年寄りはその身が細る思いをしたと、こういうふうに通じておられるわけですね。不破委員長も指摘しましたように、二・三人が五・九人という、こういうおどろきの数字によって、しかもお年寄りがいるがために日本の社会は大変になるんだ、こういうような論というのはお年寄りに対する大変冷たい扱いにも通じるんじゃないか、こういうふうに通じておられます。

それで、重ねて伺います。お年寄りですけれども、消費税導入の理由としてお年寄り、高齢化社会というものを挙げておられるわけですが、それと消費税導入反対の理由が一定の割合であるというところ、もちろん大臣はお認めになると思うんですが、こういう問題について広報という形で、それで多額の税金を使ってお年寄りの問題を例にとりながら必要論を説く、こういうことはフェアではないんじゃないか。広報のあり方の問題につながるわけですが、そういうふうに通じておられるんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 昭和三十八年に老人福祉法が生まれる前、我が国の法制度の中に老人という法律用語がなかったことは委員も御承知であらうと存じます。同時に、その当時までの日本においてはまさに平均寿命が比較的短く、長生きをされる方が少なかった中で、長寿の方々がおられることは家族の誇りであり、また親族の誇りでありました。そして、国あるいは地方公共団体がお年寄りへのお世話を言い出すまでもないという雰囲気であったことも御承知のとおりであります。しかし、三十年代の後半になりまして、当時の先輩方がおぼろげながらに高齢化社会というものを予見しつつ老人福祉法をつくられたのが我が国の法制度の中に老人という言葉が生まれた最初でありました。

委員が御引用になりました海外の方のお話、たしかサンコンさんという方のお話ですが、私も読み、往時をしのんだことであります。そして、お年寄りを大事にしなければならぬという

点では、恐らく委員がこれを読まれて受けとめられたと同じ感じを持ったと思います。

しかし同時に、昭和三十八年、初めて日本政府が百歳以上人口の統計をつくりましたときには、我が国には百歳以上の方は百五十三人しかおられませんでした。私が厚生大臣を務めておりました昭和五十四年で九百三十七人、十六年間で六倍でありました。しかし、逆に言えば十六年かかってその間にふえた百歳人口は八百人足らずでありました。一昨年の敬老の日、我が国の百歳人口は二千二百七十一名でありました。昨年の敬老の日、その数字は二千六百六十八名となりました。本年初めて三千人の大台を超え、我が国の百歳人口は三千七十八名と敬老の日に報告をされております。まさに長寿は喜ぶべきことであります。しかし、その長寿者の生活が苦しくなっている、その生活を支えることがなくなっている、まさにその長寿社会というものは地獄になります。だからこそ、そのお年寄りたちが不幸せにならないで済むような仕組みを今から用意していこう。しかも、我が国はなお長生きになりつつあるわけでありまして、委員もみずから引用されましたとおり、従属人口は変わりませんが、その中の比率は大きく老人人口に変わるわけでありまして、その高齢化社会というものの対応を今我々の世代として準備しておこうというのが私は間違っているとは思っておりません。

税制広報につきましても御批判がありました。が、政府としてもPRをしろという国民の声が非常に強かったことも御承知のとおりでありまして、事実そのとおりの状況を申し上げております。

○吉川春子君 税金問題について政府のPRをもっとせよという意見があった、こういうお話ですけれども、消費税問題について言えば、これはもう国論を二つに割っての大きな論議が展開されていたわけであり、また参議院選挙の結果、それが一定程度反映されたということも政府もお認めになられていることですね。そういう問題について政

府広報という形で、まあ言ってみれば大蔵大臣の意見広告ですよ。こういうふうに通じますと、そういうことをもし政府が国民の税金を使って堂々とやれるということであれば、それに対して、じや国民の反論する権利というのはどういうふうになるんでしょうか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 私はそういうふうな難しいところをいいたしませんでしたけれども、私自身が、負け戦に終わりました東京都議選、そして参議院選、幹事長として国民の前に立ちましたとき、消費税の一点のみが関心の的であり、税制改革全体についての姿が知られておらなかったというところについてもたびたび痛感させられました。

それだけに改めて、税制改革というものが昭和五十年代の後半になって非常に強く改正を求められる国民の声が起り、しかもそれが所得税あるいは法人税に非常に負担のかかる中で、そうした分野に対しての減税を求める声と相まって出てきたということは委員も御承知のとおりであります。そして、その結果として、ここは税制特ではありませんが、税の議論をするつもりありませんけれども、所得税及び法人税、住民税の大幅減税とあわせ、問題のありました物品税の廃止を行い、同時に広く、薄くお互いが支え合う仕組みとして消費税というものを私も採用し、現在それを実施に移しておるという状況について、改めて知っていただく必要は私どもは本当にあると思っております。

そして、あの広告を出しまして以来、十一月の末で一万八千通を超える国民のお手紙をいただきました。そのお手紙の中に賛否両論があり、また税制に触れる以前の問題として、リクルート事件に対する御批判や国会における審議状況に対する御批判が二割程度あったことも私は隠すつもりはありません。ただ同時に、特定のグループ等がまとめてそのグループの方々に投書をさせたような同じような文章のお手紙がほとんどなかった。一人一人が御自分の生活の中から意見を述べていた

だいたことを非常に幸せに思っております。詳細を今ここには持ち合わせておりませんが、でも、その中には無条件でこれを支持される方、また条件つきで支持される方、反対だがその見直しの内容によっては是とされる方、全く反対と言われる方、それぞれの投書がございました。私どもは国民の御意見を生にこうした形でちょうだいをしていくつもりであります。

○吉川春子君 例えばアメリカなどは、政府が意見広告をする、そういう広報というのは国民の世論が大変厳しいのでできないというふうに通じています。こういう法律ができました、何月何日から施行されます、申し込みはここですとか、手続はこうですとか、こういう伝達のための広報というものはもちろんやらなければならぬでしょうが、テレビとか新聞とか、マスメディアを使って政府の消費税の宣伝というのはイコール自民党の政策の宣伝にもつながるわけですが、そういう内容にわたるものを多額の広報予算というものを使得てもし政府がおやりになる場合に、国民はそれとは違うんだと、こういう反論の権利というものはどういうふうにして持たたいんでしょうか。そういう形で私は、大臣のお考えはお考えとしてあると思うんですが、それを広報という形で広報予算を使っているということについて大変疑問に思っています。

じや、政府広報をおやりになる場合に、もう全くフリーハンドで、どういふことをやっても構わない、限界がない、こういうふうに通じていらつしやるんでしょうか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 私は広報を主管しておりますので私個人の考え方として申し上げますけれども、政府が行おうとしている施策についてその内容を国民に熟知していただくための広報活動、また御理解を求めるための広報活動というものは私は否定をされるものではないと思っております。ただし、その意見の中に例えば意識した間違いがあったり、そういうものがあれば、それは御批

判を受けるのは当然でありましょう。しかし、政府の施策に対して国民に周知徹底させるための努力を行うことは私は許されることだと思っております。

○吉川春子君 この問題についてはまだ日本はいろんな点で成熟していないと思いますし、今後国会でも詰めていかなきゃならないと思うんですが、一つ検討課題として、政府はどんなことでも意見広告を、括弧つき意見広告ですね、政府広報をできる。そのために広報予算も大分ふえていっているんですけども、そういうものを自由に使えるということは、やはり民主政治という立場からいっても非常にフェアではないというふうに思うわけです。

また、結局政府は高齢化社会のためと言って消費税を強行的に導入した。それをどうしても定着させるとおっしゃって、ごく最近発表された自民党の消費税見直し案、これは既に各方面から厳しい批判を浴びています。例えば食料品小売段階非課税、これで税収減が九千九百億というふうになっていきますけれども、静電のグループの試算でもどう見ても四千万億程度にしかならないとか、水増しの疑いも指摘されているわけです。そしてまた、非課税の範囲が複雑でありますけれども、自民党の渡辺元政調会長は、これは高松市の講演なんですけれども、消費税を取られたか取られなかったかをわからなくするのが今度の見直し案だと、こういうふうに関連と報道されているんですね。これは、事実だとすれば全く国民をばかにしたものだと思ふんです。こういう消費税を定着させるために政府広報を利用するということは私はとんでもないことだ、このことを指摘しておきたいと思ふんです。

それで、この論議ばかりに時間を費やすわけにはいきませんので次に進みたいと思ふんですけれども、国公共済の掛金の引き上げ問題ですが、国公共済の掛金が一足早く大幅に引き上げられました。大蔵省に対しては公共済掛金の引き上げ反対の声を各省庁から寄せられたと思ふますけれども、

その内容はとういふものでしょうか。また、なぜ労働者の反対を押し切って強行したのでしょうか。

国公共済の八九年の春闘のアンケートでは、家庭への負担で公共年金と答えた人が三四%で最も多いわけですね。三十代、四十代という階層です。若者の中にも悲鳴に近い不満の声も上がっているわけですね。公共組合はやめられないか、こういう声まで出ているわけですね。こういう声にどう対応するのかわかりませんが、お伺いします。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 公共済掛金の問題は事務方から説明させていただきますが、その前に自由民主党の見直し案並びに我が党所属の議員の名前を挙げての御意見がありましたので、この点だけは申し上げておきたいと思ふます。

先日、本院の違った場におきまして、本院だっと思ふますが、近藤忠孝議員から同様の趣旨の御質問をいただきました。政府は、自由民主党の御意見もちょうだいしたいとしました。そして政府税制調査会の審議を経て、年末の予算編成時までに次年度の税制改正内容というものを確定してまいります。

そして、自由民主党につきましても御意見は、これは私が御答弁申し上げることでございませうけれども、私どもは消費税というものは必要な税制だと本当に信じておりますから、国民に御理解をいただく努力は今後もさせていただきます。公共済につきましても、関係者の方から答弁をいたさせていただきます。

○政府委員(小村武君) 財政再計算期に当たります本年の十月一日におきまして、国家公務員共済組合連合会を例にとりまして、財政調整分を含めた千分の百二十二・六から千分の百五十二に引き上げられたところでございます。

○吉川春子君 どうお答えですか。

○政府委員(小村武君) 財政再計算期におきましては、国家公務員共済組合におきまして将来の給付財源を確保するという一つの平準保険料を算定

いたしました。これは何も社会流出しているわけでもない、将来の年金給付財源あるいは現在の受給者等にも回り回ってその財源が手当てをされるわけでございます。このほかに国庫負担が基礎年金部分について三分の一ある。老後保障の年金の水準を確保するためにこうした負担をお願いしているというふうに理解を賜りたいと思ふます。

○吉川春子君 国公共済の掛金の引き上げが法律事項ではなくて定款事項ですね。これはなぜかといえ、国公共済というのは独自の意思を持つ機関であり自主性を持たなくてはならない、こういうことにながっていくんじゃないかと思ふますけれども、この点はいかがですか。

○政府委員(小村武君) 御指摘のように国公共済は昭和三十四年に発足して以来、公共済組合方式をとっております。厚生年金の場合には保険者は国でございます。財政再計算をするのも国でございます。公共済組合は公共済組合において保険者であります。国ではない別の法人の公共済組合連合会が再計算を行い、責任を持って運営するという意味で、定款で保険料率を定めるといふことに相違しておるわけでございます。

○吉川春子君 そうしますと、やはり自主性とか主体性とか、こういうものはかなり尊重されなければならぬわけですね。

○政府委員(小村武君) 年金の制度は各年金におきまして成熟度がまちまちでございます。したがって、各制度独自にその責任において財政再計算を行い必要な保険料率を設定しているということでございます。あくまでもそういう意味では独自性を持っているということでございます。

○吉川春子君 第九条の国公共済の運営審議会は現在メンバーが十名でございけれども、二十四省庁すべての代表を参加させるということをするべきじゃないかと思ふますけれども、全庁参加というのは何か障害があつてできないんですか、立法の問題は別ですが。

○政府委員(小村武君) 連合会の運営審議会の委

員数は十六名でございます。これは他の運営審議会等々とのバランス等を考えてみましても適当な規模ではないかということで法定されたものと理解をしております。

○吉川春子君 全庁の代表を参加させても不都合なことはいわゆるですね。

○政府委員(小村武君) 現在の十六名というのはそれなりに各制度、例えばN T Tの公共済組合等々と比較して大体同じような人数でできております。したがって、単位組合の代表ということでなしに、国家公務員共済組合連合会の業務、年金、病院経営、運営等々におきましてその内容について十分組合員の意見が反映されるということとで十六名中八名が組合の代表者で占められております。これで十分対処し得るものというふう

に考えております。

○吉川春子君 連合会の役員も天下り、理事長、常任理事はすべて各省庁からの天下りで二、三年で交代してまいります。それで、労働組合を代表する者が一人もこの中にいないわけですね。これは大変問題ではないかというふうに思ふわけです。やはりこういう代表も役員の中に入れていくべきだと思ふますけれども、それはいかがですか。

○政府委員(小村武君) 現在連合会の役員は理事長一名、理事十二名以内ということで定められておりますが、連合会の業務は技術的、専門的にわたる部門が多いこと等から、これらの事務に精通した方々、経験のある方、こういった方々が任命されているというふうに理解をしております。

○吉川春子君 そういう事務に精通した方々を役員に据えるということと労働者の代表を一人も入れないということとは別に理論的な必然性というのではないわけですね。これはよくないことだと思ふんです。組合自身の自主的な権限を持たせるべきだし、それは社会保険綱領、一九五三年のこの原則におきましても、また社会保険憲章、一九六一年の原理にしても、官僚主義を防ぎ、労働組合の参加を義務づけているわけですね。だから自主性、主

体性、こういうことをきかちとそういう労働者の代表に持たせることなくしては共済制度本来の役割は果たすことはできない、このことを強く指摘しておきたいと思ひます。

それから鉄道共済の問題、きょうもたびたび出たわけですが、既裁定年金の切り込み、国鉄清算事業団、JRの労働者の間には強い不安感を持っているわけですが、また、青年の中には、六十五歳の支給とか掛金の引き上げに嫌気が差して、もう共済をやめたい、こういう声すら聞かれるわけなんです。こういう不信感を持たれるということは社会保険の存立にもかかわることだと思ひますが、この問題についてはどうお考えでしょう。

○政府委員(小村武君) 今回鉄道共済年金問題を御審議いただいておりますが、鉄道共済につきましても、先般来御説明申し上げておりますように、旧国鉄時代の制度、運営に起因する側面あるいは産業構造の変化、人口高齢化等に起因する側面がございまして、まず鉄道共済自身の問題であることから最大限の自助努力を行うことが最も肝要である、こういう基本方針に基づいて年金受給者、被保険者、JR、清算事業団等々の合わせた自助努力、それに今回、年金一元化の地ならしとして負担面で制度間で調整をしようという手当てがございまして、合わせて三千億円の赤字の解消策を固つたということでございまして、ひとえに公的年金の信頼性を確保し、老後の保障の主たる柱である年金制度を確立していくという観点からの改革でございまして。

○吉川春子君 鉄道共済の破綻の問題、そして旧国鉄の問題について私も繰り返し国会で論議をしてきましたので、きょうは繰り返しませんけれども、国鉄共済の今日の状況について現在の年金受給者、そしてJRの職員も、まして他の年金の組合員に責任はないと思ひます。国鉄の赤字は歴代自民党政府による無責任な政治路線、新幹線工事の膨大な借金を当時の国鉄に押しつけた結果であり、またさかのばれば、あの戦争のときの事後

処理、無謀な戦争のツケを今国民が払わされている、こういう側面もあるわけなんです。私もどしては、国鉄共済の赤字を他の年金の加入者に押しつけるのではなくて、政府の責任において補てんするように強く要求して、次の質問に移りたいと思ひます。

だんだん時間がなくなってきたんですが、介護休暇について伺ひたいと思ひます。

労働省、お見えでしょうか。「老親介護に関する労働者福祉対策のあり方について」、この「長寿社会における女子労働者等福祉に関する調査研究会中間報告」、この結果の概容について御説明いただきたいと思います。

○説明員(堀内光子君) 今先生御質問の長寿社会におきまして女子労働者等福祉に関する調査研究会の中間報告の内容について簡単に御説明申し上げます。

高齢化社会の進展に伴ひまして、老親介護の問題は女子労働者の職業生活と家庭生活との調和を図る観点から大きな問題になっているということ、労働者にとりまして大きな問題であるというふうな認識をいたしております。このため、労働省としましては、その問題に対応する企業におきまして介護休業等労働者家族福祉制度のあり方を検討するために昭和六十二年から今申し上げた研究会に調査結果を委託いたしております、本年八月その調査結果の成果を中間報告としておまとめいただいたものでございます。

この報告の内容をいたしましては、現状の老親介護に關します企業及び労働者の実態をお取りまとめたものでございます。そういった調査結果も踏まえまして老親介護に關します企業内福祉制度や国の労働者福祉対策として望まれること、いたしまして、介護休業制度の普及促進策の検討の必要性等の御提言をいたしたものでございます。

調査結果の内容でございすけれども、この研究会で行いました調査結果から見ますと、実際に何らかの形で老親介護のために企業で制度をお持ちだという企業は約半数でございました。そのうち

介護休業制度を実施している企業が一割強ございました。制度の対象につきましては、ほとんどの企業が男女労働者を対象としておりまして、対象となる家族の範囲は本人の親、配偶者の親、配偶者、子供とするところが多くなっております。また、休業期間に關しましては、一カ月未満から一年までさまざまな形でございました。

それから、調査対象になりました労働者の中でのかなりの方が実際に介護に携つたという結果が出ておりまして、この労働者の中で介護に中心的に携つた方々は、男子の場合には配偶者、親、それから女子の場合には自分や親ということで女性の方が多かったと。そういう介護を實際に行つた方からの實際の企業内の福祉制度に對しますニーズとしましては介護休業制度が最も高かったという結果になっております。

以上、簡単にございすが、研究会の報告内容を御説明させていただきます。

○吉川春子君 そうしますと、労働省といたしましては介護休業を普及するためには奨励措置が必要だと、こういうふうにお考えですね。その概要要求している中身についても御説明いただきたいと思ひます。

○説明員(堀内光子君) ただいま申し上げましたとおり、労働省といたしましては、高齢化、核家族化を背景といたしまして老親介護の問題が労働者にとりまして大変大きな問題となつてきているというふうな考えをしております。介護休業制度はそのような問題に対応いたします有効な制度の一つであるというふうな考えをしております。

ただ、先ほど御説明申し上げましたとおり介護休業制度の普及率は現在一割程度という状況でございまして、行政といたしましては、現在企業で実施されております制度の内容、効果、問題点等を十分検討いたしましてその対応につきましては十分検討してまいりたいというふうに思つております。

○吉川春子君 大蔵省に概算要求しておられますね。この内容について簡単に説明していただきました

と思ひます。

○説明員(堀内光子君) 労働省といたしましては、今御説明申し上げましたとおり、介護休業制度の普及促進策をできるだけやっております、取り組みたいということでも現在概算要求をいたしたところでございまして。

○吉川春子君 最近労働省が発表されました婦人労働白書によりますと、既婚婦人が働き続けるといふことは大変いろんな困難が伴うということですから、定年まで働き続けている既婚婦人というのは何%ぐらいいるんでしょうか。

○説明員(堀内光子君) 先生御指摘がございまして婦人労働白書、私も婦人労働白書を最近発表いたしました中では、就業構造基本調査を特別集計いたしました結果から、同一企業におきまして継続就業するということが、二十四歳以前から企業にお勤めの方が同じ企業に二十五歳以後もお勤めの有配偶女性の方は全体で大体二割ぐらいではないかというふうな結果を出してございまして。

年齢別で見ますと、大体二十代の後半で有配偶の雇用者のうちの六四%が二十四歳以前と同じ企業にお勤めである。それから、三十歳代前半で四割弱になりまして、三十歳代後半では二一・四%、四十歳代前半になりまして一三・五%、四十歳代後半一〇%というところで、年齢が高くなるにつれて二十四歳以下、二十五歳以前から企業にお勤めの方の割合が低下しているという結果になっております。

○吉川春子君 五十代後半までわかりませんが、その数字は。

○説明員(堀内光子君) お答えいたします。ただいまの数字の続きでございすけれども、五十代前半が九・三%、それから五十五歳以上で七・三%という数字でございす。

○吉川春子君 五十代後半というのは定年までは働いたというふうな受け取つていいかと思ひますけれども、そうしますと七%、あるいは五%ぐらいいかもしませんね、そういう数字になって、女の人が働き続けるというのは大変難しいわけな

んです。

私は「女が職場を去る日」という沖藤典子さんの本を見たんですけれども、だんなさんの単身赴任、そして自分のお父さんの発病、娘の高校受験、こういうものが重なってキャリアウーマンが、つらい思いをしながら職場を去っていくという本で、かなり話題を呼んだと思うんです。これは十年以上前の本ですけども、今日も女の人が働き続ける上でいろいろ問題があるというところは、国公労連の婦人協議会とか、あるいは全司法の労働組合でこういうパンフレットを出しているんですが、特に今問題なのは、家族が病気になるたときに看護の問題で大変つらい思いをしながら職場を続けているという問題なんです。それで介護休暇の必要性ということが出てくるわけなんです。

これは全司法の労働組合の「三十七人の発言」の中からですけども、例えば熊本の方は、昭和五十六年にお母さんが入院して、看護で交代で病院に泊まり込んで病院から出勤する毎日だった。そして、その後またお父さんが倒れて五年間入院退院を繰り返して、亡くなるまでの半年間泊まり込みの看病を夫と交互にしたと。あるいは福岡の方は、十七年間半身不随のお母さんに付き添って看護を続けながら働いたと。あるいは福岡の方は、お姉さんが骨折のために入院して、看病で十キロ体重がダウンしたと。あるいは、いまだに借金が払い切れていない、亡くなってもう既に三年を過ぎたけれどもまだ借金の支払いが続いているとか、老親だけでは必ずしもありませんけれども、そういう人々を抱えながら職場を続けることの大変さということがここに書かれているわけです。

さっき労働省のお話にもありましたけれども、そこで介護休暇の必要性ということが出てくるわけなんです。そこで大蔵大臣にお伺いしたいんですが、ことし労働省は介護休暇の促進策について予算要求をしているわけです。ひとつこの制度をぜひ認めてほしい、つけてしまわないで、第一歩です。必ず介護休暇の奨励策については予算をつける、そういう御努力をいただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 予算編成過程で十分相談をいたします。

○吉川春子君 先ほど大蔵大臣の御持論である多世代間同居というお話も伺いましたけれども、幾つかの世代が同居して、そして楽しく仲よく暮らせばこれは本当に幸せなことだと私も思うわけでございます。

同時に、そういうときに、病気になるたときに公的ないろいろなサービスが不十分な場合は家族の看病、看護に頼らざるを得ないわけなんです。そういう中で大変それが女性に降りかかってくるわけですので、介護休暇というのをどうしても認めて、期間はいろいろありますけれども、一定の休暇の後にはまた再びその職場に戻れるというような制度がどうしても必要だという声が高まっているわけなんです。だから、大臣の多世代間同居の論を実現される上でもこの制度は必要ではないか、それに反するものではないかと思うんですけども、予算編成の大変厳しい中ですけれども、その点についてはぜひよろしく願いたいと思います。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 個人的なことを申し上げて恐縮ですが、私の母親自体が現在、昨年八月に倒れましてから五回の手術を繰り返して、病状が改善をしたり悪化をしたりの繰り返しでございます。昨年の八月から暮れにかけて私自身がほぼ週に三日ぐらいつは病院に寝泊まりをしておりました。現在この仕事につきましてからその余裕がありませんために付き添いの方をお願いし何とかこれをカバーしたいしております。家に連れて帰るところまで何とか病状が好転をしてほしいと願っておりますけれども、残念ながら今日なおその願いはかなっておりません。ですから、問題の所在はお話しをいたさなくてもなく私自身がよく今日も存じております。

の祖母の死も私の家でみとりました。ですから、問題の所在はよく知り尽くしておりますけれども、今具体的なお尋ねとして労働者全体の施策の中における位置づけがどうなっておりますのか、率直に申し上げますと私は要求の中身をよく存じておいて申し上げます。ですから、この施策が大事でない決して申し上げるつもりはありませんけれども、労働者全体の施策の優先順位等々も十分私は聞きながら予算編成をしていこうと考えております。むしろ、情にほだされて無責任な返事をいたすことの方が私はこの問題に対しては礼を失するにとだと思っております。

○吉川春子君 人事院はお見えでしょうか。

この介護制度は男女を問わずすべての労働者に適用される制度なんですけれども、とりわけ女性労働者に切実に求められている制度なんです。どうしても医療制度の不備の中で介護という問題は女性の肩にかかっている、そして老親の介護のために職場を去らなければならない、老親に限りませんが、こういうことが後を絶たないわけなんです。今航空管制官とか気象観測官とかも含めて女性の職場も物すごく拡大しているわけです。だから、女性が働き続けるためにも介護制度というものはどうしても必要で、民間の介護制度の促進のための施策を労働省は一つ踏み出そうとしているわけなんですけれども、人事院としても国家公務員のためにぜひこういう制度を早急につくっていただきたい。そのことについて質問いたします。

○政府委員(大城二郎君) 国家公務員の休暇制度の問題に関連いたしましたも、今お話のありましたような介護休暇という問題の重要性が高まってきたというふうな理解しております。各方面の御意見、御要望などいろいろ出てきております。また、民間での導入もかなり進みつつあるというふうな理解しております。

員につきましても、そういうことの必要性は今後ますます高まると思っておりますので、今後とも真剣に研究を進めていきたいと考えております。

○吉川春子君 そうですね。じゃ、このことは早く実現するように強く求めて、次の質問に移りたいと思います。

国家公務員の職場の勤務環境について最後に伺いたいんです。

私は、埼玉県に住んでおりますので、埼玉県の職安、法務局に視察に行きました。それを例にして伺いますけれども、恐らく全国的に同じ状態であらうかと思っております。

例えば、川口の法務局には四十人の職員が働いており、そのうち女性は二十人います。ところが、女性用のトイレは二階、三階にはなく、一階のみに職員と来客兼用の男女別トイレがあるという状態なんです。しかも、川口は鍾物の町だったんですけれども、今はマンションの町に生まれ変わっております。そして、十日に一個マンションが建つのではないかと言われているくらいで、登記の、登記所の仕事というものが物すごく多いんですね。人員ももうふやしてもらわなきゃならない、これも強い要望です。女性のお客さんも多いんですけれども、女性用のトイレは、こういう場で恐縮ですけども、便座は二つしかなくていつも満員なんです。女子職員の利用にも差し支えている状態なんです。

それからまた浦和の職安では、三十八人の職員の中で女性は十三名です。ここでは競輪、競馬で働く婦人の方々が非開催日に失業手当を受け取りに来るんですけども、この問題は別に取り上げたいと思いますが、朝の七時半から十時過ぎまで、五百人とか六百人の方が、女性がやってくるわけなんです。ところが、ここでもトイレは一階に男女別々のが一方所あって、それで便座は一つしかない。二、三階は男女一緒のトイレなんです。トイレが全部外来者に占領されて、職員はほとんど利用できない状況なんです。外来者にして

も、このトイレの数では大変御不便で御不自由だと思ふんです。国民に対するサービスの点からも好ましくないと思ふんです。

それで、まず建設省と人事院に伺いたいんですけれども、埼玉県内に十四の職安があるんですけれども、浦和、大宮、川越など五つの職安では男女別のトイレがないわけなんです。特に女性側からすると、男女一緒のトイレというのは大変利用しにくいものなんです。労働安全衛生規則六百二十八条には、トイレは男女別々にせよと規定しているわけですが、比較的最近できた建物でもこういうものがないわけなんです。なぜ男女別々のトイレをつくらなかったのか。まずその理由からお伺いします。

○説明員(石岡征也君) トイレにつきましては、男女別にしております。

○吉川春子君 いや、していないから、なぜかって聞いているんです。

○説明員(石岡征也君) 一つでもあれば、しているということになります。

○吉川春子君 そうするとこの安全規則は、トイレは男女別々につくるべしと書いてあるんですけれども、これは一階のトイレはと、こういうふうに見ると条文なんです。どうですか。——意味がわかりませんか。もう一度言いましたか。

トイレは男女別々にすべしと書いてありますね、規則で。でも、このトイレはという意味は、一階のトイレはという意味なんですかと伺っている。

○説明員(石岡征也君) 一階、二階とそういう區別はしておりませんで、全体で考えております。

○吉川春子君 そうしますと、とにかくトイレというのは男女別々にしなきゃならないというふうな書いてあるわけですが、なぜ別々にしなかったんでしょうか。

○説明員(石岡征也君) 職員数あるいは来客数等を考えて、当時そのようになっていると思ひます。

○吉川春子君 浦和や川口のトイレは、来客数も考えてのトイレの数になっていませんよ。

○説明員(石岡征也君) 当時としては全体として、先ほどから申し上げていますが、全体として男女別というところで考えておると思ひます。

○吉川春子君 当時というのはいつのことですか。

○説明員(石岡征也君) 川口については六十年でございます。

○吉川春子君 今はじゃ違うんですね。

○説明員(石岡征也君) 個別の具体の事案については状況は把握しておりません。

○吉川春子君 私はきのうちゃんと質問通告してありますよ。外来者の数を考えてトイレの数はつくってあります。例えば職安とか法務局とか税務署というのは必ず外来者がたくさん来ますでしよう。そういう数も含めてトイレの数を決めていられるんですか。

○説明員(石岡征也君) 外来者の数についても十分考えて設計しております。

○吉川春子君 建設省でしたっけ、あなたは。

○説明員(石岡征也君) はい。

○吉川春子君 外来者の数も含めた数ですか、この労働安全規則のトイレの数というのは、そうじゃないでしよう。これは職員の数だけ考えた数じゃありませんか。

○政府委員(大城二郎君) 今のお話、国の職場につきましては、私ども人事院の規則で基準を定めておりますけれども、それは一般の民間の事業所と同じように定めるといふことで、労働安全衛生法に基づく事務所衛生基準規則、その例によるといふことにいたしております。

その中では、今お話しのように、トイレにつきましては、使用する、就業する労働者の数を基準

にしまして基準が定められておりますから、恐らく外来のいわゆるお客さんについては別だといふふうに考えてよろしいかと思ひます。

○吉川春子君 職員の数だけを厳密に数えると今のトイレの数でもいかなというふうになるわけなんです。ところが、御承知のように職安とか登記所というのは外来者の数が多いんですね。御存じかどうか、登記所は今、三時間も四時間も待たされるんですね。外来者が多いのと待ち時間が長いから大変なんです。そういうようなことを考えて、なおかつこのトイレの数だと、こういうふうな建設省はおっしゃるんですか。

○説明員(石岡征也君) 当時の状況から状況が変わつておるといふふうに認識しております。

○吉川春子君 もう少し長い言葉で答えていただかせんか。

というのは、当時の状況とどこがどう変わったからこうなったのかという意味がわからないんです。

○説明員(石岡征也君) 来客の数について、当時から現在では相当状況が変わつていふこととでございます。

○吉川春子君 ちょっと済みません、私意地悪な質問をするつもりはないんですけれども、六十年と現在と来客の数なんて変わっていないんです。もちろんふえていふことはありますけれども、大体川口も浦和も来客の数というのはうんと多かったところですから、この三年間にそういふふうなふえたといふことじゃなくて、最初からもう全然来客の数なんか念頭にないで設計しているんじゃないですか、そうでしょう。

○説明員(石岡征也君) 浦和の職安については四十七年でございますので、職安の方は相当変わつていふふうな思つております。

○吉川春子君 川口はどうですか。

○説明員(石岡征也君) 川口については六十年で

ございますので、正確には存じ上げませんが、ほとんどふえてきているといふふうには考えております。

○吉川春子君 あのね、じゃ要するに一階のお客さんが、外来者が来る男女別のトイレは、トイレは一つで便座も一つ、法務局とか職安とか全国で有数のお客さんがそこに来る、そういうお客さんを賄えるような、で職員もいるわけでしょう、そういうトイレの数だと大体思ひますか、どうですか。

○説明員(石岡征也君) その件につきましては今後十分実態を調査して対処してまいりたいと思ひます。

○吉川春子君 トイレの問題で私お願いしておきますけれども、設計図を見せていただいても、スペースが別に狭いからとれなかったといふんじゃないですね。大体最初から念頭にないわけなんです。要するにトイレは男女別々に各階ともつくらないといけないとか、外来者が来るからこれぐらい広くしなきゃいけないとかという、そういうことが全然配慮されていない設計図なんです。恐らくそういうことは関係なかったと思ひます。で、少なくともトイレは、もうくどいようにすけれども、男女別々につくる、そして来客の数も十分検討に入れて、そして今後つくつていただきたいと思ひます。

大蔵省、ついでにこの点についてお伺ひしますが、例えばトイレの数を外来者の数も入れて予算要求したのに大蔵省が予算の関係で来客の数のトイレだけ切つちゃう、そういうようなことはまさかしないでしょうね。どうですか。

○政府委員(小村武君) 官庁施設のトイレの設置につきましては、その施設の用途、規模等を勘案いたしまして私も適正な平米当たりの単価を設定するといふことでありまして、トイレは必要だ、そういった観点から無理やりにそれを査定す

ということはいたしておりません。
○吉川春子君 すみません。時間がなくなりまして。要望申し上げておきます。

休養室も男女別々になっていないし、大休室がないわけですね。ロッカーはあるんだけれども、カーテンを引いて外は男性がいるみたい、そういうところで更衣しているとか、着がえをしているとか、そういうところもあるわけなんです。ですから私は人事院にも建設省にもお願いしておきますが、職員が働いている場所は、休養室とかロッカーとか更衣室とか、そういうものも設計の段階でちゃんと、労働組合の意見も聞いて、働いている人たちが十分仕事ができるようなそういう環境にしたいだいたいと思います。どうですか。

○説明員(石岡征也君) 更衣室につきましても必要に応じて設置するように努めておりますし、今後とも先生のおっしゃる方向で対処してまいりたいと思います。

○吉川春子君 終わります。

○中川嘉美君 本年五月に行われた総理府の世論調査によりますと、いわゆる日常生活の中で感じている悩みとかあるいは不安、こういったもののうちで、やはり老後の生活設計あるいは健康、こういったことの項目が非常に上位を占めているというふうなことでありますけれども、まさに長寿の中の国民総不安時代を物語る、こういう感じがするわけですが、我が国としてはこのような国民の悩みとか不安を解消する施策というものは、これはもう当然積極的に推進し、かつ実現するように努めていかなければならない、このように考えます。

そのためには、まず全国民を対象としているナショナルミニマムとしての基礎年金、この充実を図るべきである、このように当然思うわけであり、基礎年金の給付水準、これが今回の給付

見直しを図ったとしてもなお低い、暮らせる年金になっていない。また、将来の国民年金の保険料は平成元年度価格で一万六千円以上になることが想定されておる。この保険料の半額以下であった昭和六十三年度における国民年金の保険料でさえ、払えない、いわゆる免除となっている人々が約二百二十四万人。さらに、国民年金第一号の被保険者の数となりますと、約千八百万人のうち一六〇近い人々が保険料を滞納して、無年金者になるおそれがあるわけであり、

私は、先ほどからいろいろ御議論が出ていますわけですが、以上のことからやはり基礎年金に対する国庫負担率、これは三分の一から二分の一に引き上げることによって云々という先ほどの山口委員の御意見にも同感である。特に、我が党としても前からこれを主張しているわけですが、

けれども、基礎年金額を老後の生活を保障するに足る水準に引き上げるといふ先ほどの御議論、特に所得比例保険料を導入して所得の低い人たちの保険料を引き下げるべきだと、このように考えるわけですが、ここで厚生省並びに大蔵大臣の御見解をまず承っておきたいと思ひます。

○説明員(阿部正俊君) 基礎年金の問題についてまずお答え申し上げたいと思うわけですが、いままでも、私どもが基礎年金の水準を決める際に立っている考え方でございますけれども、基礎年金は国民共通の一番基礎的な年金でございますし、それによりまして老後のお一人一人の基礎的な消費支出部分を賄えるに足る水準というふうな考え方に立っております。

もう少し具体的に申し上げますと、老後の六十五歳以上の方の単身の方の実際の消費支出の調査を基礎データにいたしまして、基礎的な衣食住及び光熱費等につきましておおよそ賄える程度の水準というものが、前回の新しく基礎年金制度が発足いたしましたときからの考え方でございます、今

回の改正におきましても、そういったような観点から新しい調査データ等も加味いたしまして五万五千五百円というふうな水準にいたしておるところでございます。

なお、基礎年金によりましていけば生活の最低保障機能を持たせるべきではないかというふうな御主張でございますけれども、年金制度といふものは国民全体をいけば対象にし、一般制度としてどれだけの給付を行うかということでございますので、個人個人の生活の実態から見てもいかなる保障をすべきかというふうな観点からのものではございませんので、その点は社会保険というのを一つの原則としながらの年金制度の中で国民全体、ある意味ではナショナルミニマムといふように、というふうなものをその年金制度だけで構成するといふのは難しいのではないかと、

それから国庫負担の問題でございますが、これも午前中からの御審議の中での繰り返しになりますけれども、全国民公平にということ、基礎年金の三分の一というところで制度充足以来とった措置でございますし、これから先の費用の増高傾向、あるいは一方での国家財政というふうなもの、あるいはあわせて判断いたしますと、これを引き上げていくというふうな大変難しい問題だというふうな考え方をしております。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 今厚生省の方から御説明がございましたけれども、私どもの立場から申し上げることはほば以上で尽きております。むしろ、受益と負担の関係というものが、明確な社会保険のシステムというものを考えてまいりましたときに、私どもは今基礎年金にこの三分の一の国庫負担を集中する方式というものは必ずしも批判をされるべきものとは考えておりません。

○中川嘉美君 公的年金一元化、これは平成七年をめどに進めるとしているわけですが、現在、現

在までのところ具体的に公的年金一元化に至るまでのプロセス、さらにはそのあり方等が政府から示されていないわけでありまして、いわば自民党の公的年金等調査会のスケジュールがひとり歩きをしているんじゃないか、こう言っても過言ではないと私は思うわけですが、果たして政府が考えている公的年金一元化の具体的な姿というのはどんなものなのか。法律の一本化なのか、あるいは給付と負担の一元化なのか、あるいは別の形をとるものか。この際、この点はぜひ明確に示すべきじゃないかと思ひますし、またその際の共済制度は厚生年金に併合されるのか、あるいは制度が残ってもどのような形で残るのかとか、そういった点に関して政府の見解を承っておきたいと思ひます。

○説明員(阿部正俊君) 平成七年ということの一つのターゲットにいたしまして、公的年金制度の一元化、特に被用者年金部分の二階部分を含んだ制度の一元化というのが一つの課題になっているわけですが、その最終的な案につきましては、まだ私どもも確たるものを持っていないわけではございません。ただ、その中で年金審議会から一つの考え方が示されておるところでございますが、それによりまして、各制度は一応存続させたままその負担と給付面についての均衡を図るといふ観点から、同一給付・同一保険料の新しい仕組みをつくりまして、そこに各制度がいわば二重加入するといふふうなことに、一元化のねらいでございます負担と給付の均衡化ということを実現するといふ一つの意見が出ております。

私どもとしては、年金制度の一元化の案につきましましては、そういったふうな関係審議会での御検討なり、あるいは現在提案されております制度間調整法の推移等を見きわめながら具体化していくということになるかと思ひますのでござい

が、したがって現在のところ、先生が今おっしゃったように法律を一本化するのかとか、あるいは統合するのかわりかというふうな点について明確にお答えする用意はございません。ただ、いずれにいたしましても、一元化の理念的な意味での目標は負担と給付の両面におたる均衡を図るというのがいかに必要にして十分な条件ではないかというふうに思いますが、そういうふうな点を考え方の基礎にしながら、各制度間で協議を進めながら具体的な案を描いていきたいというふうに考えています。

○中川嘉美君 少なくとも現時点で考えた場合には、今の御答弁ですと非常にまだ漠然としたものにすぎないというふうに受けとめられるわけですね。こうなると受給者の不安を増加させるだけじゃないだろうか、私はこういうふうに思うわけでも、もっとも政府としてのビジョンというものは今からしっかりと明らかにする方向にひとつは向かっていただきたい。こんなふうなところで要望しておきたいと思えます。

六十五歳への年金支給開始年齢引き上げ、これについて衆議院における修正で一応の合意を見ているようではありますが、五年後には再度問題になることは必至ではないか、こう考えます。そこで、共済年金としても本年三月二十八日の閣議決定、この閣議決定にあるように、いざ六十五歳への年金支給開始年齢引き上げについて厚生年金と同様に法改正をめぐらざるというところは間違いないと私は思うわけで、その場合に、雇用の確保というものがなされていかなければ、これはもう賛成できないわけですね。

政府は、四月二十日の関係省庁申し合わせによって公務員共済年金制度改定問題に係る雇用問題検討委員会、これを設置して検討を行っていることと思いますが、どのような観点からどのように検討を行っておられるのか。年金支給開始年齢の引き上げについては、現行の六十歳支給維持を含めて慎重に協議すべきものと考えられるわけですが、この点に關して大臣の御答弁をいただきたいと思います。

○政府委員(服部収君) 共済年金の支給開始年齢と国家公務員の雇用問題との関係につきまして、ただいま先生から御指摘のございましたように、関係省庁の局長クラスを構成員とします検討委員会をこの四月に発足させまして、同時に設置されました関係課長クラスによる幹事会をも活用しながら、種々の観点から調査研究し、検討を進めていくところでございます。今後とも同委員会におきまして、雇用に係ります制度運用のあり方、共済年金に係ります制度運用のあり方、それから民間企業における同種の制度運用状況、諸外国における同種の制度運用状況などについて検討を進めていくこととしていた次第でございます。

なお、国家公務員の定年制度は、計画的な人事管理を通じて公務の能率的運営を図ることを目的としております。したがって、定年の延長につきましては、共済年金の支給開始年齢との関連はもちろんのこととして、公務の能率的運営に与える影響とか民間企業の定年制度の動向など、諸般の事情を総合的に勘案する必要があるというふうなことを考えております。こういった観点から今後とも引き続き検討を進めていくというふうなことを考えていただきたいと思います。

○中川嘉美君 もし共済年金の年金支給開始年齢というものを六十五歳にするならば、先ほど述べたように、定年制との関係で雇用と退職を一致させるべきである、このように思いますが、この点に關して、公務員の勤務条件及び共済年金の調査検討を行う立場にある人事院並びに総務省、できれば大蔵大臣、ごく一言ずつで結構でございますが、御答弁をいただきたいと思います。

○政府委員(森園幸男君) 公務員制度におきまして公務員の退職年金は、相当年限忠実に勤務して退職した公務員が退職後に適当な生活を維持できるようにとの目的で設けられているものでございまして、したがって現在、今御指摘のございましたような問題につきましてはこの制度の趣旨から考えまして、当然、支給開始年齢と職員の雇用という両者の関係につきましては十分な配慮がなされなければならないものだというふうに考えております。

先ほど人事局からも御答弁ございましたように、定年年齢といふものは、もちろん職員の退職後の生活保障というのも大事でございますけれども、片や公務員制度全体といたしまして公務の能率的な公正な運営を図るということで、定年退職制度といふものはその中で適正な新陳代謝を図りながら公務の活力を維持するという大きな目的もございまして、六十歳を超えた人たちの能力あるいは体力、意欲というふうなものとかのかわり合い、あるいは今御指摘のございましたような公務員の重要な勤務条件の一つでございますから、民間企業で高齢者雇用問題等についてどういう方向が打ち出されるかということにのみならず、総合的に検討していく必要があるというふうに考えております。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 今御意見を伺いながら考えておりましたけれども、年金の支給開始年齢と定年制など雇用の問題というものを機械的に一律のものとしてとらえてしまうと、これは私は実は、殊に一般論として申し上げました場合に、民間企業等におきましてさまざまな問題が生じるのではないかとこの危惧の念は持たします。しかし同時に、年金と雇用というものが密接な関連を持っているというのはこれは御指摘のとおりであります。ですから、今後支給開始年齢の引き上げを進めると仮定して考えました場合には、高齢者雇用促進などの条件整備というものと密接に連携を

させるなど、そうした施策を総合的に進めていく必要がある。その意味では委員の御指摘のとおり、そのように理解をいたします。

○中川嘉美君 じゃ、お二方に御答弁いただきましたので次に進みます。

公的年金一元化の問題とも関連しますけれども、国共法の附則第二十條の三にありますが旧三公社の年金制度適用の検討事項、これについてちょっと一言伺いたいと思いますが、この規定によりまして、「公的年金制度全体の再編成が行われる時点で検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする」と、このようになっておりますけれども、この条項の基本的な考え方ですね、これについてちょっとお答えをいただきたいと思います。

○政府委員(小村武君) 三公社の民営化に当たりまして、将来の年金制度のあり方等について議論がなされたことは承知しております。三共済、今私も国家公務員共済と同じ共済グループに入っております。国家公務員共済も含め、平成七年の一元化を展望しつつ、今後どういう形でその一元化を図っていくかという検討が進められると思っております。今回お諮りしております制度間調整法は、負担面においての年金一元化の地ならしであるということをお断りしたいと思います。

○中川嘉美君 この旧三公社の年金制度適用についての見直しですが、制度の沿革等いろいろ問題を含んでいることから、早目の検討を行って対処方策を示して、この点に關する議論とかあるいは審議、こういったものの余裕を持たせることが必要じゃないだろうかと思っております。ですから、現在の検討状況はどうなっているのか、いつごろまでに検討結果を出してその実施方を行えばよいと考えておられるのか、ちょっと今の御答弁であれですが、もう少し現在の検討状況とか、今度はその辺についてのお答えをいただ

きたいと思ひます。

○政府委員(小村武君) 旧三公社の共済年金制度とともに全体の年金制度、公的年金制度の一元化という中で私どもはその位置づけを検討していきたい、こういう意味でございます。

○中川嘉美君 平成七年の一元化問題に検討結果を出すようなことだけはこれはもう避けなきゃならないことだし、早目に出して検討に要する時間をぜひともこれは確保していくべきだと、このように意見としても述べさせていただき、また要望をしまいたいと思ひます。

次に、鉄道共済年金にかかわる既裁定年金額の削減、これは年金史上初めての措置と言われているわけですが、このような措置をとるに至った理由はどういうところにあるか、この点はどうでしょうか。

○政府委員(小村武君) 今回お願いしております鉄道共済の自助努力の部分のうち、受給者の方々について退職時の特昇分の削減をさせていただいておられます。これは、鉄道共済は最終退職時の俸給をもとにして算定されるわけでございますが、その際、退職時に特昇を行ひまして年金額のかさ上げを行つてゐるということでございまして、他の公的年金よりも有利になつてゐる部分、こういったものにつきまして、今回制度間調整法で各年金からも支援をいただくという意味からも自助努力の一環としてその削減をお願いしているということでございます。

○中川嘉美君 自助努力とはいひましても、けさほど来いろいろ論議が交わされておる中で、受給者に責任はないというふうに私たちは思ひますし、むしろ当時の国鉄当局の人事管理ということによる責任ではないかと我々も思つておるわけで、この点についてどのようにまず考へておられるか。もういろいろと御答弁はいただいておりますが、先般来の、先ほど来の御答弁にさらにとい

うか、いま一度ここで確認だけはしておきたいと思ひます。

このような措置が財産権とかあるいは既得権の侵害に当たるのではないかと、特に訴訟問題が起る可能性もあると考へますけれども、こういったことについての大臣のお考え、御答弁をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(橋本龍太郎君) ちょうど運輸大臣在任中に鉄道共済の将来を私は心配いたしまして、当時大蔵省にお願ひをいたし、有識者懇をつくつていただいたわけでありまして。そして有識者懇で、これはもう労働者代表の方も、いろいろな方にお入りをお願いして御議論をいただきました。そしてその中で、いわば社会経済情勢の変化の中で国鉄自体に責めを帰すべきでない原因、同時に、例えばその退職時給与をベースにいたしておりました点、またそれを労務政策に利用いたしました部分がありましたような面等々、さまざまな部分から日本国有鉄道自体が責任を負うべきであると判定をされた面、非常に厳しい御意見がその中から出てきたわけでありまして。そして、本来鉄道共済自身の問題であるということから鉄道共済に対して最大限の自助努力というものが求められてまいりました。

そうした中で、今回明年度以降年間三千億という巨額な赤字を生ずることが明らかな状態になり、その中で鉄道共済についての将来方策を検討いたしますと同時に、一方では平成七年度を目途といたしております公的年金制度の一元化の構想が進展をし、制度間調整が一方で進んでまいりました。その制度間調整の中におきまして、またまた今一回いは受け取り側という位置づけになりましたのは鉄道共済とたばこ共済、この二者であります。そしてその中で、非常に厳しい鉄道共済については自助努力というものが関係各方面から求められまして、ぎりぎり、先ほど稲山委員には私は

実は大変複雑な気分であるということをお願い申し上げましたけれども、合意の求められる点を求め、また一方では旧国鉄時代からの積み立て不足等、こうしたところに着目をして、清算事業団に負担を願つたということでありまして、現時点において私どもとしては最善を尽くした案を国会に御審議願つたつもりであります。

衆議院におきまして所要の、御審議の中で各党の御相談の中から御承知のような修正が行われ、私どもは現在これを実施すべく御審議を願つておるところであります。

○中川嘉美君 財産権あるいは既得権の侵害に当たるんじゃないかということでは先ほどもちよつと私は質問の中で申し上げましたけれども、確かにそれに関してもやっぱり訴訟問題とかそういうことが起きる可能性というものが今考えられるというところで、その最後のところではちよつと申し上げたわけですが、この点についてはどうでしょうか、どういふふうに考えられますか。

○政府委員(小村武君) 先ほども申し上げましたように、最終俸給を基礎として年金額を算定するわけでございますが、本来旧公共企業体共済法が予定いたしましたのは、退職時に特別昇給を行つてその年金額をかき上げするということとは予想していなかった運用でございます。今回各制度から相互扶助の精神に基づいて応援をいただくという場合には、やはり他の制度よりも優遇されている部分についてはその部分について削減をさせていただくということは十分御理解願へるものと思ひます。

さらに、この特別昇給分のカットの対象者でございますが、一般職員はおおむね削減の対象外でございまして、管理職以上、四十七万人の鉄道年金受給者のうちの約六万人が対象になるという実情でございます。

○中川嘉美君 時間の関係で、いろいろ詰めたい

ところですが、それでは飛び飛びになるかと思ひますけれども、ちよつと二、三点まとめて最後に伺つていきたいと思います。

鉄道共済年金の自助努力の一環として国共済の財政調整が行われることが予定されておりますけれども、その手続、それから額、保険料率換算等について御説明をいただきたい。これが第一点。それから、社会労働委員会が審議されているいわゆる被用者年金の制度間調整法案、これになぜ国共済が入っていないのか、また入つていたとしたら国共済の立場はどのようになってゐるか。これが第二点。

それから、国共済はこの鉄道共済の自助努力の中に組み込まれた上、制度間調整からも除外されているという二重のハンディを背負うようなことになつたわけですが、今後財調委員会、運営審議会と手続を経ることはなろうと思ひますけれども、国共済答申、それから現役組合員の意見を尊重すべきであるという、こういう考え方に對してどのように考へておられるか。

ちよつと项目的で恐縮ですが、この三点まとめて伺つていきたいと思います。

○政府委員(小村武君) 今回の鉄道共済の救済スキームの中で、国共済はいわば自助努力グループの中の一員として政府原案におきましては百億円、衆議院で修正されたところによりまして八十億円、厚生年金等と修正された同じ率でその負担が減少しております。国共済は、これまで六十年から共済グループとして鉄道共済の救済をしてきておりまして、その際特別にその保険料を設定していただけてございますが、今回このスキームが完成いたしますと、特にその保険料率の形でこれまでのように各被保険者の方々から負担をお願いするというのをいたしております。

それから、今回の制度間調整の中で除外されたという点でございますが、これは後ほど厚生省の

方からお答えを申し上げます。

○説明員(阿部正俊君) 第二点目についてお答え申し上げます。

今回の制度間調整法は、被用者年金制度が一元化されるというまでの当面の特別措置だというふうな位置づけになっておりますし、しかも各制度間での負担の調整でございますので、各制度間が合意できる範囲でその部分からやっておりますというふうな考え方に基づくものでございます。

その基本的な考え方は一元化のねらいでございますが、給付と負担面の調整ということでございますけれども、具体的な中身の設計に当たりましては、今申し上げたような関係者の合意というのを一つの前提にして組み立てたものでございます。したがって、制度間調整の実際の効果をどう発揮させるかというふうな観点からいたしまして、その一方で制度間においてかなり窮迫度の強い制度あるいはまだそこまで達していない制度さまでございまして、その効果を緊急度の高い制度、必要度の高い制度に集中的に働かせるべきではないかというふうな観点から、いわば拠出する保険制度あるいは受ける年金制度について一つの判断を加えたところでございます。

そういう観点からいたしまして、実質的に交付を受ける制度は鉄道共済とたばこ共済ということにし、国共済連合につきましては、当面その緊急度という観点から見て交付を受ける保険制度とするには値しないといえましょうか、にじまいないというふうなことで、当面いわば拠出でも交付でもない、交付を受ける保険者でもないというふうな整理にいたしましたものでございます。したがって、先生の御質問になられました、もし仮にそれが交付を受けるならばというふうなことはそもそも制度で組み立て方として予定しておりませんので、具体的な試算等々申し上げるのは適当ではないのかなというふうに考えております。

○中川嘉美君 もう時間も参ったようですので、これはちょっとまだ御答弁をいただきたいところなんです、きょうはどうしても。これはこれでまた改めてじゃこの関連のことについては機会を得てさらに続けたいと思います。

それで、どうしても一問だけ最後に伺っておきたいのは、共済年金法の改正に当たって重要な点の一つ確認しておきたいと思っております。

それは年金受給者の問題ですけれども、御承知のように年金受給者は既に二千五百万人を数えている、しかも毎年百万人近く増加している中でその支払い通知事務のシール化ですね、これについて我が党は年金法の改正のたびごとにプライバシー保護の立場からこれを取り上げていわゆるシール化のシール方式への転換を主張してきたわけですが、でも、まず平成元年度予算でどのような措置がとられたか、またいつから完全実施の体制でシール化が図られるか、ここで改めてできれば確認をしておきたいと思っております、また、最後に大臣の御決意を伺いたい、このように思います。

○説明員(吉島彰君) 年金の支払い通知書へのシール貼付に要する経費といたしましては、平成元年度予算に約三億円を計上しております。それから、シールの貼付につきましては本年十月から遺族年金及び障害年金につきましては既に実施しているところでございます、平成二年二月からは老齢年金も含めまして社会保険庁が支払います年金すべてにつきましてシール貼付を行うということとしております。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 今事務当局から御答弁を申し上げましたが、御要望のとおり進捗をいたしておるようでありますし、今後とも注意を払ってまいります。

○中川嘉美君 終わります。

○星川保松君 私は、連合参議院という新しい会

派の所属の者でございます。そこでまず大蔵省からいただいた資料についてちょっとお尋ねをいたします。

「鉄道共済対策スキームの修正内容」というリーフであります、この題目の下に括弧して「平成元年十一月二十九日与野党合意」ということが書かれておりますが、これは私も全然知らないこととありますが、どこであなたが合意なさったのか、その内容についてまずお聞かせをいただきたいと思っております。

○説明員(阿部正俊君) 公党間での合意ということについて私どもが申し上げるのはいかかと思っておりますけれども、私どもの法律に關係する事項でございまして私どもが承知している範囲で申し上げます。

衆議院の社会労働委員会に国民年金法等の改正法案及び略称制度間調整法案が審議の対象になりました、その審議が行われた段階でその取り扱いについて四野党で協議が行われ、その間において中心になりましたのは社会労働委員会の理事さん方でございますけれども、協議が行われ、一つの合意というものが成立したというふうに承知しております。

○星川保松君 衆議院の社労の方で、そういう理事会で合意があったということですが、それを殊さらに、ここにこういうふうな印刷をして参議院の我々に配ったというの、どういう意図があつたのかでございましょうか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) これは、どういう意図というお尋ねに対して答弁に窮するわけですが、少なくとも衆議院を通過、成立いたしました時点で、衆議院における御審議の内容を受けてその修正が行われ、その内容を明らかにしているというものであります。

○星川保松君 こういうふうな与野党合意があつたということになりましたので、私も会派の皆さんに聞いたのでございます。でも、だれもそのことは存じておられないわけでございます、そういうことになりまして、こういうことを印刷して私のところに配ったということは、衆議院で与野党が合意しておるのでおたくの会派も当然それに右へ倣うべきだみたいな、何か圧力をかけられたような感じがするわけでありまして、そういうこと、どうも連合参議院という存在が無視されたのかなというのを会派の中でも言っておるわけなんです。

ですから、そういうことについての配慮があつたのかなかったのか。それを確かめておきたいと思っております。

○国務大臣(橋本龍太郎君) これは委員、恐縮であります、政府にお尋ねをいただきました、政府としてお答えのできる範囲の問題ではございません。衆議院の社会労働委員会における与野党のお話し合いというものは、院の中におけるお話しでありまして、私どもがそれを御説明をすることはできない話であります。

そしてその内容について、政府案が修正されて本院に送付をされておるわけですから、その説明資料をごらんをいただいておりますののだと思っておりますが、これを御説明をいたすことがおしかりを受けるというのでは、我々としてはお答えのしようのないことであります。

○星川保松君 私は、この内容をどうこう言っておるのではないのであります、これをどうこういうふうに印刷をして、なぜ我々に渡したか。この印刷物についてお聞きをしておるわけでございます。

○政府委員(小村武君) お手元にお持ちのものは、公式の資料ではございません、何か御説明の際に衆議院におきまして修正された内容についての説明の文書だと存じます。決して他意はございません。

○星川保松君 こういうことを、私どもが全然関与していないのに「与野党合意」ということで出されますと大変な迷惑をこうむるわけでありまして、今後連合参議院というのもあるんだということをしつかり踏まえて対処していただきたいと思いますが、いかがですか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 私、率直に申しまして、衆議院における与野党合意をそのまま「与野党合意」と書き加えた資料を今ここに見ております。今後、参加されました政党名を書けという委員の御意思でありますならば、そのように書くことに別に異論があるわけではございませんけれども、少なくとも一院においては与野党合意、その院を構成する与野党の合意があったという事実に基づいての御説明でありますので、こういうのは委員長、いかがでしたらよろしゅうございましょうか。――むしろ今後、ただ、確かに一院で与野党の合意があったことは事実でありますから、今後、参加された政党名をそのまま記載するといったような方法でも考えてみたいと思います。

○星川保松君 こんなことをやっていますと時間がなくなりますけれども、そうおっしゃるなら、ここに衆議院で与野党合意というふうに書いてあればそれはいいわけですよ。これは何も書いてないでしよう。そういうところから誤解も招きますし、入っていない会派から不満も出てくるということですから、その点に注意してくださいと、こういうことです。大臣いかがですか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) おしかりは、今後よく注意いたします。

○星川保松君 それでは本題に入ります。まず、今回いわゆる制度間調整ということをや、こういうことでございますが、どうもけさほどからいろいろ大蔵大臣のお話も聞いておりますと、どうも腑に落ちない点があるわけでございます。それでまず最初に、この制度間調整分の千四

百五十億と、それから自助努力等の分の一千五百五十億という、どうもその根拠もはっきりしておらないようでございまして、その後にいわゆる三百億の今度調整を行ったと。この後、新聞の報道等によりまして、六、四にすべきだというようにことで、それでまた五十億を追加したというようになことで、どれも確たる根拠に基づいておられないやりとりで与野党合意ということにいったように感じてならないわけです。

それで、まず最初の踏み台となった千四百五十億と千五百五十億の根拠について、もう少し納得のいくような説明をしていただきたいと思っております。

○政府委員(小村武吉) 今回の鉄道共済年金の問題は、鉄道共済年金自身本来解決すべき問題であるという懇談会の答申もありまして、最大の自助努力を行うことが何よりも肝要であるという指摘がございました。そういった観点から、まず基本的なスキームを設計する際に、年金受給者の方々あるいは現役の被保険者の方々、それから現在の事業主であるJR、従業員の福祉に密接に係るという意味で現在のJR、さらに旧国鉄の清算事務を行う清算事業団、さらにはこれまで財政調整事業に参加しておりました国家公務員共済組合等々を合わせて、最大限の自助努力を行い千五百五十億円の財源を捻出したところであります。

片や、先ほど来御説明いたしておりますように、平成七年をにらみまして、年金制度の一元化の地ならしとして、負担の面で各制度間の調整を行おうという地ならし法案、制度間調整法案が出されました。その結果、鉄道共済は受け手に回り、千四百五十億円の財源が確保され、あわせて三千億円の赤字に対処すると、こういう基本的スキームが成り立ったわけでございます。

○星川保松君 どうも今の説明を聞きましても、

こういう区分けをしたその分け方の根拠になったものというものは別にないと、こういうことですか。

○政府委員(小村武吉) 再三御説明申し上げておりますように、鉄道共済問題は、まず鉄道共済の自助努力が最大限行われるということが前提でございます。そういった関係から、自助努力の中では受給者、被保険者、あるいは清算事業団あるいはJR、国共済等々の協力を得て最大限千五百五十億円の自助努力を行った、こういうことでありまして、そういう意味において無原則に行なったということではございません。

○星川保松君 どうもすっきりしないのでありますが、結局は自助努力等で千五百五十億しか賄えなかったからあとの分について制度間調整を行なったと、こういうふうにとらえてよろしゅうございませうか。

○政府委員(小村武吉) 制度間調整は、その残差をもって単純に計算したということではございません。六十一年の改正におきまして給付の面で、厚生年金等々、被用者年金グループにおきまして調整が行われ、統一が行われてきております。今回、その統一された新たな給付面において負担も調整をしようということで、財源計算を行って算出した額が千四百五十億ということでありまして、合理的な数理計算に基づいた計数でございます。

○星川保松君 どうもすっきりした根拠というふうにはお聞きできないわけでありまして、次に、これも先ほどから問題になっておりますけれども、鉄道共済年金の財政破綻の原因は、いわゆる大蔵省の資料にも書いてありますように、旧国鉄共済時代の制度、運営上の問題、それに産業構造の変化に伴う雇用の縮小等から急速に悪化してきた、こういうふうに分折しておるわけでありまして、そういうことならば破綻の原因という

のはあくまでもここにあるわけでありまして、それを解決するのにいきなりその原因とは関係のないいわゆる制度間調整というもので処理するというのは、原因に対処して問題を解決しなければならぬというふうなことから考えますと、問題の解決の方法が余りにも飛躍し過ぎているのではないかとと思われるわけですね。

それが、調整される側の皆さんからすればどうもすっきりしない、納得のいかないという根拠になつていないのではないかと、こういうふうに思うわけですね。それはいわゆる鉄道共済制度の内部の問題として、産業構造の変化に伴う雇用の縮小ということになりますと、それはもう国鉄改革の時点で大蔵大臣もやはりもう想定されたものではないかと、こう思うわけですね。そういうことについて、どうも問題の解決の仕方に飛躍があり過ぎるのではないかと、ということについては、どのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) まず第一に、制度間調整はまさに平成七年度を目指して、公的年金制度の一元化のたどるべき一つのステップとして今回行われるものでありまして、結果として、今委員は鉄道共済を例示に挙げられましたけれども、たばこ共済と鉄道共済がいわば受け取り側に回ったということでもあります。そして、鉄道共済そのものにつきましては、先刻来御議論が行われておりましたように、確かに国鉄改革の時点で問題になっておりました。その時点におきましては、本年度までの鉄道共済の財政安定策は講じられておりました。明年度以降については今年度中にその結論を出すよう、国会でも御意見をちょうだいしてきたところであります。そしてその後の作業の中で、今御審議をいただいておりますような考え方が有識者懇話会その他の御意見を参酌しながらまとまりまして、私どもとしてはぎりぎりの案として国会に提出をさせていただきました。先ほど委員か

らおしかりをちょうだいいたしましたけれども、その案につきまして、衆議院の社会労働委員会を中心とした与野党の御議論の中におきまして、その委員会を構成される各党の御相談の中から、政府の提出をいたしました案が修正を受けたということでありまして、私どもとしては今日までも努力をしてまいりましたし、今御審議をいただいている状況でございます。

○星川保松君 私、三千億という巨大な鉄道共済の不足分が出てきたということになって、わかに制度間調整という方法に出たということが、どうも今まで大蔵大臣がいろいろと将来の高齢化社会等を見据えて今のうちから対策を立てていかなければならないという先を見通した政治を進めていらつしやるには余りにも、三千億という額が今日出るまでに方法を講ずることがあったのではないかと、この時点に思いますが、今までのように、この時点に想定したかどうかと思えますけれども、どうも努力を払ってこられましたか、その点についてひとつ伺いたいと思えます。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 過去のと申ししましても、いつごろからお話を申し上げればよいのかよくわかりませんが、内閣総理大臣の諮問機関であります社会保険制度審議会の中におきまして、これには各党の代表者も参画をしておるわけでございますけれども、当時の国鉄共済について運営に疑念が投げかけられましたのは昭和四十年代の後半であつたと記憶をいたしております。しかし、なかなか資料等が提出をされず、いろいろな問題が生じておりました。その後、五十年代のいつの時点でありましたか、私も正確な日時を忘れまいたけれども、国鉄共済の財政状況というものが大変厳しいということが表面化をしてまいりました。

一方では、例えば国家公務員共済は当時直近三

年をとりまして年金額の算定の基礎にいたしておりましたが、その後改正を加え、直近一年をベースにするようになったと記憶をいたしております。一方、厚生年金等は平均賃金ということで、官民格差といった議論もございました。ところが、そのころには国鉄共済は退職時給与をベースとして給付を組み立てておられまして、この点についても世の中からはさまざまな御批判があつたところでございます。

そのほかに、先ほど来出ておりましたようなさまざまな問題点が重なり、国鉄分割・民営という事態に立ち至りました時点では巨額の赤字を抱えるに至つておりました。そして、国鉄が分割・民営のもとに新たなJRとして発足をいたします時点で、追加費用に関する部分は四兆七千億円でありましたが、清算事業団の中にこれが組み込まれたわけでございます。そして、その限りにおいて整はすつきりとしたいたしました。

ただし、そこまでにさまざまな原因で積み重なつてまいりました財政状況というものが非常に厳しいというところは、その時点で院の御審議でも明らかでありましたし、その時点における対応策も講じられ、いわば本年度の間に鉄道共済の将来に對しての絵図面を示せというのが院から私どもが御注意を受けておつた内容でございます。そして、鉄道共済につきまして今御審議をいただいておりますような考え方を私どもはもとめ、院の御審議を願つておるわけであります。

一方では、公的年金一元化という目標に向かつての作業が進められ、制度間調整法が今回御審議をいただいております。その中におけるいわば受け取り手は鉄道共済といたして共済であるということも先刻申し上げておるとおりでありまして、赤字が発生することを予測しつつそれにどう対応するか、関係者の合意を得るかに私どもは努力をしてきたことであります。

○星川保松君 いわゆる制度間調整ということをやるとしても、やはり調整される側にとつては、我々よりもはるかにまず国の方で手を打つべきではないかという気持ち強いのは当然だろうと私は思っています。

といひますのは、結局この調整とはいひますものの、調整の額が余りにも大き過ぎるということだろうと思ひます。もう調整というものの常識の許容範囲を超えているのではないかと、このことを言つていらつしやる方もあるわけでございます。そういうことで、まずこの調整の額をもつと何とかして私は減らすべきだと。そうしなければ到底調整される側ではもう納得できない。今までの努力をしてきたそれらの方々が到底私は納得ができないと思ひます。もう少しでもこれを減らし、いわゆる清算事業団の方の出し分をふやして、そつちが困ればやはり政府の方から何とか援助の手を差し伸べて、この調整の額を減らすべきだといふふうに思ひますが、大蔵大臣どうですか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) まず第一に申し上げたいことは、現在清算事業団は非常に大きな累積債務を抱えておりますけれども、この債務があるなしにかかわらず、清算事業団に何でもかんでも負担を押しつけなければならないという考え方は我々とはとることはできません。清算事業団は、日本国鉄の分割・民営時にその資産と同時に債務の大半を継承した組織でありまして、ここが負担をするということはそれなりに理由があるものでなければ負担をすることはできないわけでありま

す。今回、政府の原案におきまして清算事業団に御負担をいただくことにいたしましたのは、過去の保険料の積み立て不足というものをここで負担していただくという考え方でこれを負担願うことにしたわけでありまして、衆議院におきましてこの

点について御修正を受けたところでございます。また同時に、国がどうかしらと言われるわけでありまして、国と申しますことは要するに国民の税を投入するということでありまして、現在基礎年金の三分の一に着目、集中して国庫負担を行つております状況の中で、鉄道共済にのみ特別の負担を行うということになりますと、これは制度の公平という上からも問題を生ずることとあります。また仮に、清算事業団の負担がふえした場合に、将来清算事業団の用地の売却あるいはJR株式等の売却によって償い得ましたものの残金というものは、いづれ国がこれを処理しなければならぬ時期が来るわけでありまして、これはまさに国民の税でその処理をお願いするということになるわけでありまして、これを少しでも減らしておこうとする努力も我々は一方で払わなければならぬわけでございます。

いづれにいたしましても、やはり清算事業団の負担の對象といたしますためには、それなりの理屈のつくものでなければ事業団としては負担はできないものである、このように心得ております。

○星川保松君 理屈が通らないといふことを大蔵大臣はおっしゃいます。この鉄道共済年金財政の破綻といふところでこれは大蔵省でこういふうにその原因を、いわゆる旧国鉄共済時代の制度運営上の問題、その次に産業構造の変化に伴う雇用の縮小といふことがあるわけですね。この前の方は、これはいわゆる清算事業団が負うべき責任であるかもしれないが、この後段の方は、これは当然政府としてその責任において処理してもいい発生原因だと思ひます。ですから、理屈が通らないのではなくて、こういふふうなこの原因を位置づけたならば、当然国としてそれを負担しても立派にその理由は通るといふふうに私は見えておるんですが、どうでしょう。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 委員のようなお考え

あります。そういったふうなことを念頭に置きながら、今回の制度間調整法の措置による推移等も見ながら、具体的な姿を描いていくようにしていきたいというふうに考えております。

○田淵哲也君　そうしますと、個々の年金を受ける人あるいは掛金を払う人の立場からいうと差がなくなる、同じ負担をすれば同じ給付が受けられるということになると理解していいわけですか。

○説明員(阿部正俊君)　各制度にはそれぞれの特別な事由による特異性というものはある程度残さざるを得ない面があるかと思うのでございますが、それは、年金制度の通称的な言葉で申し上げますと、例えば一階部分は基礎年金、二階部分がみんな共通の報酬比例部分、それから三階部分が例えば職域部分とかその他の要因による、特別な事由による部分があるわけでございますけれども、少なくとも二階部分につきましては、一つの考え方といたしまして、同じ仕事で同じ期間、同じ給料で仕事をされた、かつ被保険者期間を終えられた方については、結果として同じ保険料負担で同じ給付を実現するというのが年金制度の一元化の一つの考え方になるかと考えております。

○田淵哲也君　そうすると、いろいろな年金があるけれども、その財布が一つになるということではない、財布はそれぞれ別々に持つていて、一階建て、二階建ての部分は共通の保険に加入する、そういうことになるわけですか。

○説明員(阿部正俊君)　もちろん、一つの姿というものを現在構築したものはございませんで、先ほど申しました年金審議会の意見なんか即して考えますれば、そういう個々の制度、例えば共済組合とか厚生年金とかという制度そのものはそれぞれの例え過去の経緯その他いろんな事情がございまして、残したままでも共通する給付については同じ保険料率で賄い合うというふうな形にするために、いわば一階部分について、基礎年金に

ついてはほぼ同様な仕掛けになっているのでございますけれども、そこにそれぞれが参加する形によつてその共通給付部分については同じ保険料で同じ給付を実現すると、こういうことになるかと思っております。

○田淵哲也君　大体わかりましたけれども、すると、今の制度間の調整が行われるわけですが、反面自助努力というものも行われております。これはよそから助けてもらうから自分のところでも努力するというのが極めて自然な形だろうと思いますが、例えば鉄道共済なんかで見ると、今でも掛金というのはいくらも最高に高い、それをさらに掛金を上積みする。そうすると同じ負担、同じ給付という原則からはますます遠ざかっていくような方向になるのではないかと。

それから自助努力の中で、鉄道共済の場合ですが、退職時特別昇給分を廃止する。これは厚生年金にはこういうことはないわけですから、そろそろ意味ではこれはむしろ当然の方向だと思えます。それから六十歳未満の退職共済年金の新規発生の原則的廃止、これも厚生年金と歩調をそろえる意味で納得がいくんですが、ただ、標準報酬の再評価の繰り延べというのは厚生年金に比べてそれは悪くなるわけですね。だから、給付がよ過ぎるものは平準化していく方向にいくべきである。平準化すべき水準より悪くなる方向に改善するというのは、自助努力という言葉ではありますけれども将来の一元化の考え方からいうと逆行するようない感じがしますが、この点はいかがですか。

○政府委員(小村武君)　今回お願いいたしましたスキームの中で、年金受給者の方々にお願ひしております中で、公的年金よりも有利な部分を削減していただくというほかに、委員御指摘のように報酬比例部分について五年間スライドを停止するということをいたしております。これは確かに厚生年金よりもその部分については不利になりま

す。ただ、最大限の自助努力を行いまして、他の公的年金からの支援をいただく際にもぎりぎりの努力をしたということがこれによって御理解を賜りたいと思っております。

年金制度一元化に向けて各年金共通の制度になりますとこういったアンバランスというものが解消されるのではないかと思います。ただ、各制度のおのかつての歴史的沿革がございまして、こういった成熟度の相違等々がございましてやむなくとらしていただいた措置であるということ御理解願いたいと思っております。

○田淵哲也君　平成七年に予定される公的年金の一元化に向けて、この過渡期はむしろそういう格差が広がる方向になるということになるわけですね、三年後の見直しでまたどうなるかというのはいずれの問題ですが、これはどうもちょっと理解しがたいというか、方向が逆の方向へ動くような気がしないでもないんですが、その点どうなんでしょうか。

○政府委員(小村武君)　今回のスキームは自助努力を最大限に行うという意味において被保険者の方々に対しては大変な御負担をいただくわけでございますが、それも現在の制度よりも、平準保険料で算出した保険料よりも低い水準で抑えております。年金の受給者の方々につきましても、有利な部分及びこれだけは御辛抱願ひたいというぎりぎりのところでお願ひをしておりますわけでありまして、こうした観点から各制度間の調整を行うというところであります、何も努力しないだけでただひたすら支援を待つということでは関係者の御理解が得られないということとった措置であります。私どもとしては、一日も早く年金制度の一元化を行い、特定の制度が有利で特定の制度が不利だということではなしに、やはり大きなパイの中で産業構造の変化等を吸収していくという形が望ましいというふうに理解をしております。

○田淵哲也君　一元化に向けて制度間の格差というものをできるだけなくすることが、段階的でもいからなくしていくことが大事だと思うんです。それで、これは一つの例ですが、厚生年金の場合には六十五歳になればたとえ勤めておっても年金が支給されるという制度があります。共済年金の方にはこういう制度がないわけですが、厚生年金だつて今のところはほかを助ける余裕があるかもしれないませんが、将来は財政的な余裕は全くなくなるわけでありまして、こういうアンバランスはやはり是正をした方がいいのではないかと思います。

○説明員(阿部正俊君)　実際に一元化を行う場合には、まだまだ各制度間で整合性をとらなきゃならぬ点というのがたくさんあるかと思っております。例えば現在、支給開始年齢なんかについて、厚生年金と各種共済とでは差があるわけでございますし、そういったふうな点も一つの課題だと思えますし、先生の御指摘のように在職した場合の年金支給の一定の資格要件、支給開始年齢に達した以後の在職した場合の年金支給のあり方というの、厚生年金の場合と各種共済とでは、今御指摘のあった点だけでなくいろんな面でまだ相違点がございまして、基本的にはその点は一元化の際には条件をそろえていくべき点の一つではないかというふうに考えておりますが、ただ私どもとしては、やはりどちらが妥当なのかということについては判断する場合には、一階部分については六十五歳からの支給になっておりますので、私ども将来六十五歳支給開始というののも一つの課題だというふうに考えておりますが、一階部分との整合性もやはり二階部分の一元化を図る場合には考えていかなきゃいけませんので、そうした点を考えますと、六十五歳で一つの割り切りとして、以降は職業につくつかないのかにかかわらず

年金支給にしていこうというののも一つの判断なので、はなからうかというふうには考えております。ただ、いずれにしてもそれらの点については被用者年金制度間で整合性をとらなきゃならぬ一つの課題であらうというふうには認識しております。

○田淵哲也君 次、自衛官の共済年金についてお伺いしますが、国共済グループで自衛官年金の財政単位は別になっておると伺っておりますが、その理由は何でしょうか。

○政府委員(小村武君) 自衛官につきましては、その退職年齢及び任期制、非任期制の制度がとられておりまして、必ずしも現行の一般の公務員と財政計算をプールしてやるといような状況ではございませんので、別に経理をいたしております。

○田淵哲也君 自衛官の場合は定年が低いということ、それから支給開始年齢も低い、そういう点から考えますと、これは将来財政的に非常に大きな問題を生ずるのではないかと。第二の鉄道共済になりかねないということも言われておりますけれども、その点自衛官年金の財政見通しはどのようになっているかお伺いしたいと思います。

○政府委員(小村武君) 自衛官の年金の見通しでございますが、非任期制自衛官、任期制自衛官それぞれ抱えておりまして、その財政状況は現在、料率でいたしますと、非任期制自衛官が平成二年で千分の百六十八でございますが、将来この状況を続けてまいりますと、平成三十二年には千分の三百九十六というふうになる見込みでございます。

○田淵哲也君 今の御説明のように、二〇二〇年には千分の三百九十六も掛金を掛けないといけない状況になる。この問題について、自衛官の年金問題について防衛庁は、八六年つまり三年前ですね、八六年七月に自衛官年金問題研究会を設けて一年ぐらひかけて意見を聞くというふうなことで出されたわけですが、まだ結論は出ていないと聞いております。なぜいまだに結論が出ないのか、その理由をお伺いしたいと思います。

○政府委員(島山善君) ただいま委員御指摘のとおり、部外の研究会をつくりまして専門の先生方に鋭意検討をいただいております。現在いろいろの案をいろいろな角度から議論いたしております。非常に難しい問題でもございまして、当初考えておりました予定を過ぎておる現状ですが、成案が得られていないという状況でございます。これに対処したいと考えております。

○田淵哲也君 平成七年の公的年金一元化の際にこの自衛官の年金というのはいかに位置づけられるのかお伺いしたいと思います。

○政府委員(小村武君) 自衛官の年金制度につきましては、ただいま御説明申し上げましたように、退職年齢が若い、あるいは任期制自衛官を抱えているという特殊な事情がございしますが、まず共済年金制度の中でどういふ対処の仕方があるかというところをこれからよく検討してまいりたいと思っております。さらに、公的年金一元化に向けて他の被用者年金との関係を厚生省等とも相談をいたす、こういう関係にならうかと思っております。

○田淵哲也君 それから、国共済の年金の財政の長期見通しについて、大蔵省の資料によりますと、やはり二〇二〇年には保険料率が千分の三百十五になると言われております。かつて大蔵省の共済年金制度基本問題研究会の意見としまして、負担の限界は保険料率は千分の二百五十だという意見がありましたけれども、これをはるかに上回るわけでありまして、大蔵省としましては、この負担の限界ということについて大体どの程度に置いておられるのかお伺いしたいと思います。

○政府委員(小村武君) ただいま議員御指摘の料率は、現在の制度をそのまま維持いたしますと、例えば支給開始年齢を六十歳のままですと、千分の三百十五という料率になるということでございます。私もとしましては、厚生年金の負担

水準等々その均衡を考えながら適正な料率を設定したいと思っております。現在私もはまだ六十五歳支給開始年齢引き上げということを御提案申し上げておりませんが、仮に六十五歳になりますと千分の二百七十二ということになります。厚生年金が描いております二〇二〇年におきます六十歳の支給開始年齢でございますと、千分の二百六十一という数字をにらんで現在のスキームが設定されているということでございますので、今後こうした他制度との均衡を考慮して制度の本身を検討していきたい、こういうことでございます。

○田淵哲也君 今回、鉄道共済年金とたばこ共済年金については六十歳支給というところで経過措置は原則的に廃止されて厚生年金並みとなるといふことでありますが、たばこ共済は定年制を来年度から六十歳定年にする予定と聞いております。ただ、JRは当分の間五十五歳定年を据え置くといふことも聞いておりますが、年金でこのような措置をとるならばJRにおいてもやはり定年は五十五歳でなく六十歳にすべきではないかと思っております。この点はいかがですか。

○説明員(丸山博君) 先生ただいま御指摘になりましたように、JR各社の定年につきましては、各社の就業規則によりまして本則では六十歳というところになっておりますが附則によりまして当面五十五歳ということになっております。また、経営の状況等を勘案しながら逐次六十歳に移行するというふうな就業規則では定めております。

○田淵哲也君 私どもといたしましては、定年の問題も含めまして基本的には各社の労使間の問題であるといふふうに考えておりますけれども、JRにおきまして、鉄道共済年金制度の改正に伴います条件変化でございますとか、各社のおのの事情等を踏まえてつつ労使間でこの問題につきましても検討が進められていくことを期待しております。

○田淵哲也君 橋本大蔵大臣は、清算事業団から金を出すにしてもやっぱり理由のつくものしかだめだと言われました。理由のつくものというのは

旧国鉄時代に当然負担すべきものが負担されていない、つまり負担不足分ということだと理解しておりますけれども、それは大体額にしてどれぐらいいののになりますか。

○政府委員(小村武君) 今回自助努力の中でお示しをしておりますスキームは、約五年間で四千億というところでございます。

○田淵哲也君 それは、今回の五カ年間で負担を予定しているのが四千億という意味ですね。不足しておる額という意味じゃないですか。

○政府委員(小村武君) 清算事業団の負担分につきましては、旧国鉄時代に国鉄が事業主負担として掛金として不足分がございします。その分を清算事業団が肩がわりをするということでございます。債務のはか今回新たにこうした部分につきましては約五年間で四千億円の負担を行うということでございます。

○田淵哲也君 そうすると、国鉄が当然負担しなければならぬもので負担していないものが約四千億円と見積もっておると理解していいわけですか。

○政府委員(小村武君) 旧国鉄のですね。それから平成七年度以降は、一元化すればこういうものはいくらなくなるわけですね、必要でなくなるわけですね。と理解していいわけですか。

○政府委員(小村武君) 平成七年度以降の一元化、その姿は現在残念ながらまだ具体的に描かれておりません。したがって、どういう形で鉄道共済問題が解決されるかということにつきましては、これからまた関係者と協議をしていくという問題であらうと思っております。

○田淵哲也君 それから、鉄道共済は将来は一元化するわけですから、当然厚生年金並みの給付と掛金ももらえる、保障される、そしてその時期は平成七年というふうな理解していいわけですか。

○政府委員(小村武君) 鉄道共済につきましては、一元化は、過去の部分あるいは鉄道共済独自の古い時代のものがござります。公的年金一元化がどの部分において達成されるかということがあろうかと思ひます。したがひまして、一元化された部分については先ほど厚生省のお話のような姿が描けるかもしれませんが、各制度それぞれさらにその奥に過去を背負つております。したがひまして、その財源措置をどうするかといった問題につきましては、平成七年の一元化の際にさらにこの部分について、その対処方針について関係者の合意がなされなければならぬ、こういうふう

に理解しております。
○田淵哲也君 古い人の場合はさておきまして、例えば現在JRに入る人は、一般の民間の会社より高い掛金を払つて、そして将来自分が、まあ自分がもちろことになればまた変わつていくかも知れませんが、今想定される給付は厚生年金より若干下回るといふことになるわけですね。これは非常に不公平だと思ふんですね。昔の国鉄に對して何の責任もない、年金に對しても責任のない人が、JRに入ると厚生年金より高い掛金で、そして現在決められておる給付はそれより悪い、こういう状態は長く続けるべきではないと思ふんです。少なくともこういう人たちに對しては平成七年度の一元化でこれはならされと考へていいわけですね。

○政府委員(小村武君) 年金制度は、歴史的な沿革で幾つかの制度に分立しております。特定の制度が有利というふうな観点もあつて独立した部分もあり、あるいは先行グループとして最初に年金制度を手がけたというグループもござります。こういう状況は産業構造の変化に對し切れないうこととでござりますが、一元化の姿というものはそういった歴史的な沿革をどういうふうな処理していくか、年金制度というものは経過措置の塊でもあるわけでございます。今、平成七年に具体的に

どういふ姿になるかということをお示しすることができないというふうな事情によるものでござひまして、今後鋭意関係者の間で詰めていきたい、こういうふうな考へております。

○田淵哲也君 終わります。

○委員長(板垣正君) 以上をもちまして本案に対する質疑は終局いたしました。

本日はこれにて散会いたします。
午後五時二十四分散会

十一月二十九日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

一、特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

一、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与等に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「通勤手当」の下に、「単身赴任手当」を加える。

第十条の三第一項第一号中「二十四万六千円」を「二十五万五千円」に改め、同項第二号中「四万四千五百円」を「四万五千五百円」に改める。

第十二条第一項第二号中「自動車その他の」を「自動車その他の」、「自転車等」を「自転車等」に改め、同項第三号中「自転車等」を「自動車等」に改め、同条第二項第一号中「二万五千円」を「三万円」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 前項第二号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額

イ 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という)が片道五キロメートル未満である職員 二千円

ロ 使用距離が片道五キロメートル以上十キロメートル未満である職員 四千円

ハ 使用距離が片道十キロメートル以上十五キロメートル未満である職員 六千二百円

ニ 使用距離が片道十五キロメートル以上二十キロメートル未満である職員 八千三百円

ホ 使用距離が片道二十キロメートル以上二十五キロメートル未満である職員 一万四千円

ヘ 使用距離が片道二十五キロメートル以上三十キロメートル未満である職員 一万二千五百円

ト 使用距離が片道三十キロメートル以上である職員 一万四千六百円

第十二条第二項第三号中「自転車等」を「自動車等」に、「二万五千円」を「三万円」に改める。

第十二条の次に次の一条を加える。

第十二条の二 官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他的人事院規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該異動又は官署の移転の直前に在勤する官署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事院規則で定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する官署に通勤することが、通勤距離等を考慮して人事院規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額、二万円(人事院規則

で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下単に「交通距離」という)が人事院規則で定める距離以上である職員にあつては、その額に、一万八千円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じ人事院規則で定める額を加算した額)とする。

3 検査官であつた者又は給与特例法適用職員等であつた者から引き続き係給表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事院規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する官署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事院規則で定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して人事院規則で定める職員に限る)その他第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要がある職員には、前二項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 前三項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

第十九条の三第二項中「百分の百四十」を「百分の百五十」に改める。

第十九条の四第二項中「六月に支給する場合においては百分の五十、十二月に支給する場合においては」を削る。

第十九条の六第一項中「から第十三条まで」を「第十二条、第十三条に改める。

第二十二條第一項中「二万八千七百円」を「二万九千六百円」に改める。

附則第十三項中「昭和七十二年十二月三十一日」を「平成八年十二月三十一日」に改める。

別表第一から別表第九までを次のように改める。

第一

第二

第三

第四

第五

第六

第七

第八

第九

第十

別表第一 行政職俸給表(第六条関係)

イ 行政職俸給表(一)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	103,400	126,300	146,600	177,800	193,900	212,200	230,100	249,500	280,000	315,100	359,300
2	106,600	132,100	153,700	185,800	202,300	221,100	239,100	258,900	291,500	327,400	374,300
3	110,000	139,000	161,000	193,800	211,000	230,000	248,200	268,400	303,000	339,800	389,400
4	113,500	146,500	168,400	202,100	219,500	238,900	257,300	278,100	314,600	352,200	404,400
5	117,300	153,200	175,900	210,700	228,000	247,800	266,600	288,000	326,300	364,700	419,400
6	121,700	158,700	183,400	219,100	236,400	256,700	275,900	297,800	338,000	377,300	434,400
7	126,300	164,200	190,600	227,300	244,700	265,600	285,300	307,600	349,800	389,900	449,400
8	130,500	169,400	197,700	235,400	252,800	274,700	294,700	317,400	361,600	402,400	464,300
9	134,300	174,100	203,900	243,200	260,900	283,800	304,100	327,100	373,300	414,800	478,800
10	137,700	178,500	209,800	250,700	268,900	293,000	313,500	336,900	384,700	426,700	493,200
11	140,600	182,700	215,600	258,400	276,900	302,300	322,700	346,600	395,500	436,800	504,300
12	143,600	186,900	221,200	266,100	284,500	311,600	331,800	356,300	406,300	446,400	511,500
13	146,100	191,000	226,800	273,300	291,800	320,600	340,400	365,500	415,600	454,400	518,400
14	148,500	194,200	231,900	280,300	299,100	329,200	348,000	374,500	422,900	461,900	524,900
15	150,900	197,200	236,800	286,600	305,000	337,200	354,900	381,900	430,000	466,500	529,700
16	152,500	200,200	241,600	292,700	310,500	343,600	361,000	388,800	434,900		
17		203,100	246,000	297,200	315,500	349,600	366,400	393,400	439,800		
18		205,900	249,700	301,100	319,600	354,000	371,100	397,700	444,100		
19		207,900	253,200	304,800	323,500	358,200	375,300	402,000			
20			255,900	307,700	326,900	362,300	379,500	406,200			
21			258,600	310,400	330,000	366,400	383,700	410,000			
22			261,200	313,100	333,200	370,400	387,400				
23			263,800	315,900	336,400	374,400					
24			266,200	318,700	339,500	378,000					
25			268,600	321,400	342,500						
26			271,000	324,100	345,300						
27			273,300	326,700							
28			275,500	329,100							
29			277,700								
30			279,900								

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

□ 行政職俸給表(二)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	92,700	128,900	145,100	163,400	188,300	214,400
2	95,500	134,200	151,200	169,700	194,700	221,200
3	98,500	139,600	157,300	175,900	201,000	228,000
4	101,400	145,100	163,400	182,100	207,400	235,500
5	104,100	150,600	169,600	188,300	213,800	243,000
6	107,300	156,000	175,800	194,500	220,300	250,800
7	110,900	161,400	181,700	200,100	226,400	258,600
8	114,600	166,700	187,500	205,600	232,100	266,400
9	118,700	171,900	193,300	211,100	237,600	274,300
10	123,500	177,000	198,800	216,500	243,100	282,000
11	128,900	181,900	204,000	221,500	248,600	289,600
12	134,200	186,700	209,000	226,500	254,100	297,000
13	139,500	191,400	214,000	231,500	259,600	304,500
14	144,600	195,800	218,800	236,500	264,900	311,100
15	149,600	200,100	223,600	241,400	270,100	317,500
16	154,300	204,100	228,300	246,400	275,200	323,900
17	158,700	207,900	233,100	250,800	280,000	330,200
18	163,000	211,600	238,000	254,900	284,600	335,800
19	166,800	215,300	242,400	258,500	288,900	341,200
20	169,800	217,900	246,500	262,000	293,000	345,800
21	172,700	220,200	249,800	265,200	296,900	350,400
22	175,700	222,500	252,700	268,300	300,600	355,000
23	178,500	224,700	255,200	271,300	303,300	358,400
24	181,100	226,800	257,700	274,200	305,900	
25	183,500	228,900	260,000	276,800	308,400	
26	185,700	231,000	262,300	279,400	310,800	
27	187,800	233,100	264,600	281,800		
28	189,900	235,300	266,800	284,000		
29	192,000	237,300	269,000			
30	193,900	239,200	271,200			
31	195,700	241,100	273,200			
32	197,500					

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 専門行政職俸給表(第六条関係)

職務の級 号 俸	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額	5 級 俸 給 月 額	6 級 俸 給 月 額	7 級 俸 給 月 額
1	117,900	178,900	213,200	250,000	280,000	315,100	359,300
2	122,200	186,800	222,100	259,400	291,500	327,400	374,300
3	126,800	194,800	231,000	268,900	303,000	339,800	389,400
4	132,700	203,300	240,000	278,700	314,600	352,200	404,400
5	139,500	211,900	249,100	288,400	326,300	364,700	419,400
6	147,000	220,300	258,000	298,100	338,000	377,300	434,400
7	154,500	228,600	267,200	307,800	349,800	389,900	449,400
8	161,900	237,000	276,500	317,500	361,600	402,400	464,300
9	169,400	245,100	285,800	327,100	373,300	414,800	478,800
10	176,800	253,100	295,100	336,900	384,700	426,700	493,200
11	184,200	261,200	304,400	346,600	395,500	436,800	504,300
12	191,300	269,100	313,700	356,300	406,300	446,400	511,500
13	198,400	277,000	322,800	365,500	415,600	454,400	518,400
14	204,400	284,500	331,900	374,500	422,900	461,900	524,900
15	210,200	291,800	340,500	381,900	430,000	466,500	529,700
16	216,000	298,600	348,000	388,800	434,900		
17	221,400	303,800	354,900	393,400	439,800		
18	226,900	307,800	359,300	397,700	444,100		
19	231,900	311,700	363,500	402,000			
20	236,800	315,000	367,600	406,200			
21	241,600	318,300	371,700	410,000			
22	246,000	321,100	375,800				
23	249,700	323,900	379,900				
24	253,200	326,500	383,500				
25	255,900						

備考 この表は、植物防疫官、家畜防疫官、特許庁の審査官及び審判官、船舶検査官並びに航空交通管制の業務その他の専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 税務職俸給表(第六条関係)

職務の級 号 俸	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額	6 級 俸給月額	7 級 俸給月額	8 級 俸給月額	9 級 俸給月額	10 級 俸給月額	11 級 俸給月額
1	114,600	143,100	168,600	202,800	220,400	239,000	256,800	276,100	305,300	338,200	374,400
2	119,000	150,000	176,200	211,500	229,200	247,900	266,400	285,800	315,100	350,100	386,400
3	123,700	157,100	184,000	220,300	238,000	256,700	276,100	295,600	325,100	362,000	398,300
4	128,900	164,900	191,600	229,000	246,800	266,300	285,800	305,300	335,100	373,400	410,300
5	134,400	170,900	198,900	237,700	255,400	276,000	295,400	315,100	345,100	384,800	422,300
6	139,700	175,800	206,100	246,400	264,100	285,600	305,000	324,800	355,200	394,900	434,400
7	144,100	180,400	213,000	254,700	272,800	295,200	314,700	334,600	365,200	404,800	449,400
8	147,000	184,300	218,700	262,800	281,300	304,800	324,300	344,500	375,300	414,600	464,300
9	149,700	188,000	224,300	270,900	289,700	314,400	333,900	354,500	385,300	424,300	478,800
10	152,300	191,700	229,800	278,800	297,900	323,900	343,500	364,500	395,000	434,000	493,200
11	154,400	195,300	235,000	286,700	304,900	333,400	353,100	374,600	404,500	443,600	504,300
12	156,400	198,600	240,200	294,300	311,100	342,900	362,800	384,600	414,000	453,200	511,500
13	158,300	201,800	244,700	300,000	317,200	352,400	372,500	394,100	423,400	462,700	518,400
14	159,900	204,900	248,700	304,600	323,300	361,900	380,200	403,600	432,500	470,800	524,900
15		207,000	252,400	309,000	328,700	371,200	387,600	412,100	441,400	475,200	529,700
16			255,800	313,300	334,100	377,900	394,300	419,800	446,000		
17			258,000	316,700	339,000	384,200	399,900	424,300	450,600		
18				320,000	342,900	389,600	405,200	428,700	454,700		
19				322,900	346,800	393,900	409,500	433,000			
20				325,700	350,400	398,100	413,600	437,300			
21				328,300	353,200	402,200	417,700	441,100			
22				330,800		406,200	421,400				
23				333,200		410,100					
24						413,700					

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 公安職俸給表(第六条関係)

イ 公安職俸給表(-)

職務の級 号 俸	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額	6 級 俸給月額	7 級 俸給月額	8 級 俸給月額	9 級 俸給月額	10 級 俸給月額	11 級 俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	119,500	129,400	146,100	186,600	220,900	239,000	256,800	276,100	305,300	338,200	374,400
2	124,200	134,400	154,000	194,700	229,700	247,900	266,400	285,800	315,100	350,100	386,400
3	129,200	139,400	162,100	203,200	238,600	256,700	276,100	295,600	325,100	362,000	398,300
4	134,200	145,800	170,200	211,900	247,300	266,300	285,800	305,300	335,100	373,400	410,300
5	139,200	153,500	178,400	220,800	255,900	276,000	295,400	315,100	345,100	384,800	422,300
6	145,300	161,400	186,100	229,600	264,500	285,600	305,000	324,800	355,200	394,900	434,400
7	152,600	169,000	193,500	238,400	273,200	295,200	314,700	334,600	365,200	404,800	449,400
8	160,200	176,600	201,000	247,000	281,700	304,800	324,300	344,500	375,300	414,600	464,300
9	167,500	183,800	208,700	255,400	290,100	314,400	333,900	354,500	385,300	424,300	478,800
10	175,100	190,900	216,500	263,700	298,500	323,900	343,500	364,500	395,000	434,000	493,200
11	182,100	198,000	224,100	271,900	306,700	333,400	353,100	374,600	404,500	443,600	504,300
12	189,200	205,200	231,800	279,700	314,700	342,900	362,800	384,600	414,000	453,200	511,500
13	196,300	212,700	239,500	287,500	322,600	352,400	372,500	394,100	423,400	462,700	518,400
14	203,400	220,200	246,600	295,200	330,600	361,900	380,200	403,600	432,500	470,800	524,900
15	210,600	227,700	254,000	302,700	338,600	371,200	387,600	412,100	441,400	475,200	529,700
16	217,900	235,200	261,500	310,100	346,200	377,900	394,300	419,800	446,000		
17	224,800	241,800	269,100	317,200	353,500	384,200	399,900	424,300	450,600		
18	231,200	248,500	276,800	324,500	360,100	389,600	405,200	428,700	454,700		
19	237,200	255,200	284,500	331,700	366,100	393,900	409,500	433,000			
20	243,500	261,800	292,000	338,400	370,500	398,100	413,600	437,300			
21	249,700	268,400	299,400	345,000	374,200	402,200	417,700	441,100			
22	255,700	275,100	306,500	351,600	378,000	406,200	421,400				
23	262,000	281,600	313,800	357,400	381,600	410,100					
24	268,200	288,200	321,000	361,300	385,100	413,700					
25	274,200	294,600	327,700	364,700	388,600						
26	280,100	300,900	334,300	368,100	391,800						
27	285,700	307,000	340,900	371,500							
28	291,200	313,100	346,700	374,800							
29	295,500	318,500	350,600	378,100							
30	299,700	323,300	354,000	381,100							
31	304,000	328,100	357,400								
32	308,200	331,300	360,700								
33	310,800	334,400	364,000								
34		337,500	367,300								
35		340,600	370,200								
36		343,300									

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 公安職俸給表(二)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	114,600	143,100	168,600	202,800	220,400	239,000	256,800	276,100	305,300	338,200	374,400
2	119,000	150,000	176,200	211,500	229,200	247,900	266,400	285,800	315,100	350,100	386,400
3	123,900	157,100	184,000	220,300	238,000	256,700	276,100	295,600	325,100	362,000	398,300
4	129,500	164,900	191,600	229,000	246,800	266,300	285,800	305,300	335,100	373,400	410,300
5	135,400	170,900	198,900	237,700	255,400	276,000	295,400	315,100	345,100	384,800	422,300
6	141,300	176,600	206,100	246,400	264,100	285,600	305,000	324,800	355,200	394,900	434,400
7	146,300	182,200	213,000	254,700	272,800	295,200	314,700	334,600	365,200	404,800	449,400
8	151,100	187,600	219,300	262,800	281,300	304,800	324,300	344,500	375,300	414,600	464,300
9	155,500	192,700	225,500	270,900	289,700	314,400	333,900	354,500	385,300	424,300	478,800
10	159,600	197,600	231,600	278,800	297,900	323,900	343,500	364,500	395,000	434,000	493,200
11	163,700	202,400	237,500	286,700	305,500	333,400	353,100	374,600	404,500	443,600	504,300
12	167,900	207,300	243,100	294,300	312,400	342,900	362,800	384,600	414,000	453,200	511,500
13	172,100	212,200	248,600	301,000	319,200	352,400	372,500	394,100	423,400	462,700	518,400
14	175,900	217,100	254,100	306,500	325,900	361,900	380,200	403,600	432,500	470,800	524,900
15	179,800	221,400	259,500	311,700	331,600	371,200	387,600	412,100	441,400	475,200	529,700
16	183,500	225,600	264,200	316,700	337,300	377,900	394,300	419,800	446,000		
17	187,000	229,300	268,900	320,500	342,400	384,200	399,900	424,300	450,600		
18	190,000	233,000	273,200	323,900	346,500	389,600	405,200	428,700	454,700		
19	192,900	235,100	276,700	326,800	350,600	393,900	409,500	433,000			
20	195,800		279,200	329,600	354,300	398,100	413,600	437,300			
21	197,800		281,700	332,300	357,500	402,200	417,700	441,100			
22			284,300	335,000	360,300	406,200	421,400				
23			286,900	337,600		410,100					
24			289,400	340,000		413,700					
25			291,900								
26			294,100								

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 海事職俸給表(第六条関係)

イ 海事職俸給表(-)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円	円
1	122,000	157,900	202,300	243,000	275,100	309,000	386,300
2	127,900	165,800	211,700	253,600	285,900	321,600	399,200
3	135,100	174,500	221,300	264,300	296,700	334,200	412,100
4	142,200	183,100	231,000	275,000	307,400	346,800	424,700
5	149,500	191,600	240,600	285,400	317,800	359,100	437,200
6	157,100	199,600	249,900	295,700	328,100	371,200	449,500
7	163,800	207,000	259,100	305,800	338,100	383,100	461,800
8	170,600	214,200	267,900	315,300	347,900	395,000	472,800
9	177,300	221,400	276,100	324,400	357,500	406,500	483,000
10	183,300	228,400	284,100	333,000	366,900	417,300	491,600
11	187,700	234,900	292,000	341,500	376,300	427,800	499,800
12	191,900	240,700	299,400	350,000	385,200	438,200	507,700
13	195,800	246,400	306,800	358,500	393,700	447,600	514,500
14	199,700	252,100	314,100	367,000	402,100	455,900	520,600
15	203,000	257,200	321,300	374,500	409,200	463,500	525,200
16	206,200	262,000	328,400	381,900	415,300	470,500	
17	209,400	266,800	335,200	389,100	421,000	477,000	
18	212,700	270,100	341,600	394,500	426,200	481,700	
19	214,800		345,300	398,900	431,400	486,400	
20			349,100	403,300	436,300	490,900	
21			352,800	407,700	440,700	495,000	
22			356,500	411,800	444,600		
23			359,900	415,900			
24			363,300	419,900			
25			366,700	423,600			

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

□ 海事職俸給表(一)

職務の級 号 俸	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額	5 級 俸 給 月 額	6 級 俸 給 月 額
1	105,700	129,700	159,400	186,300	216,500	246,400
2	108,400	135,100	165,700	193,700	224,000	253,900
3	111,400	141,000	172,200	201,100	231,600	261,400
4	115,200	147,300	179,000	208,700	238,700	268,900
5	119,600	153,000	186,200	216,300	245,400	276,600
6	124,200	159,000	193,600	223,600	251,800	284,600
7	129,400	165,000	201,000	230,700	257,900	292,600
8	134,800	170,800	208,500	236,900	263,900	300,600
9	140,200	177,000	216,000	243,000	269,800	308,500
10	146,400	183,300	223,200	249,000	275,600	316,400
11	152,100	189,600	230,100	254,700	281,400	324,200
12	157,900	195,800	236,000	260,200	287,300	332,200
13	163,800	201,600	241,900	265,400	293,200	340,200
14	169,300	207,300	247,700	270,400	298,800	347,600
15	174,600	213,000	253,100	275,300	304,400	354,300
16	179,800	218,500	258,300	279,900	309,600	361,000
17	184,800	223,700	263,000	284,100	314,400	367,300
18	189,800	228,700	267,700	288,100	318,800	373,200
19	194,600	233,700	272,200	292,000	322,100	379,000
20	198,800	238,100	276,200	295,400	325,400	384,200
21	201,900	241,800	279,500	298,700	328,700	389,100
22	204,700	245,100	282,600	301,700	331,900	393,900
23	206,700	248,000	285,600	304,500	335,100	397,600
24		250,700	288,200	307,100	338,300	
25		253,200	290,700	309,700	341,300	
26		255,500	293,100	312,200	344,200	
27		257,800	295,500	314,700	347,100	
28		259,900	297,900			
29			300,200			
30			302,400			

備考 この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 教育職俸給表(第六条関係)

イ 教育職俸給表(一)

職務の級 号 俸	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額	5 級 俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	121,600	149,400	202,900	235,600	301,400
2	126,900	158,100	211,900	245,900	312,500
3	132,600	166,700	221,000	256,300	323,900
4	139,600	175,700	230,300	266,700	335,200
5	146,800	184,700	239,700	277,300	346,500
6	154,100	193,800	249,200	287,900	358,200
7	161,600	202,800	258,900	298,400	369,800
8	169,400	211,800	268,600	308,800	381,500
9	177,800	220,800	278,300	319,200	392,900
10	186,200	229,700	287,900	329,300	404,400
11	194,600	238,500	297,100	339,000	415,900
12	202,600	247,100	306,200	348,000	427,400
13	210,100	255,700	315,100	356,800	438,900
14	217,400	263,200	324,000	365,400	450,500
15	224,100	270,600	332,900	373,700	462,100
16	230,700	277,300	341,300	382,100	473,400
17	236,900	283,700	349,500	390,100	483,400
18	243,000	290,000	357,600	398,100	493,300
19	249,000	296,300	365,600	405,800	503,100
20	254,700	302,400	373,600	412,900	512,300
21	260,400	308,500	381,200	419,900	520,700
22	265,900	314,600	388,800	426,800	527,000
23	271,000	320,400	395,500	433,000	532,400
24	276,100	326,100	401,900	439,200	537,200
25	280,100	331,800	406,300	444,700	
26	284,100	336,600	409,900	448,600	
27	287,900	340,500	413,500	452,500	
28	291,400	343,900	417,100	456,000	
29	294,100	347,300	420,300		
30	296,700	350,700			
31	299,300	354,000			
32	301,900	357,300			
33	304,400	360,500			
34	306,900	363,500			
35	309,300	366,500			
36	311,700				

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職俸給表(二)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円 112,700	円 140,400	円 258,300	円 349,700
2	116,700	148,100	267,800	359,600
3	121,500	155,800	277,100	369,500
4	126,400	163,300	286,500	379,400
5	132,000	170,900	295,700	389,300
6	138,500	178,700	305,000	399,200
7	145,300	186,400	314,300	409,100
8	152,400	194,200	323,500	418,800
9	159,600	201,800	332,900	428,500
10	167,100	209,600	342,300	438,300
11	174,400	217,800	351,600	447,800
12	181,700	226,800	361,100	456,700
13	189,000	236,000	370,100	464,700
14	196,300	245,100	379,100	472,700
15	203,500	254,200	387,900	477,300
16	210,800	263,200	396,700	
17	217,900	272,200	405,400	
18	225,100	281,200	414,100	
19	232,100	290,100	422,800	
20	238,400	299,000	430,600	
21	244,600	307,800	438,200	
22	250,500	316,500	445,600	
23	256,300	325,200	452,800	
24	262,000	334,000	457,000	
25	267,500	342,200		
26	272,800	349,900		
27	278,100	357,600		
28	283,100	365,400		
29	288,200	373,000		
30	291,800	379,700		
31	295,400	386,100		
32	298,900	391,500		
33	302,100	396,400		
34	304,700	401,100		
35	307,100	405,900		
36	309,500	408,900		
37	311,900			
38	314,300			
39	316,600			
40	318,800			

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 教育職俸給表(三)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円 112,700	円 121,500	円 220,800	円 345,800
2	116,700	127,500	230,200	354,700
3	121,500	133,800	239,600	363,600
4	126,400	140,400	249,000	372,300
5	132,000	148,100	258,300	381,100
6	138,500	155,800	267,800	389,900
7	145,300	163,300	277,100	398,700
8	152,400	170,900	286,500	407,200
9	159,500	178,700	295,700	414,900
10	166,900	186,400	304,900	422,600
11	173,900	194,200	314,000	429,600
12	180,900	201,800	322,300	436,500
13	187,600	209,600	330,600	442,300
14	194,300	217,800	338,900	447,800
15	200,700	226,800	347,200	451,900
16	207,000	236,000	355,300	
17	213,300	245,100	363,300	
18	219,300	254,200	371,400	
19	225,200	263,200	379,400	
20	230,800	272,200	387,200	
21	236,100	281,200	394,600	
22	241,200	290,000	401,200	
23	246,000	298,800	407,300	
24	250,500	307,500	412,400	
25	254,200	315,400	416,600	
26	257,800	323,100	420,100	
27	261,000	330,800	423,500	
28	263,800	338,200	426,500	
29	266,400	345,100		
30	268,800	351,800		
31	271,100	358,300		
32	273,400	364,500		
33	275,500	370,300		
34		376,000		
35		380,900		
36		385,200		
37		389,300		
38		393,400		
39		396,000		

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ニ 教育職俸給表(四)

職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円 126,300	円 159,200	円 202,900	円 256,300	円 392,800
2	133,700	167,300	211,900	266,700	404,300
3	141,500	176,000	221,000	277,300	415,800
4	149,400	184,900	230,300	287,900	427,300
5	157,100	193,900	239,700	298,400	438,800
6	164,900	202,800	249,200	308,800	450,400
7	172,700	211,800	259,200	319,200	462,000
8	180,900	220,800	269,200	329,300	473,400
9	189,000	229,700	279,700	339,000	483,400
10	197,300	238,600	290,100	348,600	493,300
11	205,100	247,500	300,400	358,200	503,100
12	213,000	256,800	310,700	369,800	512,300
13	220,500	266,100	320,800	381,500	520,700
14	227,700	275,500	330,500	392,900	527,100
15	234,700	284,600	339,800	404,400	532,500
16	241,500	293,700	349,000	415,900	537,300
17	248,000	302,300	357,900	427,400	
18	254,300	310,600	366,800	438,900	
19	260,400	318,600	375,300	450,500	
20	266,200	326,700	383,400	460,600	
21	271,500	334,800	391,100	467,500	
22	276,900	342,800	399,000	474,000	
23	282,200	350,800	406,100	480,400	
24	287,100	358,600	413,000	486,800	
25	291,500	366,200	419,700	492,400	
26	295,900	373,600	425,200	497,500	
27	299,000	380,800	430,800	501,800	
28	302,300	387,700	434,800		
29	305,400	394,400	438,800		
30	308,600	400,200	442,300		
31	311,700	405,700			
32	314,600	411,200			
33		414,900			
34		418,600			
35		421,900			

備考 この表は、高等専門学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 研究職俸給表(第六条関係)

職務の級 号 俸	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額	5 級 俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	103,500	131,800	210,500	249,300	289,900
2	106,700	139,400	220,200	259,200	301,400
3	110,100	147,800	229,800	269,200	313,000
4	113,700	156,100	239,500	279,200	324,900
5	117,900	164,400	249,200	289,200	336,900
6	123,200	172,800	259,000	299,000	349,700
7	128,700	181,200	268,700	308,600	362,600
8	134,300	189,600	278,300	318,200	375,600
9	141,500	198,000	287,900	327,400	388,600
10	148,800	206,400	297,100	336,500	401,500
11	156,400	214,600	305,500	345,500	414,300
12	164,000	222,700	313,700	354,500	427,000
13	171,600	230,600	321,500	363,400	439,600
14	179,200	238,100	328,400	372,300	452,100
15	186,700	245,600	335,000	381,000	464,500
16	194,200	253,000	341,600	389,700	476,700
17	201,400	259,800	347,900	398,400	488,900
18	208,500	266,600	354,100	407,100	499,400
19	214,600	273,300	360,300	415,600	507,200
20	220,300	279,900	366,100	422,900	514,000
21	226,000	286,500	371,600	430,000	519,800
22	231,600	293,000	376,700	435,100	525,500
23	237,000	299,400	381,500	440,100	529,700
24	242,300	304,600	385,700	444,100	
25	247,300	309,600	389,600		
26	251,300	313,400	393,400		
27	255,100	317,100	396,900		
28	258,100	320,700			
29	261,100	324,300			
30	263,900	327,900			
31	266,600	331,100			
32	269,100				

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八 医療職俸給表(第六条関係)

イ 医療職俸給表(-)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円 179,900	円 245,900	円 281,300	円 364,900
2	189,800	257,500	293,300	376,900
3	200,000	269,400	305,300	388,700
4	211,400	281,300	317,200	400,400
5	222,900	293,200	329,000	412,000
6	234,400	305,000	340,900	423,400
7	245,900	316,800	352,900	434,500
8	257,300	328,500	364,900	445,300
9	268,600	340,200	376,800	456,000
10	279,600	351,800	388,500	466,600
11	289,000	362,000	400,100	477,200
12	297,800	371,700	411,000	487,800
13	306,500	381,200	421,800	498,400
14	315,100	390,400	432,400	509,000
15	323,700	399,500	442,900	518,400
16	332,300	408,600	452,900	527,100
17	340,800	417,600	462,800	535,200
18	348,200	426,600	472,600	541,700
19	353,300	433,600	482,400	547,200
20	358,300	440,300	489,700	552,000
21	361,400	446,400	497,000	
22		450,800	502,000	
23		455,100	506,800	
24		459,300	511,600	
25		463,300	516,400	
26		467,000	520,700	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職俸給表(二)

職務の級 号 俸	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額	6 級 俸給月額	7 級 俸給月額	8 級 俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	106,700	130,600	164,900	187,800	221,100	258,900	290,100	351,700
2	110,200	136,200	172,400	195,700	230,200	268,400	301,800	364,300
3	114,100	143,200	180,000	203,600	239,400	278,100	313,600	377,300
4	118,900	150,100	187,700	211,800	248,600	288,000	325,400	390,300
5	123,700	157,000	195,500	220,100	257,800	297,800	337,300	403,300
6	129,000	163,900	203,300	228,400	267,100	307,600	349,200	416,300
7	134,600	170,800	211,400	236,800	276,300	317,400	361,100	429,300
8	141,200	177,600	219,500	245,200	285,500	327,100	373,000	442,300
9	147,900	184,700	227,700	253,400	294,700	336,900	384,700	455,000
10	153,900	191,600	235,800	261,600	303,900	346,600	395,500	467,600
11	159,300	198,300	243,700	269,600	313,100	356,300	406,300	475,200
12	164,600	204,300	251,300	277,600	321,900	365,500	415,600	482,000
13	169,700	210,300	258,800	285,300	330,300	374,500	422,900	488,400
14	174,200	216,300	266,300	292,800	338,300	381,900	430,000	494,500
15	178,700	221,900	273,600	300,300	344,800	388,800	437,000	500,200
16	182,900	227,400	280,600	306,200	351,200	393,400	441,800	504,700
17	187,100	232,600	287,300	311,800	356,800	397,700	446,100	
18	191,200	237,500	293,800	317,300	362,000	402,000		
19	194,500	242,300	298,500	321,400	366,300	406,200		
20	197,400	246,800	302,700	325,400	370,400	410,000		
21	200,200	250,300	306,600	329,100	374,400			
22	202,500	253,000	309,600	332,700	378,400			
23	204,500	255,600	312,400	335,900	382,000			
24		258,100	315,100	338,900				
25		260,500	317,800	341,700				
26		262,700	320,500					
27			323,100					
28			325,500					

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(三)

職務の級 号 俸	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額	5 級 俸 給 月 額	6 級 俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円
1	111,800	128,500	170,800	191,400	221,600	253,700
2	115,900	134,500	177,200	198,500	229,600	262,600
3	120,100	140,400	184,300	205,700	237,600	271,600
4	124,300	146,500	191,300	212,900	245,500	281,000
5	128,500	152,500	198,300	220,100	253,300	290,500
6	134,500	158,500	205,300	227,300	261,000	299,900
7	140,300	164,500	212,400	234,600	268,600	309,300
8	146,300	170,600	219,300	241,900	276,200	318,800
9	152,300	176,500	226,300	249,100	283,700	328,300
10	158,100	182,600	233,200	256,200	291,000	337,800
11	163,900	188,600	240,100	263,300	298,400	347,300
12	169,700	194,500	246,900	270,400	305,800	356,700
13	175,200	200,300	253,800	277,400	313,200	366,000
14	180,700	206,000	260,700	284,300	320,600	374,900
15	186,100	211,700	267,600	291,100	328,100	383,800
16	191,400	217,300	274,400	297,700	335,600	391,900
17	196,500	222,800	280,800	304,300	342,700	399,900
18	201,600	228,100	287,200	310,900	348,900	407,300
19	206,600	233,300	293,600	317,500	353,900	413,900
20	211,600	238,700	299,700	323,100	358,500	418,300
21	216,400	244,000	305,900	328,400	363,100	422,500
22	221,000	249,200	311,700	333,600	366,800	426,200
23	225,500	254,500	316,700	337,500	370,400	
24	229,500	259,700	321,400	341,300	373,100	
25	233,100	264,900	325,900	344,600		
26	236,600	270,000	329,300	347,700		
27	240,000	274,600	332,700	350,700		
28	243,100	278,800	335,500	353,300		
29	245,700	283,000	338,300			
30	248,200	285,700	341,100			
31	250,700	288,300	343,600			
32	253,100	290,900				
33	255,400	293,500				
34	257,600	296,000				
35	259,800	298,400				
36		300,800				

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第九 指定職俸給表(第六条関係)

号	俸	俸 給 月 額
1		円 494,000
2		546,000
3		607,000
4		672,000
5		724,000
6		779,000
7		846,000
8		912,000
9		977,000
10		1,041,000
11		1,103,000
12		1,125,000

備考 この表は、事務次官、外局の長、大学の学長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

1 (施行期日等)
この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五條第一項の改正規定、第十二條の次に一条を加える改正規定及び第十九條の六第一項の改正規定並びに附則第九項から第十二項までの規定は、平成二年四月一日から施行する。

2 この法律(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第四項において同じ。)による改正後の一般職の職員の給与等に関する法律(以下「改正後の法」という。)の規定は、平成元年四月一日から適用する。

3 平成元年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級の最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替

4 切替期間における異動者の号俸等
切替日からこの法律の施行の日の前日までの間に、この法律による改正前の一般職の職員の給与等に関する法律(以下「改正前の法」という。)の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあった職員のうち、人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

5 切替日前の異動者の号俸等の調整
(切替日前の異動者の号俸等の調整)

6 前三項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく人事院規則の規定に従って定められたものでなければならぬ。

7 改正後の法の規定を適用する場合において、改正前の法の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

8 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

9 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

10 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

11 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号)の一部を次のように改正する。

12 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号)の一部を次のように改正する。

任手当」を加える。

附則第七条の二第一項の表中「昭和六十四年九月三十日」を「平成元年九月三十日」に、「昭和六十四年十月一日」を「平成元年十月一日」に、「昭和六十五年九月三十日」を「平成二年九月三十日」に改め、同条第二項の表中「昭和六十四年九月三十日」を「平成元年九月三十日」に、「昭和六十四年十月一日」を「平成元年十月一日」に、「昭和六十五年九月三十日」を「平成二年九月三十日」に、「昭和六十五年十月一日」を「平成二年十月一日」に改める。

特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律

第一条 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「通勤手当」の下に「単身赴任手当」を加える。

第三条第二項中「百九万九千円」を「百十二万五千円」に改め、同条第三項中「百三十三万八千円」を「百三十七万九千円」に、「七十万二千円」を「七十二万四千円」に改める。

第四条第二項中「二万八千七百円」を「二万九千六百円」に、「五万千円」を「五万二千八百円」に改める。

第七条の三中「通勤手当」の下に「単身赴任手当」を加える。

第九条中「二万八千七百円」を「二万九千六百円」に改める。

別表第一俸給月額額の欄中「一、八三五、〇〇〇円」を「一、八九二、〇〇〇円」に、「一、三三八、〇〇〇円」を「一、三七九、〇〇〇円」に、「一、二七九、〇〇〇円」を「一、三一九、〇〇〇円」に、「一、〇九二、〇〇〇円」を「一、二二五、〇〇〇円」に、「一、〇八一、〇〇〇円」を「一、一一五、〇〇〇円」に、「一、〇六九、〇〇〇円」を「一、一〇三、〇〇〇円」に、「九四八、〇〇〇円」を「九七七、〇〇〇円」に改める。

別表第二俸給月額額の欄中「一、二七九、〇〇〇円」を「一、三一九、〇〇〇円」に、「一、〇八一、〇〇〇円」を「一、一一五、〇〇〇円」に、「一、〇六九、〇〇〇円」を「一、一〇三、〇〇〇円」に、「九四八、〇〇〇円」を「九七七、〇〇〇円」に、「八四二、〇〇〇円」を「八六八、〇〇〇円」に改める。

別表第三俸給月額額の欄中「四二八、六〇〇円」を「四四一、〇〇〇円」に、「三九二、六〇〇円」を「四〇四、〇〇〇円」に、「三五五、九〇〇円」を「三六六、九〇〇円」に、「三一五、二〇〇円」を「三二九、一〇〇円」に、「二八五、五〇〇円」を「二九四、四〇〇円」に、「二五四、八〇〇円」を「二六三、〇〇〇円」に、「二三〇、一〇〇円」を「二三七、七〇〇円」に、「二二一、〇〇〇円」を「二二八、四〇〇円」に改める。

（国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部改正）

第二条 国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法（昭和六十二年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「昭和六十五年」を「平成二年」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし

し、第一条中特別職の職員の給与に関する法律第二条及び第七条の三の改正規定は、平成二年四月一日から施行する。

2 この法律（前項ただし書に規定する改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の特別職の職員の給与に関する法律（以下「給与法」という。）及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法（以下「昭和六十二年法律第六十五号」という。）の規定は、平成元年四月一日から適用する。

3 この法律による改正後の給与法又は昭和六十二年法律第六十五号の規定を適用する場合においては、この法律による改正前のこれらの法律の規定に基づいて支給された給与は、それぞれこの法律による改正後のこれらの法律の規定による給与の内払とみなす。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案
防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「及び通勤手当」を「通勤手当及び単身赴任手当」に改め、「通勤手当」の下に「単身赴任手当」を加え、「調整手当及び」を「調整手当、単身赴任手当及び」に改める。

第十八条第二項中「六千十円」を「六千三百十円」に改める。

第二十二條の二第一項中「調整手当」の下に「単身赴任手当」を加える。

第二十五條第二項中「七万三千三百円」を「七万四千八百円」に改める。

第二十七條第二項中「及び通勤手当」を「通勤手当及び単身赴任手当」に改め、「通勤手当」の下に「単身赴任手当」を加え、「落下傘隊員手当」を「落下傘隊員手当」に改める。

第二十八條の二第四項ただし書中「任用された」を「任用され、当該任用に引き続いた自衛官としての在職期間が六月以上となつた場合又は当該在職期間が六月を経過する前に次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するに至つた」に改め、同項に次の各号を加える。

一 傷病又は死亡により退職した場合
二 定員の減少又は組織の改廃のため過員又は廃職を生ずることにより退職した場合
三 その者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した場合で政令で定める場合

第二十八條の二に次の一項を加える。

5 国家公務員退職手当法第七条第二項及び第四項の規定は、前項ただし書に規定する自衛官としての在職期間の計算について準用する。この場合において、同条第二項中「職員となつた日」とあるのは「学生としての正規の課程を終了し、引き続いて自衛官に任用された日」と、「退職した日」とあるのは「参事官等若しくは事務官等となつた日又は退職した日」と、同条第四項中「前三項の規定による」とあるのは「防衛庁職員給与法第二十八條の二第五項において準用する第二項の規定による」と、「国家公務員法第七十九條」とあるのは「自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第四十三條」と、「職員」とあるのは「自衛官」と、「同法第八十二條の規定による停職その他これに準ずる事由」とあるのは「又は同法第四十六條の規定による停職」と、「月数（同法第八十八條の六第一項ただし書若しくは国営企業労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七条第一項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務をとることを要しなかつた期間については、その月数）を前三項」とあるのは「月数を同項」と読み替へるものとする。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 参事官等俸給表(第四条—第六条関係)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	号 俸	指 定 職
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額		俸 給 月 額
1	195,400	274,200	307,700	346,300	394,900	1	494,000
2	204,200	284,500	320,400	359,800	411,400	2	546,000
3	213,100	295,000	333,100	373,400	427,900	3	607,000
4	222,300	305,600	345,800	387,100	444,400	4	672,000
5	233,200	316,500	358,600	400,800	460,900	5	724,000
6	243,000	327,300	371,500	414,700	477,400	6	779,000
7	252,900	338,100	384,400	428,500	493,900	7	846,000
8	262,800	348,800	397,400	442,200	510,300	8	912,000
9	272,800	359,500	410,300	455,900	526,200	9	977,000
10	282,800	370,200	422,800	468,900	542,000	10	1,041,000
11	293,000	380,900	434,700	480,000	554,200	11	1,103,000
12	303,200	391,600	446,500	490,600	562,100		
13	313,500	401,700	456,700	499,400	569,700		
14	323,900	411,600	464,800	507,600	576,900		
15	334,200	419,700	472,600	512,700	582,200		
16	344,500	427,300	478,000				
17	354,600	432,300	483,200				
18	364,600	437,100	488,200				
19	374,100	441,800					
20	382,500	446,400					
21	390,000	450,800					
22	396,700						
23	402,700						
24	407,900						
25	412,200						

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で定めるものとする。

別表第二 自衛官庫給表（第四條、第五條、第六條、第二十八條の三関係）

[illegible]

備考(一) 統合幕僚会議の議長その他の政令で定める官職以外の官職を占める者で陸将、海将又は空将であるものについては、この表の規定にかかわらず、陸将補、海将補及び空将補の(二)欄に定める額の俸給を支給するものとする。

(一) この表の陸将補、海将補及び空将補の(一)欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、備考(一)の政令で定める官職に準ずる官職を占める者が政令で定めるものとする。

(二) この表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の(一)欄又は(二)欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、官職及び一般職に属する国家公務員との均等を考慮して、政令で定める。

(三) この表の1等空佐、1等海佐及び1等空佐の(一)欄又は(二)欄に定める額の俸給の支給を受ける職員の種類は、官職及び一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して、政令で定める。

附則

- 1 (施行期日等)
この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十四条第一項、第二十二條の二第一項及び第二十七條第二項の改正規定は、平成二年四月一日から施行する。
- 2 この法律（前項ただし書に規定する改正規定及び第二十八條の二の改正規定を除く。附則第七項において同じ。）による改正後の防衛庁職員給与法（以下「新法」という。）の規定は、平成元年四月一日から適用する。
- 3 この法律による改正後の防衛庁職員給与法第二十八條の二第四項ただし書及び第五項の規定は、この法律の施行の日以後に防衛大学校又は防衛医科大学校の学生（防衛庁設置法昭和二十九年法律第六十四号）第十七條第二項の教育訓練又は同法第十八條第二項の教育訓練を受けている者をいう。以下同じ。）としての正規の課程を終了した者について適用し、同日前に学生としての正規の課程を終了した者については、なお従前の例による。
- (俸給の切替え)
4 平成元年四月一日（以下「切替日」という。）における職員の俸給月額額は、附則第六項に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の級又は階級（当該階級が陸将、海将又は空将である場合にあっては防衛庁職員給与法（以下「法」という。）別表第二の陸将補、海将補及び空将補の（二）欄をいい、当該階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあっては同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（一）欄、（二）欄又は（三）欄をいう。以下同じ。）におけるその者が受けていた俸給月額（以下「旧俸給月額」という。）に対応する号俸と同一の当該職務の級又は階級における号俸による額とする。（旧俸給月額を受けていた期間の通算）
5 前項の規定により切替日における俸給月額（以下「新俸給月額」という。）を定められる職員に對する切替日以後における最初の法第五條第三項において準用する一般職の職員の給与等に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第八條第六項の規定の適用については、旧俸給月額を受けていた期間（総理府令で定める職員にあっては、総理府令で定める期間）を新俸給月額を受ける期間に通算する。
- (最高号俸等を受ける職員の俸給の切替え等)
6 切替日の前日において職務の級又は階級の最高の号俸による俸給月額又はこれを超える俸給月額を受けていた職員の新俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、総理府令で定める。
- (切替期間における異動者の俸給月額等)
7 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間に於いて、この法律による改正前の防衛庁職員給与法（以下「旧法」という。）の規定により、新たに旧別表第一若しくは別表第二又は一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成元年法律第 号）による改正前の一般職の職員の給与等に関する法律別表第一、別表第五若しくは別表第六（ハを除く。）から別表第九までの適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級若しくは階級又はその受ける俸給月額に異動のあった職員のうち、総理府令で定める職員の新法の規定による当該適用又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、総理府令で定める。
- (切替日前の異動者の俸給月額等の調整)
8 切替日前に職務の級又は階級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の新俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級又は階級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。（旧俸給月額等の基礎）
- 9 附則第四項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級又は階級及びその者が受けていた俸給月額は、旧法及びこれに基づく命令の規定に従って定められたものでなければならぬ。
- (給与の内払)
10 新法の規定を適用する場合においては、旧法の規定に基づいて支給された給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。
- (政令への委任)
11 附則第四項から前項までに定めるもののほか、この法律（第二十八條の二の改正規定を除く。）の施行に關し必要な事項は、政令で定める。
- の者がこの法律の施行前に死亡したときは、恩給法その他恩給に関する法令の規定により当該扶助料又は傷病者遺族特別年金を受けることができる遺族、遺族がないときは当該死亡した者の相続人）に對し、当該期間の分として支給した扶助料又は傷病者遺族特別年金の額と、恩給法等の一部を改正する法律（平成元年法律第三十二号）第六條の規定による改正後の法律第五十一号附則第十四條第一項若しくは第二項又は第十五條第四項の規定を同年四月一日から適用することとなる扶助料又は傷病者遺族特別年金の額との差額に相当する金額を給するものとする。
- 2 前項に規定する差額に相当する金額は、法律第五十一号附則第十四條第一項若しくは第二項又は第十五條第四項の規定による加算額とみなす。
- (権利の裁定)
2 前条に規定する差額に相当する金額を受ける権利の裁定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。
- (総理府令への委任)
3 此の法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、総理府令で定める。
- 附則
この法律は、公布の日から施行する。
- 本条施行に要する経費
本条施行に要する経費は、恩給費として平成元年度約八億四千万円の見込みである。
- 十一月三十日本委員会に左の案件が付託された。
一、平成元年四月分から同年七月分までの扶助料に係る加算の特例に関する法律案
二、平成元年四月分から同年七月分までの扶助料に係る加算の特例に関する法律案
三、平成元年四月分から同年七月分までの扶助料に係る加算の特例に関する法律案
（衆）（予備審査のための付託は同日）

いて組合員であつたものが、当該傷病により障害（障害等級の一級又は二級に該当しない程度のものに限る。以下この項、第八十六条第二項及び第八十七条第四項ただし書において「その他障害」という。）の状態にあり、かつ、当該傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、当該障害共済年金の給付事由となつた障害とその他障害（その他障害が二以上ある場合は、すべてのその他障害を併合した障害）とを併合した障害の程度が当該障害共済年金の給付事由となつた障害の程度より増進した場合においてその期間内にその者の請求があつたときは、その増進した後における障害の程度に応じて、その障害共済年金の額を改定する。

第八十五条第一項中「障害等級の一級又は二級に該当する程度の障害の状態にある場合に限る。以下この条をその権利を取得した当時から引き続き障害等級の一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く。以下この条及び次条に改める。」

第八十六条中「（障害等級の一級又は二級に該当する程度の障害の状態にある場合に限る。）」を削り、「者を除く」の下に「次項において同じ」を加え、同条に次の一項を加える。

2 障害共済年金の受給権者について、国民年金法第三十四条第四項の規定により併合された障害の程度が当該障害共済年金の給付事由となつた障害の程度より増進したとき（当該併合された障害に係る同項に規定するその他障害が第八十四条第二項の規定による障害共済年金の額の改定の事由となつたその他障害に該当するものであるときを除く。）は、同法第三十四条第四項の規定により併合された障害の程度に応じて、当該障害共済年金の額を改定する。

第八十七条第二項中「百分の五十」を「百分の三十五、〇百分の五十、百分の六十、〇」に改

め、同条第四項に次のただし書を加える。

ただし、その支給を停止された障害共済年金（その権利を取得した当時から引き続き障害等級の一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く。）の受給権者が病氣にかかり、又は負傷し、かつ、その病氣又は負傷に係る傷病の初診日において組合員であつた場合であつて、当該傷病によりその障害の状態にあり、かつ、当該傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、当該障害共済年金の給付事由となつた障害とその他障害（その他障害が二以上ある場合は、すべてのその他障害を併合した障害）とを併合した障害の程度が、障害等級の一級又は二級に該当するに至つたときは、この限りでない。

第八十七条の七後段中「四十五万円」を「四十九万九千五百円」に改める。

第八十九条第三項中「八十五万円」を「八十九万二千五百円」に改める。

第九十条中「四十五万円」を「四十九万九千五百円」に改める。

附則第三条の二第一項中「第六項において」を「以下」に改める。

附則第六条の次に次の一条を加える。

（短期給付等に係る標準報酬の区分の特例）

第六条の二 第四十二条第一項の規定による標準報酬の区分については、健康保険法第三条ノ二の規定による標準報酬の等級区分の改定措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところにより同項の規定による標準報酬の等級の最高等級の上に更に等級を加える改定を行うことができる。ただし、当該改定後の標準報酬の等級のうちの最高等級の標準報酬の月額額は、同法第三条及び第三条ノ二の規定による標準報酬の等級のうちの最高等級の標準報酬月額額を超えてはならない。

2 前項の規定による標準報酬の区分の改定が行われた場合においては、第四十二条第一項

中「区分」とあるのは、「（区分）附則第六条の二第一項の規定により標準報酬の区分の改定が行われたときは、改定後の区分」とする。

3 前二項の規定は、長期給付の額の算定並びに長期給付に係る掛金及び負担金の徴収に關しては、適用しない。

附則第十二条の四第一項第一号中「千二百五十円」を「千三百八十八円」に改める。

附則第十二条の九第二項第二号中「昭和七十年六月三十日」を「平成七年六月三十日」に改める。

附則第十二条の十第二項中「第六項まで」の下に「第八十四条第二項、第八十六条第二項及び第八十七条第四項ただし書」を加え、同条第三項中「第八十四条第二項」を「第八十四条第三項」に改める。

附則第十二条の十一の表中「昭和六十四年六月三十日」を「平成元年六月三十日」に、「昭和六十四年七月一日から昭和六十七年六月三十日まで」を「平成元年七月一日から平成四年六月三十日まで」に、「昭和六十七年七月一日から昭和七十年六月三十日まで」を「平成四年七月一日から平成七年六月三十日まで」に改める。

附則第十三条の八の次に次の一条を加える。

（平均標準報酬月額の改定）

第十三条の九 昭和六十年九月以前の期間又は同年十月から平成元年三月までの期間であつて政令で定めるところにより区分された期間に係る組合員期間を有する者の平均標準報酬月額を計算する場合においては、第七十七条第一項中「各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額」とあるのは、「各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額（その月が附則第十三条の九に規定する政令で定めるところにより区分された期間に属するときは、その月の標準報酬の月額にそれぞれ当該期間における標準報酬等平均額（全組合員（政令で定める者を除く。以下この項において同じ。）並びに厚生年金保険の全被保険者（政令で定める者を除く。）の期間に係る期間であるときは、船員保険の全被保険者（政令で定める者を除く。）を含む。）及び国民年金法第五十一条第三号から第五号までに掲げる法律に基づく共済組合の全組合員（政令で定める者を除く。以下この項において同じ。）の標準報酬の月額（組合員にあつては同年三月以前の期間に係る当該月額については国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五号）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法に規定する俸給の月額を政令で定めるところにより補正した額とし、厚生年金保険及び船員保険の被保険者にあつては厚生年金保険法及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に規定する標準報酬月額とし、国民年金法第五十一条第三号から第五号までに掲げる法律に基づく共済組合の組合員にあつてはこれらの法律に規定する給料の月額を政令で定めるところにより補正した額又は標準給与の月額とする。）を平均した額をいう。）に対する基準標準報酬等平均額（附則第十三条の九に規定する政令で定めるところにより区分された期間のうちの最後の期間における全組合員並びに厚生年金保険の全被保険者（政令で定める者を除く。）及び国民年金法第五十一条第三号から第五号までに掲げる法律に基づく共済組合の全組合員の標準報酬の月額（厚生年金保険の被保険者にあつては標準報酬月額とし、同項第三号から第五号までに掲げる法律に基づく共済組合の組合員にあつてはこれらの法律に規定する給料の月額を政令で定めるところにより補正した額又は標準給与の月額とする。）を平均した額をいう。）の比率に相当する比率を参酌して政令で定める率を乗じて得た額とし、その月が昭和六十九年九月以前の期間に属するときは、その月の標準報酬の月額にそれぞれ附則第十三条の九に規定する政令で定めるところにより区分さ

くものとし、当該期間が昭和六十一年三月以前の期間に係る期間であるときは、船員保険の全被保険者（政令で定める者を除く。）を含む。）及び国民年金法第五十一条第三号から第五号までに掲げる法律に基づく共済組合の全組合員（政令で定める者を除く。以下この項において同じ。）の標準報酬の月額（組合員にあつては同年三月以前の期間に係る当該月額については国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五号）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法に規定する俸給の月額を政令で定めるところにより補正した額とし、厚生年金保険及び船員保険の被保険者にあつては厚生年金保険法及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に規定する標準報酬月額とし、国民年金法第五十一条第三号から第五号までに掲げる法律に基づく共済組合の組合員にあつてはこれらの法律に規定する給料の月額を政令で定めるところにより補正した額又は標準給与の月額とする。）を平均した額をいう。）の比率に相当する比率を参酌して政令で定める率を乗じて得た額とし、その月が昭和六十九年九月以前の期間に属するときは、その月の標準報酬の月額にそれぞれ附則第十三条の九に規定する政令で定めるところにより区分さ

附則第十四条の十を附則第十四条の十一と
附則第十四条の九の次に次の一条を加え
る。

附則第二十条第二項中「長期給付財政調整事業が実施されている間」を「当分の間」に改め、

中「附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の中欄に掲げる年齢」とあるのは「六

と産業共済組合をいう。)が支給する新法附則第十二条の三の規定による退職共済年金に対

する第二項の規定の適用については、同項中「六十歳」の者が、新法附則第十二条の七第一項又は第二項に規定する者であるときは、それぞれ新法附則別表第一又は新法附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じ、これらの表の中欄に掲げる年齢。以下この項において同じ。」とあるのは、「六十歳」とする。

(国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第五号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第七号中「又は総理府において作成した全国消費者物価指数」を削る。

附則第十三条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第四項ただし書中「この法律による年金である給付」とあるのは、「この法律による年金である給付、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第五号)附則第十二条第一項に規定する旧共済法による年金若しくは旧船員保険法による年金たる保険給付」と読み替えるものとする。

附則第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

附則第十六条第一項第一号中「千二百五十円」を「千三百八十八円」に改め、同項第二号中「国民年金等改正法附則第九号又は」を削り、同条第二項中「千二百五十円」を「千三百八十八円」に改め、同条第三項中「千二百五十円」を「千三百八十八円」に改め、昭和五十四年度の年度平均の物価指数に対する昭和五十八年度の年度平均の物価指数の比率を「千二百五十円に相対して得た金額」を「千六百三十三円」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「千二百五十円に昭和五十四年度の年度平均の物価指数に対する昭和六十年の年平均の物価指数の比率(昭和五十八年度基準物価上昇比率が百分の百を下つたときは、昭和五十

四年度の年度平均の物価指数に対する昭和五十八年度の年度平均の物価指数の比率とする。以下「昭和五十四年度基準物価上昇比率」という。を乗じて得た金額を基準として政令で定める金額を「千六百三十三円」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「千二百五十円」を「千三百八十八円」に改め、同条第七項中「千二百五十円に昭和五十四年度の年度平均の物価指数に対する昭和五十八年度の年度平均の物価指数の比率を乗じて得た金額を基準として政令で定める金額」を「千六百三十三円」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第七項とする。

附則第十七条第二項第一号中「二万四千円」を「二万八千二百円」に改め、同項第二号中「四万八千円」を「五万六千四百円」に改め、同項第三号中「七万二千円」を「八万四千六百円」に改め、同項第四号中「九万六千円」を「十一万二千八百円」に改め、同項第五号中「十二万円」を「十四万円」に改める。

附則第十九条第二項中「第五項」を「第四項」に改める。

附則第二十八条第一項第一号中「附則第十三条の規定又は」を削り、同項第二号中「国民年金等改正法附則第九号又は」を削る。

附則第三十二条第二項中「昭和六十六年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改める。

附則第三十四条の見出し中「日本鉄道共済組合」の下に「又は日本たばこ産業共済組合」を加え、同条第一項中「長期給付財政調整事業(新共済法附則第十四条の三第一項に規定する長期給付財政調整事業をいう。以下同じ。が実施されている間を当分の間に、」が支給する金額」を「又は日本たばこ産業共済組合(新共済法第八條第二項に規定する日本たばこ産業共済組合をいう。以下同じ。が支給する金額」に改め、同条第二項中「日本鉄道共済組合」の下に「又は日本たば

こ産業共済組合」を加える。

附則第三十五条第一項ただし書中「公金基礎給付率」の下に「それぞれ新共済法附則第十三条の九に規定する政令で定めるところにより区分された期間のうちの最初の期間に係る同条の規定により読み替えられた新共済法第七十七條第一項に規定する政令で定める率を乗じて得た額」を、「政令で定める率の下に」に当該政令で定める率を乗じて得た額を加え、同項第一号中「四十九万二千円に昭和五十四年度基準物価上昇比率を乗じて得た金額を基準として政令で定める金額及び」当該政令で定める金額を「六十二万四千七百二十円」に改め、同項第二号中「四十九万二千円に昭和五十四年度基準物価上昇比率を乗じて得た金額を基準として政令で定める金額」を「六十二万四千七百二十円」に改め、同項第三号中「四十九万二千円に昭和五十四年度基準物価上昇比率を乗じて得た金額を基準として政令で定める金額」を「六十二万四千七百二十円」に改める。

附則第三十六条第一項中「百分の五十」を「百分の三十五、百分の五十、百分の六十五」に改める。

附則第四十条第一項第一号を次のように改める。

一 六十二万四千七百二十円

附則第四十二条第一項第一号中「四十九万二千円に昭和五十四年度基準物価上昇比率を乗じて得た金額を基準として政令で定める金額」及び「当該政令で定める金額」を「六十二万四千七百二十円」に改め、同条第二項第一号中「四十九万二千円に昭和五十四年度基準物価上昇比率を乗じて得た金額を基準として政令で定める金額」を「六十二万四千七百二十円」に改め、同条第二項第二号中「四十九万二千円に昭和五十四年度基準物価上昇比率を乗じて得た金額を基準として政令で定める金額」を「六十二万四千七百二十円」に改める。

附則第四十四条第一項中「百分の五十」を「百分の三十五、百分の五十、百分の六十五」に改める。

附則第四十六条第一項第一号中「四十九万二千円に昭和五十四年度基準物価上昇比率を乗じて得た金額を基準として政令で定める金額」を「六十二万四千七百二十円」に改め、同条第五項中「当該各号に掲げる額」とあるのは「当該各号に掲げる額(国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第五号)附則第十三条に規定する昭和五十八年度基準物価上昇比率が百分の百を超えたときは、当該比率を当該各号に掲げる額に乘じて得た金額を基準として政令で定める金額)を「十二万円」とあるのは「十二万八千円」と、「二十一万円」とあるのは「二十二万四千円」に改める。

附則第五十条第一項中「昭和六十年」を「昭和六十三年」に改め、「百分の百五」及び「百分の九十五」を削る。

附則第五十一条の見出し中「日本鉄道共済組合」の下に「又は日本たばこ産業共済組合」を加え、同条第一項を次のように改める。

日本鉄道共済組合が支給する旧共済法による年金に対する附則第三十五条第一項、第四十条第一項、第四十二条第二項及び第四十六条第一項の規定の適用については、附則第三十五条第一項ただし書中「公金基礎給付率」額」とあるのは「昭和四十二年以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十二年法律第四号)第十條の八第一項に規定する公金基礎給付率年額を同項各号及び同法第十條の十第一項各号の規定の例により引き上げることとした場合の額」と、「相当する金額」とあるのは「相当する金額に百分の百を乗じて得た金額」と、同項第一号中「加えた金額」とあるのは「加えた金額」に百分の百を乗じて得た金額」と、同項第二号中「相当する金額」とあるのは「相当する金額に百分の百を乗じて得た金額」と、附則第四十条第一項第一号中「六十二万四千七百二十円」とあるのは「六十二万四千七百二十円に百分の百を乗じて得た金額」と、

同項第二号中「乗じて得た金額」とあるのは「乗じて得た金額に百分の百を乗じて得た金額」と、附則第四十二條第二項後段中「前項ただし書」とあるのは「前項ただし書中」相当する金額」とあるのは、「相当する金額に百分の百を乗じて得た金額」と読み替えて、同項ただし書と、同項第一号中「加算して得た金額」とあるのは「加算して得た金額に百分の百を乗じて得た金額」と、同項第四号中「相当する金額」とあるのは「相当する金額に百分の百を乗じて得た金額」と、附則第四十六條第一項第一号中「加えた金額」とあるのは「加えた金額に百分の百を乗じて得た金額」とする。

附則第五十一條第二項中「日本鉄道共済組合」の下に「又は日本たばこ産業共済組合」を加え、「長期給付財政調整事業が実施されている間」を「当分の間」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「日本鉄道共済組合」の下に「又は日本たばこ産業共済組合」を加え、「長期給付財政調整事業の実施状況」を削り、「旧共済法による年金の額の改定」を「旧共済法による年金の額（日本たばこ産業共済組合が支給する旧共済法による年金にあつては、当該年金の額のうち、新共済法第七十四條第二項に規定する退職共済年金の職域加算額、障害共済年金の職域加算額又は遺族共済年金の職域加算額に相当するものとして政令で定める部分の額）」の改定に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 日本鉄道共済組合が支給する退職年金又は減額退職年金の受給権者が、月の初日（昭和五十九年三月一日以前の日に限る。）に退職した者であり、かつ、その退職の日においてその者の受ける給与に關し昇給（日本国有鉄道改革法昭和六十一年法律第八十七号）附則第二項による廃止前の日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第四十四條に規定する給与準則その他の給与に關する規程に

基づく昇給で一般職の職員の給与等に関する法律第八條第七項の規定による昇給に相当するものとして大蔵大臣が定めるものをいう。以下この項において同じ。）があつた者である場合における附則第三十五條第三項（附則第三十七條第二項において準用する場合を含む。）及び第三十六條第三項（附則第三十九條において準用する場合を含む。）の規定の適用については、次の各号に掲げる額のうちのいずれが多い額をもつて、施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた当該年金の額とみなす。

一 当該退職の日において昇給がなかつたとしたならばその者の年金額の算定の基準となるべき旧公企業共済法第十七條第一項に規定する俸給年額を求め、その俸給年額を基礎として旧公企業共済法の規定により算定されるべき当該年金の額を算定し、その額を改正前の昭和五十八年法律第八十二号附則第二條の規定による廃止前の昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律（昭和四十二年法律第六十六号）第三條から第三條の十五までの規定又は昭和四十二年以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第三十五号）附則第五條若しくは昭和四十二年以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第四十九号）附則第四條の規定の例に準じて改定するものとした場合の額

二 改正前の昭和五十八年法律第八十二号附則第十八條第八項の規定を適用しないものとして改正前の昭和五十八年法律第八十二号附則第十八條、第十九條、第二十四條、第二十七條から第二十九條まで及び第三十

八條の規定により算定されるべき当該年金の額

附則第五十七條第一項中「比率」の下に「を新共済法附則第十三條の九に規定する政令で定めるところにより区分された期間のうちの最初の期間に係る同条の規定により読み替えられた新共済法第七十七條第一項に規定する政令で定める率に乘じて得た率」を加える。

附則第六十四條に次の一項を加える。

2 新共済法附則第十四條の十の規定は、日本鉄道共済組合又は日本たばこ産業共済組合が支給する旧共済法による年金の給付に要する費用（前項第一号から第四号までに掲げる費用を除く。）について準用する。この場合において、同条第三項中「第九十九條第一項第二号」とあるのは「国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五十五号）附則第六十四條第一項第五号」と、「掲げるもの」とあるのは「規定するもの」と、「附則第十四條の十」とあるのは「新共済法附則第十四條の十」と読み替えるものとする。

附則第六十五條中「前条を「前条第一項」に、「第六十四條」を「第六十四條第一項」に改める（昭和六十二年及び昭和六十三年度における国家公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に關する法律の一部改正）

第四條 昭和六十二年及び昭和六十三年度における国家公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に關する法律（昭和六十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

題名中「及び昭和六十三年度」を、「昭和六十三年度及び平成元年度」に改める。

第一条第一項中「この項及び第三條第一項において」を削り、同条第三項中「第三條第三項」の下に「及び第五條第三項」を加える。

第二条第一項中「次項及び第四條第二項において」を「以下」に改め、「第四條第一項」の下

に「及び第六條第一項」を加え、同条第二項中「第四條第二項」の下に「及び第六條第二項」を加える。

第四條の次に次の二條を加える。

（平成元年度における年金の額の改定の特例）

第五條 共済法による年金である給付については、昭和六十二年の年平均の物価指数に對する昭和六十三年の年平均の物価指数の比率を基準として、平成元年四月分以後の当該年金である給付の額を改定する。

2 前項の規定による年金である給付の額の改定の措置は、政令で定める。

3 前二項の規定により年金である給付の額の改定の措置が講じられたときは、共済法第七十二條の二の規定の適用については、同条の規定による年金である給付の額の改定の措置が講じられたものとみなす。

第六條 前条第一項及び第二項の規定は、旧共済法による年金について準用する。

2 前項の規定により年金の額の改定の措置が講じられたときは、昭和六十年改正法附則第五十條第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定による年金の額の改定の措置が講じられたものとみなす。

（日本国有鉄道改革法等施行法の一部改正）

第五條 日本国有鉄道改革法等施行法（昭和六十一年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第二十七條第十二項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成元年三月三十一日」に改め、同条第十四項中「昭和六十六年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改め、同条第十五項中「昭和七十二年三月三十一日」を「平成九年三月三十一日」に改める。

第三十八條第二項に後段として次のように加

える。

この場合においては、改正後の共済施行法第三條の二第二項中「適用法人」とあるのは、「適用法人（新法第八條第二項に規定する日本鉄道共済組合が支給する年金である給付に係るものについては、日本国有鉄道清算事業団）」とする。

第三十九條及び第四十條中「昭和六十五年四月一日を平成二年四月一日」に改める。

附則第十三條第二項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改める。

附則第十四條第一項中「附則第十六條」を「から附則第十六條の二までに改める。

附則第十六條第一項中「以下この條」の下に「及び次條を、次條の下に」及び附則第十七條を加え、「第六十四條の規定に」を「第六十四條第一項の規定に」に改め、同條の次に次の一條を加える。

第十六條の二 清算事業団は、昭和六十一年度以前において国鉄共済組合の長期給付に要する費用及び改正前の昭和五十八年法律第八十二號附則第三條第一項に規定する旧組合の長期給付に要する費用として日本国有鉄道が政令で定めるところにより負担すべきであつた負担金の額と同年度以前においてこれらの費用として日本国有鉄道が負担した負担金の額との差額に相当する金額（前條第一項の規定による調整の対象となる金額に係るものを除く。）として政令で定める金額に大蔵大臣が定めるところにより算定した当該金額が支払われるまでの間の利子に相当する金額を加えた金額を、大蔵大臣が定めるところにより、日本鉄道共済組合に支払うものとする。

2 清算事業団が前項の規定による支払をする場合における改正後の共済法第九十九條第一項第二号及び附則第二十條第二項並びに改正後の昭和六十年法律第五号附則第六十四條第一項第五号の規定の適用については、改正後の共済法第九十九條第一項第二号中「掲げ

るもの」とあるのは「掲げるもの及び日本国有鉄道改革法等施行法（昭和六十一年法律第九十三號）附則第十六條の二第一項の規定により支払われる金額に係るもの」と、「同項第二号」とあるのは「次項第二号」と、改正後の共済法附則第二十條第二項中「負担される金額」とあるのは「負担される金額、日本国有鉄道改革法等施行法附則第十六條の二第一項の規定により支払われる金額」と、改正後の昭和六十年法律第五号附則第六十四條第一項第五号中「規定するもの」とあるのは「規定するもの及び日本国有鉄道改革法等施行法（昭和六十一年法律第九十三號）附則第十六條の二第一項の規定により支払われる金額に係るもの」とする。

るもの」とあるのは「掲げるもの及び日本国有

鉄道改革法等施行法（昭和六十一年法律第九十三號）附則第十六條の二第一項の規定により支払われる金額に係るもの」と、「同項第二号」とあるのは「次項第二号」と、改正後の共済法附則第二十條第二項中「負担される金額」とあるのは「負担される金額、日本国有鉄道改革法等施行法附則第十六條の二第一項の規定により支払われる金額」と、改正後の昭和六十年法律第五号附則第六十四條第一項第五号中「規定するもの」とあるのは「規定するもの及び日本国有鉄道改革法等施行法（昭和六十一年法律第九十三號）附則第十六條の二第一項の規定により支払われる金額に係るもの」とする。

附則第二十三條第十四項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成元年三月三十一日」に、「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改める。

附則 附則第二十三條第十四項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成元年三月三十一日」に、「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改める。

（施行期日） 〇等 〇等

第一条 この法律は、平成元年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中国国家公務員等共済組合法第六十二條第一項の改正規定、同法附則第六條の次に一條を加える條第一項の改正規定、第四條の規定及び附則改正規定、同法附則第十四條の二第二項の改正規定及び同法第三條の規定 公布の日

二 第一条中国国家公務員等共済組合法第七十三條第四項の改正規定 平成二年二月一日

三 第一条中国国家公務員等共済組合法附則第十四條の十を同法附則第十四條の十一とし、同

法附則第十四條の九の次に一條を加える改正

規定並びに同法附則第二十二條第二項及び〇第二十條の二の改正規定、第二條の規定、第三條中国国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第三十四條の改正規定、同法附則第五十一條の改正規定（同條第一項の改正規定を除く。）、同法附則第六十四條の一項を加える改正規定及び同法附則第六十五條の改正規定、第五條の規定並びに附則第六條から第八條までの規定 平成二年四月一日

2 次各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

一 第一条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法（以下改正後の法」という。）第七十二條の二第一項、第七十八條第二項、第八十二條第一項及び第三項、第八十三條第三項、第八十九條第三項、第九十條、附則第十二條の四第一項並びに附則第十三條の九の規定並びに第三條の規定による改正後の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（以下改正後の昭和六十年改正法」という。）附則第十三條、附則第十六條、附則第十七條第二項、附則第十九條第二項、附則第二十八條第一項、附則第三十五條第一項、附則第四十條第一項、附則第四十二條第一項及び第二項、附則第四十六條第一項及び第五項、附則第五十條第一項、附則第五十一條第一項並びに附則第五十七條第一項の規定 平成元年四月一日

二 改正後の法第七十九條第二項及び第八十七條第二項の規定並びに改正後の昭和六十年改正法附則第三十六條第一項及び附則第四十四條第一項の規定、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の翌月の初日

（標準報酬に関する経過措置） 施行日の属する月の翌月の初日

第二条 平成元年十月一日前に国家公務員等共済組合（以下「組合」という。）の組合員の資格を取得して、同日まで引き続き組合員の資格を有する者（国家公務員等共済組合法（以下「法」という。）第二百二十六條の五第二項に規定する任意継続組合員、法附則第十二條第三項に規定する特別退職組合員及び法附則第十三條の三第四項に規定する特別継続組合員を除く。）のうち、同年七月一日から九月三十日までの間に組合員の資格を取得した者又は法第四十二條第七項の規定

により同年八月若しくは九月から標準報酬（同條第一項に規定する標準報酬をいう。以下この条において同じ。）が改定された者であつて、同月の標準報酬の月額が七万六千円以下であるもの又は四十七万円であるもの（当該標準報酬の月額の基礎となつた報酬月額が四十八万五千円未満であるものを除く。）の標準報酬は、当該標準報酬の月額の基礎となつた報酬月額を第一條の規定による改正後の法（以下「改正後の法」という。）第四十二條第一項の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして、組合が改定する。

により同年八月若しくは九月から標準報酬（同

條第一項に規定する標準報酬をいう。以下この条において同じ。）が改定された者であつて、同月の標準報酬の月額が七万六千円以下であるもの又は四十七万円であるもの（当該標準報酬の月額の基礎となつた報酬月額が四十八万五千円未満であるものを除く。）の標準報酬は、当該標準報酬の月額の基礎となつた報酬月額を第一條の規定による改正後の法（以下「改正後の法」という。）第四十二條第一項の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして、組合が改定する。

2 前項の規定により改定された標準報酬は、施行日の属する月の翌月 施行日 平成元年十月一日から平成二年九月までの各月の標準報酬とする。

（出産手当金に関する経過措置） 施行日 第三條 出産の日が附則第一條第一号に定める日の前四十二日以前の日である組合の組合員及び組合員であつた者については、改正後の法第六十七條第一項の規定は、適用しない。

（法による年金である給付の額等に関する経過措置） 第四條 平成元年九月分以前の月分の法による年金である給付の額及び旧共済法による年金（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第二條第六号に規定する旧共済法による年金をいう。以下同じ。）の額については、なお従前の例による。

2 改正後の法第八十七條の七の規定は、この法律の施行の日以後に給付事由が生じた法による障害一時金の額について適用し、同日前に給付事由が生じた法による障害一時金の額については、なお従前の例による。

（日本鉄道共済組合が支給する平成六年九月分

請願者 鹿兒島県指宿市湊一ノ五ノ二二

紹介議員 西之園 蕪 外四千六百四十八名

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第二八二七号 平成元年十一月十七日受理

共済年金の改善に関する請願

請願者 鹿兒島県出水市文化町二三七

尾一男 外四千七百五十二名

紹介議員 井上 吉夫君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第二九九五号 平成元年十一月二十日受理

平和祈念事業特別基金等に関する法律に基づく戦後処理事業の公正な運営に関する請願

請願者 北海道空知郡上富良野町南町一ノ

三ノ一四 藪下鉄次郎

紹介議員 山口 哲夫君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三〇九八号 平成元年十一月二十一日受理

平和祈念事業特別基金等に関する法律に基づく戦後処理事業の公正な運営に関する請願

請願者 北海道美唄市大通り南二丁目

長 岡外喜夫

紹介議員 山口 哲夫君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三一六〇号 平成元年十一月二十一日受理

共済年金の改善に関する請願

請願者 富山県新湊市港町一ノ二四

辻 松三 外二百五十八名

紹介議員 永田 良雄君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

十二月四日本委員会に左の案件が付託された。

一、行政情報公開に関する法律案（猪熊重二

君発議）

行政情報公開に関する法律案

行政情報公開に関する法律

目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 行政情報公開（第五条—第十四条）

第三章 不服申立て及び訴訟（第十五条—第十七条）

第四章 行政情報公開審議会（第十八条）

第五章 雑則（第十九条—第二十六条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国民の知る権利を保障し、行政の公正で民主的な運営を確保する上において行政情報を公開することが極めて重要であることにかんがみ、行政情報の公開に関する行政機関の責務及び行政情報の公開を請求する権利を明らかにするとともに、行政情報の公開に關し必要な事項を定め、もって民主政治の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「行政情報」とは、行政資料に記録されている情報をいう。

2 この法律において「行政資料」とは、行政機関の職員が行政事務の処理の過程において作成し、又は取得した文書図画、マイクログフィルム、撮影フィルム、スライド、録音テープ、録画テープ、電磁的記録（電子計算機による情報処理のための磁気テープ、磁気ディスクその他の記録媒体に情報記録した物をいう。第九条第一項において同じ。）その他の採録物（取得した採録物にあつては、出版物その他一般に頒布されているもの及びこれらに類するものを除く。）で、行政機関が管理しているものをいう。

3 この法律において「行政機関」とは、法律の規定に基づき内閣に置かれる機関、国家行政組織

法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項に規定する国の行政機関として置かれる機関、人事院及び会計検査院をいう。

（行政機関の責務）

第三条 行政機関は、行政情報の公開を請求する権利が十分に保障されるように、この法律を解釈し、運用するとともに、行政資料の適切な保管と行政情報の迅速な検索のための体制の確立に努めなければならない。

（情報の提供）

第四条 行政機関は、その保有する情報を積極的に提供しよう努めなければならない。

第二章 行政情報の公開

（行政情報の公開の請求）

第五条 何人も、行政機関の長に対し、行政情報の公開を請求することができる。

（非公開とする）

第六条 行政機関の長は、公開の請求があつた行政情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを公開しないことができる。

一 我が国の防衛又は外交に関する情報その他の国の利益に関する情報であつて、公開することにより国の重大な利益を害するおそれがあることが明らかであるもの

二 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により何人でも閲覧し、又は視聴することができるものとされている行政資料に記録されている情報

ロ 公表することを目的として行政機関の職員が作成し、又は取得した行政資料に記録されている情報

ハ 法令の規定に基づく処分、手続その他の行為に際して行政機関の職員が作成し、又は

は取得した行政資料に記録されている情報は、取得した行政資料に記録されている情報であつて、公開することが公益上必要であると認められるもの

二 内閣総理大臣その他の国務大臣及び国会議員並びにこれらの職にあった者に関する情報であつて、公開することが公益上必要であると認められるもの

三 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより、当該法人等又は当該個人の利益を著しく害するおそれがあることが明らかであるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 事業活動によつて生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命、身体又は健康を保護するために、公開することが必要であると認められる情報

ロ 違法又は不当な事業活動によつて生じ、又は生ずるおそれがある損害又は支障から人の財産又は生活を保護するために、公開することが必要であると認められる情報

四 公開することにより人の生命、身体及び財産の保護その他の犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあることが明らかである情報

五 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯罪事件の調査、公訴の提起若しくは維持又は刑の執行に関する情報であつて、公開することによりその適正な遂行に支障を及ぼし、又は刑事被告人の公正な裁判を受ける権利を侵害するおそれがあることが明らかであるもの

六 行政機関が行う立入検査、取締り、徴税、入札、試験、人事その他の事務に関する情報であつて、当該事務の性質上、事前に公開することにより当該事務の目的が達成できなくなり、又は当該事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあることが明らかであるもの

七 当該機関の意思決定の過程において行われる当該機関内部の意見交換又は当該機関と他の機関との意見交換における意見の内容をなす情報であつて、公開することにより当該機関の意思形成を害するおそれがあることが明らかであるもの

八 行政機関の職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得した行政資料に記録されている情報のうち、専ら当該学術研究の目的のために使用するものであつて、公開することにより学術研究の自由を損なうおそれがあるものほか、他の法律で非公開とすべきものと定められている情報

九 前各号に掲げるもののほか、他の法律で非公開とすべきものと定められている情報

二 行政機関の長は、一の行政資料に前項各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」という。）とそれ以外の情報とが記録されていると認める場合において、当該非公開情報が記録されている部分とそれ以外の情報が記録されている部分とを容易に分離できるときは、当該非公開情報が記録されている部分を除いた部分に記録されている行政情報を公開しなければならない。

三 行政機関の長は、第一項各号に該当する行政情報であつても公益上の必要その他正当な事由があると認めるときは、当該行政情報を公開するものとする。

四 第一項の規定は、同項第一号に該当する外交に関する行政情報（我が国と他国との間で公開しない旨の取決めがあるものを除く。）については、当該行政情報を記録した行政資料を作成し、又は取得した日から起算して二十年を経過した後は、適用しない。

（行政情報の公開の請求方法）
第七条 第五条の規定に基づき行政情報の公開を請求しようとする者は、行政機関の長に対し、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは

事業所の所在地並びに法人その他の団体にあってはその代表者の氏名
二 当該請求に係る行政資料の件名又は第十一條第四項の符号、行政資料の形態及び行政情報の公開の方法
三 その他政令で定める事項

（行政情報の公開の請求に対する決定等）
第八条 行政機関の長は、第五条の請求を受けた日から起算して二週間以内に当該請求に係る行政情報を公開するかどうかについて決定しなければならない。この場合において、当該期間内に当該決定をすることができない相当の理由があるときは、当該期間を二週間以内に限り延長することができる。

二 行政機関の長は、前項の決定をしたときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、請求人に、その旨を書面で通知しなければならない。この場合において、当該決定が公開しない旨の決定であるときは、その理由（当該行政情報を公開しない理由がなくなる期日をあらかじめ示すことができる）は、その理由及びその期日（を併せて通知しなければならない）。

三 行政機関の長は、第五条の請求があつた場合において、当該請求に係る行政資料を管理していないときは、当該請求の日から起算して二週間以内に請求を却下し、その旨を請求人に通知しなければならない。この場合において、当該請求に係る行政資料を他の行政機関が管理しているときは、その旨を教示しなければならない。

（公開の方法）
第九条 行政情報の公開は、行政資料の閲覧、視聴又は写し（電磁的記録にあつては、これを文書図画として再生したもの。以下同じ。）の交付により行う。
二 行政資料を閲覧、視聴又は写しの作成に供することにより、当該行政資料を汚損し、又は破損するおそれがあるときその他相当の理由があるときは、前項の規定にかかわらず、当該行政

資料に代えて、当該行政資料を複製したものの閲覧、視聴又は写しの交付により行うことができる。（手数料等）
第十条 行政資料（前条第二項の行政資料を複製したものを含む。次項において同じ。）を閲覧し、又は視聴する者は、政令で定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

二 行政資料の写しの交付を受ける者は、政令で定めるところにより、当該行政資料の写しの交付に要する費用を負担しなければならない。
三 行政情報の公開を請求する者は、政令で定める場合を除き、前項の費用のほか郵送料を納付して、同項の行政資料の写しの送付を請求することができる。

（行政情報検索簿の作成及び閲覧）
第十一条 行政機関の長は、政令で定めるところにより、その保有する行政情報について、行政情報検索簿を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

二 前項の行政情報検索簿には、次の各号に掲げる事項を事実ごとに区分して記載しなければならない。
一 事案名
二 当該事案を処理した組織の名称
三 事案の概要
四 当該事案に係る行政資料の件名、形態、作成又は取得の年月日及び保存期間
五 第五条の請求を受理する組織の名称及び所在地

三 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、同項第四号の行政資料の件名を記載することにより非公開情報を公開することとなると認めるときは、これを記載しないことができる。
四 前項の規定により行政資料の件名を記載しない場合は、行政資料の件名に代えて、行政資料を特定することができる番号、記号その他の符号を記載しなければならない。
五 行政機関の長は、行政情報を保有するに至つ

たときは、遅滞なく、当該行政情報について、第二項各号に掲げる事項（既に記載のある事項を除く。）を行政情報検索簿に記載しなければならない。

六 行政機関の長は、少なくとも毎年一回、行政情報検索簿に記載されている事項（第二項第四号及び第五号に掲げる事項を除く。）を官報で公示するものとする。
（行政情報サービスセンター）
第十二条 行政情報の公開を請求する者の利便に資するため、総務庁に、行政情報サービスセンターを置く。

（行政情報の公開状況の公表）
第十三条 行政機関の長は、毎年、行政情報の公開の請求の件数、閲覧等に供した行政資料の件名、公開しない旨の決定をした行政情報を記録している行政資料の件名及びその理由その他行政情報の公開の状況について、一般に公表しなければならない。
（行政資料の作成等）
第十四条 行政機関は、政令で定める基準に従つて行政資料の作成、整理及び保存を行わなければならない。

第三章 不服申立て及び訴訟
（不服申立て）
第十五条 行政情報の公開に関する処分については、行政情報公開不服審査会に対してのみ行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てをすることができる。

二 前項に規定する不服申立てについては、行政機関の長が、行政情報の公開の請求を受けた日から四週間以内にならぬ処分をしなかつたときは、当該期間を経過した日に当該行政情報を公開しない旨の決定があつたものとみなす。
第十六条 前条第一項に規定する不服申立ての手続並びに行政情報公開不服審査会の組織及び運営に關し必要な事項は、別に法律で定める。
（訴訟）
第十七条 行政情報の公開に関する処分の取消し

の訴えの判決は、事件を受理した日から起算して九十日以内にするように努めなければならない。

第四章 行政情報公開審議会

(行政情報公開審議会)

第十八条 内閣総理大臣の諮問に応じ、非公開情報に関する事項、行政資料の作成、整理及び保存に関する事項、行政情報の検索体制の整備に関する事項その他行政情報の公開に関する重要事項を調査審議させるため、総務庁に、行政情報公開審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、前項に規定する事項について、内閣総理大臣に対し、意見を述べることができ

3 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 雑則

(苦情処理)

第十九条 行政機関の長は、行政情報の公開の請求に係る苦情その他行政情報の内容又は行政情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(資料の提出及び説明の要求)

第二十条 総務庁長官は、行政機関における行政情報の公開に関する事務の実施状況について必要があるとき、行政機関の長に対し資料の提出及び説明を求めることができる。

(意見の陳述)

第二十一条 総務庁長官は、この法律の目的を達するため必要があると認めるときは、行政機関における行政情報の公開に関し、内閣総理大臣又は行政機関の長に対し意見を述べることができる。

(他の法律との関係)

第二十二条 他の法律又はこれに基づく命令(以下この条において「他の法令」という。)の規定により行政情報の内容が現に公表されているとき、又は行政情報の内容を知するための手続が他の法令において定められているときは、当該行政

政情報については、この法律の規定は、適用しない。

(権限の委任)

第二十三条 行政機関の長は、政令(人事院又は会計検査院にあっては、当該機関の命令)で定めるところにより、この法律の規定により属させられた権限又は事務を、当該行政機関の職員に委任することができる。

(政令への委任)

第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

第二十五条 偽りその他不正の手段により、非公開情報の公開を受けた者は、十万円以下の過料に処する。

(地方公共団体の保有する情報の公開)

第二十六条 地方公共団体は、この法律に定める行政機関における行政情報の公開の措置に準じて、その保有する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律施行の際現に行政機関が保有している行政情報については、第十一条第五項の規定は、適用しない。

2 行政機関の長は、前項の行政情報について、も、第十一条第二項各号に掲げる事項(既に記載のある事項を除く。)を行政情報検索簿に記載するよう努めるものとする。

(総務庁設置法の一部改正)

第三条 総務庁設置法(昭和五十八年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 行政情報の公開に関する法律(平

成元年法律第 号)の施行に関する事務を行うこと。

第九条の次に次の一条を加える。

(地方支分部局)

第九条の二 総務庁に、次の地方支分部局を置く。

管区行政監察局

行政情報サービスセンター

2 前項に定めるもののほか、当分の間、総務庁に、地方支分部局として、沖縄行政監察事務所を置く。

第十條の見出しを「(管区行政監察局等)」に改め、同条中第一項及び第二項を削り、第三項を第一項とし、第四項を第二項とし、第五項を第三項とし、同条第六項中「第四項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項から第十五項までを二項ずつ繰り上げる。

第十條の次に次の一条を加える。

(行政情報サービスセンター)

第十一条 行政情報サービスセンターは、第四條第十一号の二に掲げる事務及びこれに関する同条第五十八号に掲げる事務を分掌する。

2 行政情報サービスセンターは、前項の事務のほか、各行政機関の所掌事務のうち、行政情報検索簿の閲覧に関する事務、行政情報の公開の請求に関する相談その他の行政情報の公開に関する事務を分掌する。

3 前項の事務については、当該事務を所掌する行政機関の長が行政情報サービスセンターの長を指揮監督する。

4 行政情報サービスセンターは、都道府県ごとにその区域を管轄区域として置かれるものとし、その名称、位置及び内部組織については、政令で定める。

この法律の施行に要する経費

この法律の施行に要する経費は、初年度約十二

億四千万円、平年度約九億四千万円の見込みである。